

第七十五回国会 大蔵委員会 議 録 第十五号

昭和五十年三月十二日(水曜日)

午前十時三十一分開議

出席委員

委員長 上村千一郎君

理事 伊藤宗一郎君

理事 山下 元利君

理事 佐藤 觀樹君

理事 増本 一彦君

理事 越智 伊平君

金子 一平君

小原純一郎君

塩谷 一夫君

原田 憲君

村岡 兼造君

山中 貞則君

藤田 高敏君

村山 喜一君

荒木 宏君

坂口 力君

広沢 直樹君

出席政府委員

大蔵政務次官 森 美秀君

大蔵大臣官房審 旦 弘昌君

大蔵省主計局次 辻 敬一君

大蔵省主税局長 中橋敬次郎君

国税庁次長 磯辺 律男君

国税庁直税部長 横井 正美君

委員外の出席者

大蔵委員会調査 末松 経正君

委員の異動

三月十二日

辞任 補欠選任

小林 政子君 東中 光雄君

坂口 力君 田中 昭二君

同日

辞任

東中 光雄君

田中 昭二君

補欠選任

小林 政子君

坂口 力君

本日の会議に付した案件

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

○上村委員長 これより会議を開きます。

所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。横路孝弘君。

○横路委員 最近の経済状況を反映して、あるいは国際的、国内的な環境の変化というものを反映して、政府の方も低成長福祉型経済などということを言っているわけですが、それが従来のいろいろな経済政策あるいは財政政策等の反省から来ているのか、あるいは高度成長は無理だから低成長、それに国民の要求の福祉というものをくつつけて低成長福祉ということを言っているのか、いずれにしてもこれからの財政の構造なり、あるいは財源である税制の構造なりというふうなものがあり方全体を考えてみなくちゃいけないところに来ていると思うのです。きょうはそんな点に少ししほりまして、御質問申し上げたいと思うのです。

最初に一つの素材としてなんですけれども、大蔵省の高木事務次官が一月の二十八日に、大阪の日本記者クラブの昼食会で「当面の財政・金融政策の課題」ということについて講演をなさったところであります。新聞の報道するところによりまして、こういうことでもあります。

「福祉行政の行き過ぎが財政の硬直化を招き、経済運営を難しくしている。英国の没落を他山の石としなければならぬ」ということで幾つかお話しになっているわけですが、考え方が非常に出てくる点だけをちょっとピックアップしてお話ししてみよう。

石油価格の高騰から世界経済の構造が変化し、日本経済は「静かで控え目な成長」に向かわなければならなくなっている。この時期に財政が硬直化するのには憂慮すべきことだ。近ごろは産業中心から人間中心への呼びかけで、保育所、学校、下水道の整備など福祉行政の拡充が強く要請され、五十年年度予算政府案でも福祉予算は大幅な伸びとなった。

というのがまず第一点です。そこから高木さんの考えが出てくるわけですが、

しかし、ここでよく考えてみたい。産業にカネを注ぎ込めば、生産性は上がり、コストは下がる。出したカネは税収の伸びとなって戻ってくる。しかし、福祉に使うと、戻って来ない。福祉予算が大幅にふえ、国の財政が硬直化し、今後の経済運営が心配になってきたが、地方財政も福祉予算の行き過ぎからひどい硬直化を招いている。なぜこうなったのかは、基本的には正しい議論を展開する人に票が集まるのか、保育所を建てようという人に票が集まるのか——にかかってくるわけで、住民の目が正しくないという点で、あと美濃部都政の批判をなさったようであります。

問題は、実はこの考え方の中に、つまり「福祉行政の行き過ぎが財政の硬直化を招き、経済運営を難しくしている」ということで、五十年年度予算をも含めての発言なんです。多分これは大蔵省の本首がかなり出ているのじゃないかというように考えるわけですが、いかがでしょうか、主計局の方からでも。

○辻政府委員 ただいま御指摘ございましたように、今後経済の成長が安定成長路線に移行いたしますといたしますならば、従来の高度成長下におけるような多額の自然増収を期待し得なくなるわけでございますが、他方、社会保障費でございますとか、あるいはまた人件費でございますとか、そういう弾力性に乏しい経費のウェイトは高まってまいりまして、いわゆる財政の硬直化の現象があらわれてまいりまして、

したがって、今後私どもも、財政制度審議会等にも御検討をお願いしまして真剣に勉強しなければいけないと思っております。でございますが、今後どういふものを選択すべきか、また、どういふものを取ってどういふものを捨てるべきかというようにつきましても慎重に検討をいたしまして、安易な財政依存と申しますか、そういう考え方は排除していく必要があるのではないかと考えているわけでございます。

政府といたしましても、いろいろな意味で、国、地方を通します行政の簡素化、合理化によるコストの削減でありますとか、あるいはまた公共料金等を含みます受益者の費用負担の問題でございますとか、さらには公債政策のあり方でございますとか、また安定成長下におきます財源の確保の問題でございますとか、そういうものを検討いたしまして、これまでの制度とか慣行に根本的な検討を加えて改善を図ってまいらなければならないのではないかと、かように考えておるところでございます。

○横路委員 その点はこれから質問の中で少し議論をしていきたいと思います。三木内閣にかわって、総理の施政方針演説あるいは大蔵大臣の財政演説等でも、ことしの予算というのはインフ

レ抑制、それから社会福祉充実並びに社会的公正の是正ということが大きな柱になっているわけでありまして、施政方針演説の中でも、社会的公正を確保するための福祉政策の充実ということ、特に重点的配分を図ったのは社会保障、教育、住宅、下水などの生活基盤の充実であり、インフレの影響をまともに受ける弱い人々を救済して社会的公正を期することに特に配慮したいというのが施政方針演説の基調になっているわけでありまして、非常にかつこくうたい上げしているわけでありまして。

この高木さんの発言は後で議論しますが、やはり従来の政策に対する反省がない、従来と同じような投資効果論が中心になっている物の考え方じゃないかというように思うわけなんです、政務次官、産業に投資した金は戻ってくるけれども福祉に投資した金は戻ってこない、これはある意味でそういう側面というのがあるのかもしれないけれども、そこから彼自身の意見を聞いてみると、だから要するに住民の目をもうちょっと正しくして、保育所を建てるというふうな人への投票すると言わねばかりの発言をしているわけですね。

そうすると、基本的な方向としては社会福祉の充実だ、あるいは生活環境の整備なんだということが今年度予算の基調であり、それから政府自身の基本的な政策の方向であるとするならば、この発言というのは、どうも政治ベースと事務ベースで相当違っているんじゃないかというように思うのですけれども、基本的にどのようにお考えになりますか。

○森(美)政府委員 いままでの戦後三十年たりました高度成長はそれなりに意味があったわけでごさいます、今後の福祉その他につきましても政策は、当然われわれが義務としてもやっていかなければならない性格のものだと考えております。そういう意味におきまして、今後の安定成長下の税制その他につきましては、新たな見地から考えを発想していかなければならないと考えて

いるものでございます。

○橋路委員 事務次官の発言についてはどうお考えですか。

○森(美)政府委員 事務次官の発言については、私も聞いておりませんものでちょっとわかりません。

○橋路委員 いや、聞いていないでなくて、さっき私が紹介した発言、これは基本的な物の考え方です。自民党の中にもこういう考え方をされる方はたくさんおられるわけです。この基本的な物の考え方について——これはもう読んでみて本

当に言いたいこと、つまり、大蔵省のトップレベルの人たちならばまず間違いないが考えられていることのように受け取ったのですが、政務次官として事務次官の発言を批判するというのはなかなかあれでしょうけれども、別に批判でなくて、こういういわゆる投資効果論をあなた自身はどのようにお考えになりますか。投資効果論からいけば、いつまでも福祉なんか充実しないわけですよ。その辺のところをどういうふうに

お考えですか。

○森(美)政府委員 投資効果論とはっきり銘打ちますという問題がございます、当然福祉と

いうのは、先ほど申しましたように、今後の社会生活上必要不可欠のものと考えております。

○橋路委員 これは社会保障についての一つの考え方が出ています。前に、佐藤内閣のとき、老人の医療費を無料にするというときに、厚生省の官僚が、お年寄りに金を使うのは枯れ木に水をやるようなものだと発言して問題になったことがあります。あれと同じ考え方だと思いませんか、ここに出てくる考え方。

○森(美)政府委員 それは明らかに對比しますと、福祉というものを全く否定してある発言と私は思えませんもので、枯れ木に水とはいささか意味が違ふと思います。

○橋路委員 つまり産業に金を使うと、生産性が上がってコストが下がる、したがって税金の自然増収が伸びて、出したお金は返ってくる。ところが、福祉に使った金は返ってこないというわけ

です。これはもちろんそんなことはないわけでありまして、それからまた、社会保障というものは一体何かという基本的な問題とかかわってくるわけですから、では、今日の福祉問題は一体どういう問題なんだという認識ですね。先ほど政府の義務だという御答弁がありましたけれども、その辺のところの基本的なお考えについて、政務次官の方と大蔵当局の方と、お考えを聞かせていただきたいと思ひます。

○森(美)政府委員 社会福祉の問題は、われわれがいままでの高度成長下に生きてまいりまして、緑も何もないうような生活を謳歌したような時代もあるいはあったかも知れませんが、今後はそういう意味でできる限り社会福祉に意を注いでやっていくべきだと考えておるわけでごさいます。

○橋路委員 従来のいろいろな経済計画ですね、鳩山内閣の経済自立五年計画からずっとずいぶんたくさん経済計画が何回も出ては変わっていきなりましたが、社会福祉の問題が基本的な課題になつてきたのは、この課題のところを見ると、今度の経済社会基本計画あたりのところからですね。経済白書で言うと、昭和四十七年度の経済白書から「成長と福祉の乖離」ということで、いろいろの側面からこの問題を取り上げているわけ

です。そこで指摘していることは、「これまでの高い経済成長の過程で、所得水準は上昇し、その平準化も進んだ。しかし、この平準化は、主として労働市場における賃金格差の縮小を通じて実現されたものであった。それだけに経済活動に参加する能力をもたないものは平準化にあづかることはできず、また一般的な所得格差縮小のかけにはなお多くの不平等が残されている。」

賃金格差が縮小されたかどうかは別にして、そういう意味で不公平が拡大をしたということで、老人世帯とか母子世帯、心身障害者の問題、それからキャピタルゲインなど資産所得の問題、格差

と不平等が非常に大きくなったという問題ですね、そういう点を指摘しているわけで、特に物価上昇が所得上昇率の低い老人、退職者、母子世帯に対して逆進的な打撃を与えているということに非常に注目しているわけですね。この辺から福祉の問題がかなり基本的な問題として考えられるようになったと思うのですが、こういう問題の状況というのは、今日ますます深刻化しているというふうに思うのです。その原因は、ここに言うように成長と福祉の乖離ということにあると思うのでありますけれども、この基本的な考え方についてはいかがですか。

○森(美)政府委員 社会的公正の問題がいろいろ税制の面でも出てくるじゃないかという御指摘があると思ひますが、こういう点につきましても、私もできる限り公正を期していきたいと考えております。したがって、バランスのある社会福祉政策に向かって進んでいこうと考えております。

○橋路委員 バランスがあるというのは、何とバランスがあるわけですか。つまり、福祉問題というのが政策の基本的課題になったのが四十八年度の経済社会基本計画。それまでの長期計画の中で、基本的課題の中には社会福祉の充実というのは落ちていた。どちらかというと、やはり産業政策の方がずっと表に出てきたわけですね。新経済社会

発展計画あるいはその前の経済社会発展計画の中でも——このあたりから物価の安定の問題が出てきたり、あるいは社会開発、社会資本の充実ということを言われていたはずけれども、社会福祉ということになるのは四十八年以後の計画なわけですよ。こういう基本的な変わってきた点が何かということなんですか。

そこで、四十七年度の経済白書もそういう指摘があり、四十八年度の経済白書でも「インフレなき福祉をめざして」ということで、物価上昇のものをたらずすみについて、これは税制の問題もかなりこの経済白書の中で指摘をされているわけですから、資産のある者となし者との所得の不均衡が一

層拡大をしているということで、その拡大の原因として、やはり税制のあり方についての指摘があるわけですね。いざにしろ、四十七年、四十八年の経済白書から今日に至る時点の中で何が間違っていたのかという点ははっきりさせていかなければいけない。そこで、この高木さんの発言を見ると、どうもその反省が余りないのじゃないかということを考えています。

問題なのは、低成長福祉型経済と言われていますけれども、現在の財政政策の課題というものは、一つは、急速な経済成長の陰に取り残されてきた問題あるいは経済成長の過程を通じて生み出された社会的な不均衡、これが四十七年、四十八年の経済白書で指摘されている問題です。

それから第二は、成長自体が生み出したいろいろな問題、これは四十九年度の経済白書なんかでいふいろいろな指摘をされている点でありまして、インフレとか公害とか生活関連社会資本の不足の問題なんかは指摘されているわけです。

問題は、これらをどうやって解決していくかという問題なんです。そのためにはどういう基本的な政策転換が必要なのかということが問題だろうと思うのです。それを財政政策の面で見ると、従来の成長型財政ともいへば、基本的な転換をしなければいけないというように考えるわけですね。そういう従来の政策についての反省と、これからどこをどういうふうに転換をしていくのか。

なぜこんなことを申し上げるかという点、どうも従来の財政の構造、支出の構造というものはそのままにしておいて、福祉だけをその構造の上にプラスアルファしていく。したがって、財源の問題になりますと、その負担は高負担だ、こういう議論が実はあるわけです。しかし、それで果たして問題は解決するだろうかという点、やはり基本的にはかなり大きな転換を図っていかなければいけないのじゃないかと思うのです。具体的には後でその点を指摘したいと思うのですけれども、その

基本的な点についてどうですか。主計局の方でも結構です。

○辻政府委員 社会保障の充実、社会福祉の向上が重要な課題でございますことは、先ほど政務次官から御答弁申し上げたとおりであるわけでございます。五十年年度予算におきましても、社会保障関係費は増加額にいたしまして一兆の増額を計上してございまして、増加率にいたしまして三五・八％でございます。一般会計の予算の全体の伸びが二四・五％でございますから、全体の伸びをはるかに超える大幅な伸びになっているわけでございまして、一般会計の予算の中に占めます社会保障関係費の割合も、一八・四％というように上昇してきています。

今後とも私どもは基本的には社会保障の充実、社会福祉の向上が必要であると考えているわけでございまして、先ほど申し上げましたように、安定成長下の経済ということになってまいりますと、それに伴う財源という問題もあるわけでございまして、従来は福祉国家の要請が高まっております。中

で、どちらかといいますと、安易な財政依存という形が行われてきたこともある意味では否定できないところであると思っております。したがって、今後は社会保障といえども、やはり優先度と申しますかあるいは選択と申しますか、そういうものを厳しくいたす必要があるというふうに考えておるわけでございます。

いざにしろいたしましても、社会保障の充実につきましては、その裏打ちたる財源、租税の形でございまして、そういう問題があるわけでございまして、そういう安定成長下あるいは低成長下の財政運営のあり方、その中におきます社会福祉の位置づけ、社会保障の位置づけということにつきましては、先ほど申し上げたような観点から、今後とも私どもも真剣に検討いたさなければならぬと思っております。

○橋路委員 だから、従来の財政の構造の上に乗っかってそのままの形でさらにプラスアルファとしてその福祉の問題を考えれば、それはその財

源の問題にすぐいくわけですよ。財源の問題にすぐいく前に、従来の、つまり今日の事態を招いたことに財政なら財政の政策というものは非常に大きな責任というものがあろうと思うのです。そういう点については、どういうことを反省してどこをどういうふうに改善するのかということとをまずやはり基本的には押さえないと、すぐにそれは財源論になっちゃうわけですね。私はそうじゃないと思うのです。その辺の反省はどうかということなんです。

たとえば四十七年度の経済白書では、「従来の輸出・生産の拡大を目的として運営されてきた経済から、社会資本の整備、社会保障の充実を中心として公共部門の主導する経済へと成長パターンの転換を進めていかなければならない」、こういうような指摘があるわけですよ。ここに出てくるような考え方について、大蔵省としてはどうお考えですか。

○辻政府委員 現在のわが国の社会保障の現況がどういふことであるかという認識の問題と関連があると思うのですが、わが国の社会保障は、制度といたしまして国民皆年金あるいは国民医療の皆保険というところで充実をいたしてきております。年金の水準も五万円年金というふうに、諸外国に比べて必ずしも遜色のない程度に充実をしてきているわけでございます。また、児童手当の制度もできましたので、制度としては西諸国とおおむね同等の水準にあるのではないかと

いうふうに私どもは考えておるわけでございまして、ただ、よく御指摘になりますように、わが国の振替所得の対国民所得比等を比較してみますと確かに諸外国に比べて低いわけでございますが、これは二つ大きな理由があるわけでございまして、社会保障の主たる対象となります老人の人口の比率が諸外国に比べて非常に低いということが第一点でございます。それから、御承知のようにわが国の年金制度の歴史が新しく、いわば未成熟の形である、したがって年金を現にもらっている

者の数が少ないという問題があるわけでございまして。したがって、今後そういうお年寄りの人口がふえてくるとかあるいは年金の成熟度が増してくるといふようなことを考えますと、現在の制度でも社会保障給付が逐年相当増大してくるといふふうに考えておるわけでございまして。

○橋路委員 いま御指摘のように、確かに振替支出というのは日本は非常に低いですね。一方で、政府の固定資本の形成というのは非常に高いですね。ところが、これは高いけれども、主にその内容というのは産業基盤の方に重点が置かれて、社会資本の充実ということになると、その投資というのは非常に低かったという点にやはり問題があるだろうと思うのです。つまり、いま先に答えになりましたけれども、今日の社会福祉というのはそういう市場経済の中で得られる福祉というもの、それからもう一つはその外部で供給されるべき福祉という、その領域が非常に広がってきているわけです。そうすると、従来の財政の支出の構造から言えれば、やはりこれはどこからどういふぐあいに分析してみても、どうしたって民間主導、産業基盤整備型の公共投資だったということが言えるわけで、これはいまの水準というのはヨーロッパに比べても政府の固定資本の形成というのは低くないわけで、むしろその中身が問題だろうと思うのです。

社会保障の内容については、これからその内容について議論していきますけれども、そんなに自慢されるほどではないものかどうか、問題は非常に多いわけでありまして、老人人口というのはこれからどんどんふえていくということになりますと、制度の問題としても考えなければならぬ点が多いわけですが、私が御質問したいのは、そういう従来の財政なら財政の支出のあり方について、いまのままの形でさらに福祉をふやすというだけではないのか、その辺のところをもう少し大きく転換をしなければいけないのか、たとえば公共財の提供等についても四十九年度経済白書でいろいろと指

摘されているところなわけでありまして、現在の福祉の重点というのはむしろ市場外で供給されるものに対してという責任を果たしていくのかという点も、一つ非常に大きな点になってきているわけですね。その辺の従来のあり方についての反省はいかがですか。

○辻政府委員 最近、財政支出の内容と申しますが、予算の構造と申しますか、そういうものも非常に変わってきているわけでございます。たとえば社会保障関係費と公共事業関係費と対比いたしますと、いまから二年前の四十八年度でございますが、社会保障関係費の額が二兆一千四百四十五億円、これに対して公共事業関係費の額が二兆八千四百八億円、一般会計に占めますと、その割合は、社会保障関係費の方が一四・八%、公共事業関係費の方が一九・九%ということで、公共事業関係費の方がはるかに高かったわけでございます。

それが四十九年度になりますと、社会保障関係費の額が二兆八千九百八億円、公共事業関係費が二兆八千四百七億円、ここで初めて社会保障関係費の方が公共事業関係費を上回ったわけでございます。

さらに五十年度は、先ほど申し上げましたように、社会保障関係費は三五・八%伸びまして三兆九千二百六十九億円となりましたのに対し、公共事業関係費はおおむね横ばいいたしましたので、二兆九千九百五十五億円ということになったわけでございます。したがって、一般会計に占めます割合も、社会保障関係費が一八・四%に、公共事業関係費が一三・七%というふうに変化したところで、一兆円社会保障関係費の方が上回るということになっております。したがって、最近の二、三年におきまして財政支出の構造なりの変化というのは非常に著しいのではないかと考えているわけでございます。

ただ、基本的に申しますと、先ほど来お答え申し上げておりますように、安定成長下の財政のあり方というのは非常に大きな課題でございます。その中で社会保障関係費をどういうふうに持っていくか、あるいはまた社会資本の充実でございますが公共事業関係費をどのように位置づけていくかというのは、今後私も真剣に検討し、勉強しなければならぬ課題であると思っております。

○横路委員 ちよと二、三数字をお尋ねしたいと思うのですけれども、一つは国民所得に対する振替所得の比率がどのくらいか、もう一つは国民所得に占める社会保障費の割合はどうか、これはどういふぐあいになっていきますか。

○辻政府委員 振替所得の対国民所得比でございますが、一番最近の実績でございます四十八年度では六・〇%でございます。なお、四十九年度の実績見込みでございますと七・一%、五十年年度の見通しでございますと七・八%ということになっていきます。

○横路委員 数字の上で非常に社会保障費の割合が上がってきたということなんですが、ではちよと五十年年度予算で調べてみますと、生活保護の関係ですね、これは一般世帯の五六%以下ということなんですが、今回の生活扶助の基準が前年度比二三・五%ということ、その他も改善されたということで、四人世帯の生活保護基準月額、東京あたりで六万六千九百円から七万四千九百五十二円、男七十七歳、女六十五歳の老夫婦の場合三万七千九百円から四万三千七百円へ、これを充実と言えますか。去年一年間の物価の上昇を考えたとき、老夫婦で三万七千九百円から四万三千七百円に上がって充実ということが言えるでしょうか。インフレ調整程度じゃないですか。しかもそれにも上らないですね。物価上昇二四・五%で計算すれば、三万七千九百円から四万三千七百円、それもカバール切れていないのじゃないでしょうか。

○辻政府委員 生活保護費の予算につきましては、ただいまお話しございましたように、五十年におきまして、四十九年度当初に対して二三・五%というふうに引き上げることを予定しているわけでございますが、五十年年度経済見通しにおいて見込まれております個人消費支出あるいは物価の動向等を総合勘案して引き上げることにしたわけでございます。東京の標準四人世帯の生活扶助基準額、これはただいま御指摘のございましたように、七万四千九百五十二円でございますが、これは生活扶助の基準でございます。そのほかに住宅扶助というものもございますし、子供さんが学校に行っている場合には教育扶助というものもございます。さらに、内職収入その他がございます。また、控除でございますとかいろいろ制度がございます。さらにそれよりプラスをされる仕組みになっておりますので、かなりな程度私どもとしては充実に努力したと思っております。

○横路委員 おたくの方の五十年年度予算の説明なんかを見ても、要するにそれは物価上昇にスライドして調整をしたというように書かれているわけでありまして、とてもじゃないけど、たとえば男七十七歳、女六十五歳の老夫婦で三万七千九百円から四万三千七百円へということ、いまのインフレの中で充実をしたと言えらるかということになれば、それは感じ、受け取り方の違いなのかもしれませんけれども、物価上昇を考えれば、当然スライド程度にしか上がっていないのじゃないかと思うのであります。

社会保障関係費でも、たとえば入居者の生活費を二二%上げたということでありまして、社会保障関係の新設は、介護手当と特別児童扶養手当の中の、従来重度心身障害者だけだったものが、今度は国民年金の二級障害者にも支給するということで、これは画期的なことだといわれているわけですが、これだけ考えてみれば、従来のそういう不公平を是正したということだけにすぎないのじゃないかというふうに思うのですけれども、どうですか。

○辻政府委員 社会保障関係予算全体の問題につきましては、先ほどもお答えいたしましたように、相当大幅に伸ばしているわけでございますし、絶対額の増加で申しますと、一兆円を超えるという巨額なものであるわけでございます。その中で特に重点を置きましたのは年金の問題でございます。福祉年金等につきましては六〇%引き上げる、老齢福祉年金七千五百円を一万二千円に引き上げるといふような画期的な改善を行っております。それから、ただいま横路委員の御指摘になりました重度障害者の福祉手当、これも新しい制度として始めることにさせていただきます。

その他、生活保護基準にいたしまして、福祉施設の入所者の処遇にいたしまして、あるいは原爆被爆者対策にいたしまして、難病対策にいたしまして、限られた財源でございますが、なかなか御要望のとおりというふうにはいかなかったわけでございますが、私どもいたしましては、精いっぱい努力をいたしたつもりでございます。

○横路委員 この社会保障費の中に社会保険関係の費用が相当ウェイトが高いですね。そしてその中でも、実際のところ、特に医療関係に支出されるのがどのくらいになりますか。

○辻政府委員 社会保障関係費の中で医療費の割合というのは五〇%ちょっと割ったところでございます。四八%程度だったかと思っております。

○横路委員 つまり、いろいろな社会保険制度のいろいろな矛盾というふうなものが出てきまして、社会保障費の中の全体の配分で言うと、社会保険の関係が相当上がってきて、社会福祉費が若干上がりましたかね、あとは生活保護費にしてもなんにしても全部下がってきていますね。

生活保護費は下がっていますね。ことしは一三・六%ぐらいじゃないでしょうか。社会福祉費が若干、一%程度上がって、社会保険費がふえ、保健衛生、失業対策と、大体みんな中のウェイトそのものは非常に下がってきているわけですね。特に、社会保険の中でも医療関係者、お医者さんなんかには支払われるところが、これはいままでの

診療報酬の手直し等でかなり大きな比重を占めて
いるわけですね。したがって、やはり基本的に
は、中身についていろいろお話がございましたけ
れども、物価の上昇にスライドして、それで
新規の制度というのは本当に数えるほどしか出
てこない、こういうことだろうと思うのです。

したがって、問題はやはり、たとえば年金制度
なんかそうだと思うのですけれども、抜本的にこ
れを変えるということがなかったから、このまま
の制度で国民の要求にこたえるということになれ
ば、どうしてもしわ寄せというものは社会保険料の
方についてしまふ、皆さん方の受益者負担とい
うところについてしまふわけですね。そうすると、
その受益者負担というのは、それでは公平かとい
うと、そういう負担というのは低い所得のところ
ほど負担がかかる構造になっているわけですか
ら、高福祉ということとやはり矛盾をしていく側
面が出てくるわけですよ。

したがって問題は、たとえば年金制度、いま厚
生年金、共済あるいは国民年金、福祉年金とこ
うあるわけですね。これをちょっと上げれば
相当たくさん財源が必要なわけでしょう。そう
すると、こういう年金制度を拡充していくとい
うことになれば、制度そのものを支えていく、賦課
方式というように言われているのです。すけれ
ども、大蔵省としてその辺のところはどうで
すか、いまのままの年金制度で、なおかつ国民の要求
にこたえていくことが出来ますか。やはり
抜本的にその辺のところを大きく変えるとい
うことはできないのではないですか。いかが
ですか。

○辻政府委員 幾つか御指摘いただいたわけ
でございますが、社会保障関係費の中で、生活保護費、
社会福祉費、社会保険費、保健衛生対策費、失業
対策費という項目がございまして、社会保険費の
伸びが大きいというお話がございました。まさに
そのとおりでございますが、この中には、横路委
員のお話のございました医療保険の金ももちろ

入っておりますけれども、最近では、それもち
ろですが、厚生年金、国民年金等の年金関係の費
用もあるわけでございます。そちらのウェイト
が非常に高まってきていることを御理解願
いたいと思います。

それから、なかなか新しい制度というのができ
ないじゃないかという御指摘もあつたわけござ
います。先ほど申し上げましたように、児童手
当も数年前創設をされましたし、制度として見
ますと、おおむね西欧諸国にある制度はそろつて
いるわけでございますので、全く新しい制度を始め
るということとはなかなかないわけでございます。
既存の制度の充実ということに私どもも心がけて
いるわけでございます。

それから、年金の問題についてお話があつたわ
けでございます。年金の財政方式の問題は、私ど
も非常に重要な問題であると考えておりまし
て、いろいろな方面から検討をいたしているわけ
でございます。先ほどちょっと触れましたよ
うに、この問題を考える場合に二つの問題がある
わけでございます。

一つは、わが国の高齢人口、お年寄りの割合が
低いということでございます。六十五歳以上の
人口の比率をとりますと、わが国は七・五
割でございます。諸外国でございますと、大体一
〇割から一四割程度の割合になっております。し
かもわが国は急速に老人人口がふえるという情勢
にございまして、いまから二十年ないし二十五年
後には、大抵現在の西欧諸国並みの老人人口の割
合になることが予想されるわけでございます。

それからもう一つは、これも先ほど触れました
けれども、現在年金をもらつております数が非常
に少ない、年金受給者の被保険者に対する比率を
とってみますと、わが国はわずか四・二割程度で
ございまして、西欧諸国でございますと、二割か
ら二五割程度ということになっております。これ
も、わが国の年金の歴史がだんだんたつに從いま
して受給者がふえていくわけでございます。
したがって、こういうように日本は老人人

口の割合が少なくて年金受給者も少ないという特
殊な事情にございまして、いま直ちに賦課方式
に切りかえるということにいたしますと、現在の
被保険者の負担は非常に少なくて済むわけござ
いますけれども、後代の負担が非常にふえる。そ
ういう意味で世代間の負担の不公平を生ずると
いう問題がございまして、そういう問題もござい
ます。私どもも現在直ちに賦課方式に切りかえる
のは適当ではないのではないかと、いふふうに考
えているわけでございます。

○横路委員 いろいろな問題があるのは十分わ
かつているわけですね。ただ、基本的な制
度のあり方そのものところをやはりきちんと検
討するということが必要で、すぐこれは財源の
話になれば間接税強化、付加価値税と――その前
に検討しなければならぬ点が実はいろいろた
くさんあるんじゃないかという点をきょうは少し
指摘をしたいわけでありまして、年金制度ばかり
じゃなくて健康保険制度だって、国民健康、職域
健保との間でこれをどうするか、いまの制度のま
まで果たしていいのかどうかという基本的な問題
をやはりきちんと検討しなければならぬ時期に
来ているわけでしょう。それから税制の問題でい
えば診療報酬のあり方ということですが、どうで
すか、この健康保険制度の問題は。

○辻政府委員 医療保険の問題にいたしましても
非常に問題があるわけでございます。費用負担の
点に限って申し上げますと、どの程度を受益者負
担といふべきか患者の負担と申しますか、そうい
うものでまかなうべきであるか、どの程度を保険
料で調達をすべきであるか、また国庫負担をどう
いふふうにしていくべきであるかという問題が
あるわけでございます。

ただ、医療保険は基本的に申しますと相互扶助
の制度でございますから、その対象が非常に低所
得でございます場合、たとえば日曜健康保険のよ
うな場合は国庫補助をいたします。それから事業
主の負担がない場合、たとえば国民健康保険のよ
うな場合、これは相当高率、高額の国庫負担をい

たしておりますが、基本的に申しますならば、保
険料それに受益者負担でまかなつていくべきじゃ
なからうかというふうに思っております。

○横路委員 その受益者負担というやつが、これ
は最後に議論することですが、高福祉高負担とい
う場合の高負担が一体何かということにも実は
かわり合つてくる問題ですが、診療報酬のこと
が、私どもも現在直ちに賦課方式に切りかえる
のは適当ではないのではないかと、いふふうに考
えているわけでございます。

○中橋政府委員 社会保険診療報酬の課税の特例
に關しましては、二十年経過をいたしましたの
で、その間いろいろ税制調査会におきましても是
正とか改善とか廃止とかいうことの答申がござ
いましたけれども、昨年初めて具体的な案として
答申が出されたわけでございます。この案につ
きましていろいろ御批判もございましたけれども、
私どももいたしまして、当面の改正措置と
しましてはこういうような案でぜひ早急に実施を
いたしたいというふうに考えております。

もちろん、それにつきまして、一体、診療報酬
の問題とどういふふうに関連して考えるかとい
うことがございます。私ども税制当局の者からい
いますれば、税制の措置というものを組上に乗
けることと診療報酬の問題というのは一応別個に
それぞれのアプローチがあるのではないかと考
えておりますけれども、また、診療報酬関係の人
たちからすれば、診療報酬の体系というものがそ
れに関連づけて考えなければならぬというよう
な御議論もございまして、結局、次回の診療報酬
の改定の時期にこの前出しましたような社会保険
診療報酬の課税の特例の改善措置を実施するとい
うことに決定したしているわけでございます。

したがって、そういう時期が本年あるいは
来年いつ生まれるかわかりませんが、それによ
うな診療報酬改定の時期がございすれば、われ
れはそこで税制改正のスタートを切りたいとい
うふうに考えております。

○横路委員 もちろん、税制とていろいろな国の政

業投資の内容を大きく変えたということにはなかなかまだまいっていないんじゃないかというように思うのですけれども、いかがでしょう。

○辻政府委員 初めに住宅の問題につきまして若干補足して申し上げます、先ほど申し上げましたように、戸数は四十九年度当初と比べると減っておりますけれども、たとえば公営住宅につきましては四十九年度当初の予算見込みました戸数は九万五千戸でございますが、いろいろな事情がございますが、八万二千戸程度になるわけでございます。それに比べますと、五十年年度予算は八万五千戸というようにふえているわけでございますので、補足して御説明をさせていただきます。

下水道につきましては、たゞいま御指摘のございましたように、特別の地方債制度を導入いたしたわけでございます。下水道につきましては、公害防止の観点も含めまして最近緊急整備の要請が非常に高まっておりますが、その大衆を占めます公共下水道の整備につきましては、一般的に申しますと、その初期の段階においては国庫補助の手厚い、したがって地方債額の少ない処理場等が先行的に整備されるわけでございます。そして事業の後期に至りますと、口径の小さい管渠等地方単独事業、これは大部分が地方債を財源にして行われておりますが、その比率が高まってくるという形になっておるのでございます。したがって、この下水道事業の財源構成の特殊性と申しますか、そういうものに着目をいたしまして、この際、国費と地方債の平準化を目的といたしまして特別の地方債制度を導入しようとして行われております。

○横路委員 ですから、たとえばさっきの高木さんの発言に戻れば、美濃部都政を批判して、社会福祉に力を入れ過ぎて、それが地方財政硬直化、赤字の最大の原因である、こう言っておられるわけですが、結局はこれは地方の自治体の債務の増大であることは間違いないわけでしょう。税金の方

は国の方で吸い上げて、こういうひもつきといえますか、それは国の方で棒をはめてやるわけですから、結局、いまの国のいわばこの仕組みなり制度として、どうしたって地方財政というのは厳しくならざるを得ないような政策をやっているといるわけですね。この下水道事業なんというのはまさにその典型だろうと思うのでありまして、総棒は確かにふえているけれども、よく見てみれば国費の方は減っている。特別地方債が七百三億円で、国費の方は去年の千八百八十四億がことしは千七百九十二億円でマイナス四・九%です。その辺のところもやはり皆さんの方できちんとしてもらわなくちゃ、何でもかんでも地方自治体が悪いのだではなくて、まあ後で地方財政の話も少ししたいと思うのでありますけれども、実はそういう政策を国がとっているということだけひとつ確認をしておきたいと思うのです。下水道事業について間違いないありますね。

○辻政府委員 五十年年度予算の国費の下水道事業の経費につきましては、たゞいま横路委員の御指摘のとおりでございます。千七百九十二億円でございまして、四十九年度に比しますと四・九%の減でございます。しかし、新しく下水道につきまして特別の地方債制度を導入いたしました趣旨は、先ほど来御説明をいたしたとおりでございます。下水道事業の財源を効率的に使いまして緊急整備の要請にこたえようとする趣旨でございます。そして地方公共団体に對しては利子補給制度を用意いたしておりますので、そういう面におきまして地方公共団体に実損を生じないように十分配慮しております。

○横路委員 問題は、地方財政に自主財源をきちんと与えて、補助金を出すような制度というのは本当はできるだけ変えていかななくちゃいけないと思うのです。

ちょっとお尋ねしておきますが、公共事業の関係の、特に住宅ですね、それから下水道整備、廃棄物処理、都市公園等の長期計画がございまして、これは経済社会基本計画等との関連があるわけ

けでありますけれども、この長期計画はそれぞれどういうことになっているのか。住宅と下水と廃棄物処理と都市公園の整備ということについてお答えいただきたいのですが。

○辻政府委員 下水道につきましては四十六年度から五十年年度の計画になっておりまして、三千二百億円でございまして、五十年年度末の進捗率は、計画ベースで申しますと七〇・〇、実績で申しますと六八・七ということになっております。

廃棄物処理施設につきましては、四十七年度から五十年年度まで、三千六百二十億円の計画でございまして、五十年年度末の進捗率は、計画ベースを一〇〇としたしまして八三・二%ということになっております。

住宅につきましては四十六年度から五十年年度まで、戸数にいたしまして三百八十三万八千戸でございますが、五十年年度末の進捗率は、計画ベースを一〇〇としたしまして八三・二%ということになっております。

○横路委員 ちょっと私の数字が古いのかも知れませんが、「日本の財政」の四十九年度版の現行長期計画の中で言うと、たとえば下水道事業の場合は総額が二兆六千億になっておりますが、これは途中で変わりましたか。

○辻政府委員 たゞいま私が申し上げました数字は、直轄事業、補助事業等、政府の施策として行う事業についての計画、いわゆる公共分について申し上げたわけでございます。そのほかに地方の単独分等があるわけでございます。

○横路委員 そうすると、その全体の部分については数字は出てきませんか。たとえば廃棄物ですと総額で四千五百七十億ですね。都市公園の場合には九千億ですね。

○辻政府委員 地方単独分につきましては、五十年年度はちょっとわからないのですが。

○横路委員 道路それから港湾等、産業基盤の関係というのは、公共事業関係費の中で確かに割合が減っている。減っていると言っても、まだ全体で道路の場合でしたら三分の一を占めているわけですね。下水道にしても都市公園にしても住宅にしても、これはヨーロッパのほかに比べると、まだまだ日本の場合は低い水準になっておりますし、それからまた、一方で都市の過密というような問題が出てくるから、国民の要求というののも非常に強いものがあるわけです。

したがって、これは四十九年度の経済白書でも指摘をされているわけですが、公共投資の内容を産業基盤から生活環境基盤、社会資本の充実へ、生活環境基盤を中心という転換から言え、まだまだやはり公共事業関係費のこの構造そのものを変えていかなくてはならないというように思うわけでございまして、どこにどういふ問題があるのかという、一つ税制の関係で言えば、たとえば自動車関係の目的税があるわけですね。こういう目的税がある限り、公共事業関係費の配分を変えろと言ってもなかなかむずかしいわけですね。

自動車の問題は、租税特別措置の審議のときに少し御質問したいと思うのでありますけれども、とかく道路がふえれば車がふえるということ、建設省あたりですと、道路の許容量から自動車の生産を見て、これぐらいまで可能だというような数字をはいているわけですね。そうすると、これはもう完全に悪循環になってしまふわけであります。アメリカなんかの場合は一九六三年でしか新交通法というので、むしろ道路の関係というの、これも一つの考え方だろうと思うのですけれども、自動車関係の税金は道路じゃなくて公共輸送機関の方にその目的を変えてしまったわけですね。むしろこの際、そういうことで言うところ、こういう目的税というのはなくすというのか、その目的を外して、福祉関係なりあるいは産業基盤じゃなくて生活環境基盤、場合によっては公共輸送というふうなアメリカの考え方もあるでしょう。

うけれども、そういうところに変えていくことをしなければ、どうしたって仕組みそのものは変わっていかないのじゃないかというふうに思うのですけれども、この辺のところはどうお考えですか。

○中橋政府委員 税目、税収入を一つの目的に結びつけるということ自体は、むしろ財政当局の方の判断にまづべきものかもしれませんが、確かに申し上げたいように、自動車に關します税金というものは、かなりいま御指摘のような結びつきが強く、また長い間にきてきておったと思ひます。特に揮発油税から発足をいたしまして、その目的税としての、嚴密な意味ではございせんけれども、その収入というものが道路の建設にあるいはその整備に非常に有効に働いたこともまた事実でございます。しかしまた反面、いま御指摘のように、それについてまず地方の負担部分に要するので、その財源をどうするかということから揮発油税に對應して地方道路税をつくらなければならぬということもございまして、いろいろな燃料課税につきましても同じような問題が出てきておると思ひます。

ただ、自動車重量税というのをつくりましたときに、一つにはそういう建設的な面を補うということも考えましたけれども、従来のように全面的にそれに使うということでもございせん、むしろそのときにはやや総合的な交通体系を考えながら、自動車とたとえば汽車輸送との関連というふうなことも若干配慮したのは、あるいはいま御指摘の点の萌芽かと思うわけでありす。今後やはり道路整備何力年計画というものが逐次進んでまいりましたら、これからの段階としましては、確かに自動車關係の燃料課税あるいは車両課税について洗い直す必要がだんだん出てくるのではないかと、いふふうに思つております。

○横路委員 繰返すようにすけれども、やはりこの目的税の存在が一つのネックになっているのじゃないかというふうに思つてす。建設省の計算ですと、たしか道路を延ばして、車の

許容量が四千二百万台くらいだったと思ひますね。四千二百万台ということになれば、これはもう東京なんかは完全な過密ですね。最近、交通事故も減つてきておる。減つてきておる原因は何かと言ふと、要するに車が走れないから事故が減つてきておるだけの話なんでありまして、この目的を外してしまつて、つまり財政の構造を變えろということになれば、やはりこの辺のところもきちんと見直しをしなければならぬというふうに思ふので、課税そのものをやめろというののじゃなく、その目的税になつておるところを外す、あるいはもうちょっと福祉關係の方にありは環境保全の方にするとかいふような点もあわせて考えなくちゃいけないというふうに思ふのですが、もう一度確かめておきたい。その辺のところをどうお考えですか。

○中橋政府委員 先ほどもちょっと触れましたように、むしろ税収で上げたそのものを何に支出するかというところは支出の方の問題でございすので、私の直接の分担ではございせんけれども、確かに先ほど申しましたように、従来果たしてきまして効果というものを評価しながらも、やはり新しい財政需要というものも勘案しながら、再検討をしなければならぬ点が多々あると思つております。

○横路委員 最後にちょっと主計局に、国と地方との關係の改善についてお伺ひしたいのですけれども、いま大体、国税が七割、地方税が三割というところで、仕事の身から言ふと、いわゆる福祉と言われているものの、振替支出の關係は別にして、教育とか民生とか衛生とかいふことになると、仕事そのものはやはり地方公共団体の仕事で、教育だとか民生だとか衛生だとかいふことになると、九〇%までが消防それから教育、社会福祉關係の職員がふえてゐるわけす。これは現在までのともかくいろいろな政策の矛盾をなくして、く、そして國民の要求が高まつてきてゐる中で当然のことだろふと思ふのであります。

そんな意味で言ひますと、私たちの方では、たとえば所得税を地方税に改めたらどうかというような主張をしてゐるわけでありすが、一般論として、もう少しやはりこの仕事の身から見て、いままでのような中央集權的ないろいろな制度のあり方自身も見直しをしなければならぬところに来てゐるんじゃないかというふうに思ふのです。今度、事業所税などができましたけれども、やはりできるところはきちんと地方には地方の財源を与へる。もしそういうのが無理なところは、またいまのような制度を活用すればいいわけでありまして、その辺のところの国と地方とのあり方について、基本的にとどのようにお考えになつてゐますか。いまのままでいいの、やはり變えなくちゃいけないの、基本的なお考えをひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○中橋政府委員 まず税目の配分としての御質問でございまして、私からお答えさせていただきますが、地方財政と國の財政をどういふふうに分担の面から分担をさせるかという問題は、実は、非常にむづかしい点をばらんでおると思ひます。

一つには、独立税目として地方にどういふものを与へれば一番いいのかということでもございす。地方自治を伸ばすためには、その自主的な財源を確保しなければならぬということはおっしゃるのとおりでございすけれども、その自主的な財源を一体どの程度独立的な税目で確保するのがよろしいのか、あるいは今日のよう全国的な調整財源としましての交付税というものでカバーするのがよろしいのか、あるいはまた譲与税というふうな形でも調整をする面もございすから、こゝういふものでどの程度したらよろしいのか。それから最後には、非常に個別的な補助金というものがあつてございまして、その総合的な兼ね合いをどういふふうにしたらいいかということとは、非常にむづかしいことであると思つております。

そこで、わが國の地方団体と申しますかその行政水準について、一体、地方団体の住民はどうい

うふうにお考えおるのかというのが一番問題でございすが、この狭い日本の國土におきましては、同じ水準の行政を期待するといふのが、どうも今日まで三十年間やってまいりました経験から言ひまして、私はそれを痛感せざるを得ないのでございす。

それを一体どういふふうに実現するのかという、一つには補助金という形がございす。しかし、補助金であれば、おっしゃいますように、きつめて中央依存という度合いが強くなりますから、そこでの兼ね合いは、何と言ひましても、全国的な調整財源としての交付税というものの役割りが非常に大きくなるのではないかと、いふふうにお考えおられます。ただそのときに、客観的な基準であるとは申せ、地方団体の自主的な判断が全然加わらない中央からの財源というものに余り依存をしても困りますから、やはりそのときにはある程度の独立税目によつて自主的な財源を得るということも必要なわけがございす。

ただそのときに、独立税目を各地方団体に与へるということになりますと、やはり非常に狭い日本の中で数多くの地方団体がいろいろな事情を持つておられますので、どうしてもその間におきまつた財源事情で独立税目では非常に變化を多く持つという欠点がございす。たとえば同じような地方自治を古くから續けてきておる英國とアメリカにおきまして、國土の大きさは違ひますが、地方自治の生い立ちというふうなものも違ひまして、英國におきましては、いわば固定資産税だけが地方の独立税である。しかも私は、英國の地方自治といふのはそんなにひげをとらないぐらゐの水準であるといふふうに思つております。また一方、非常に國土の広いアメリカにおきましては、連邦制度ということがございすから、非常に強力な地方財源、まあ私もから見ればむしろわが國税に匹敵するような非常に広い対象領域を持つておる地方税といふもので動いておる。しかもそこにおきましては、連邦政府においてのグラントといふものがかなり大きなウェートを占

それで、その上で、先ほど御指摘のように、ういうことがあるときにもなお公経済の部門のにおいての構造を昔どおりにしておいて、新しふえてくるものだけをその上につけ加えるのかぬぞという御指摘、それは確かにそうでござまして、過去におきますところのそういう構造

中身を洗い直すということも必要でございます。それからまた、それを賄うための税の構造としまして、それがその二〇%なら二〇%を負担するの、だれがその二〇%なら二〇%を負担するの、あるいはそれは追加的に一〇%ふやさなければいけません、あるいはそのときのスピードはどの程度にしなければならぬのか、それをどういう税目で賄わなければならないのか、だれがそれを負担しなければならないのかという点については、もちろん検討する必要があると思っております。

○横路委員 ですから、高福祉高負担なんというのはなかなかまい言葉を考えて思うのでありますけれども、むしろ高福祉公平な負担とかいうことの方が、本当はもうちょっとわかりがいいわけですし、そうしなければならぬわけでありまして。だから問題は、何か先日参議院の予算委員会の方で大蔵大臣が、税の体系そのものを考える、つまりこの成長の低い時代における福祉の問題としてそういう発言をなさったのでありますけれども、付加価値税なり間接税強化ということの前に検討する問題としては、その公平をどうするかという問題ですね。

水平的公平、垂直的公平なんということを言われておりますけれども、たとえば勤労所得と資産所得と同じ額の場合、ではそこに同じような税金がいくのかどうか、本当の公平というのは何なのかという意味で言うと、まずともかく間接税を強化するというのは逆進的だというのはこれのほうみんなが認めているわけでありまして、その逆進的構造のところを強化することになると、実は高福祉という考え方を反してくるわけですね。そうでしょう、違ひますか。どうも納得をしたような顔をしていない。一般論としてそうでしょう。間接税が強化されていくということは、低所得のところ負担がかかるという意味では逆進的だというのは、これは認められるでしょう。○中橋政府委員 税金の負担だけを見れば、それは、やはり税金とそれからそれによってたらさ

れる歳出との総合的な判断というのが必要であると思っております。したがって、おっしゃる通りに、現在の税体系、その中におきまるところのより一層の公平の確保という点について詰めを行わなければならないことはもちろんでございます。しかし言われておる通りに、だんだん福祉という問題がさらに一層高次になってくれば、くればど公経済の部門というのにはふえざるを得ないわけでございます。それを一体どういうふうに賄っていくのか。

もちろん、この前大蔵大臣が参議院の予算委員会と言いましたときにも、基本ラインとしましては、現在の税制というものをいろいろ考えていかなければならぬと申し上げてございまして、が、一体、年次計画としましてでは将来どの程度の成長が予定され、どの程度のそういった面における財政需要というものがふえてくるのか、それでまたスピードはどの程度になるのか、しかも一方におきまして税収というのが、いわゆる高度成長でなしに安定成長下になりましたらば一体どの程度期待されるのか。もちろんその場合には、おっしゃいますように、いろいろ現行の制度の中におきまします不公平というものを正さなければなりません。しかし、それによって得られる増収というのはこの程度であるということになりますから、やはり安定成長を前提とし、しかも高福祉ということとを前提とする限りにおきましては、私はそこにかんがりの財源というのが必要になるのではないかと思います。

もちろんその財源は、一つは、社会保険料という受益者負担の面がございまして、けれども、これもなかなか限度のあるお話でございます。それから、もう言いましたときにはやはり税収入でかなりの面を賄わなければならない。その税収入で賄わなければならないときに、一体、今日のようにながの直接税に非常にウェイトをかけた税体系でもってやっていくのか、あるいはヨーロッパ型の、もう少し間接的にシフトしたような体系でやっていくのか、もちろんそこは国民の選択でござい

ざいます。

「委員長退席、山下(元)委員長代理着席」

そういうことをやりながら高福祉を実現するの、いいのか、あるいはもっと私経済の部門を大きくすることによりまして、公経済としてのそういう税収というものに依存する必要があるというところであらば、それでももちろんよろしいんですけども、高福祉と言われているからには何とかしても公の財政を通ずるパイプというものが太くならざるを得ない、それを一体どういう税目で、どの程度のスピードで賄っていくのかということを考えてみますれば考えるほど、間接税というものが必ず来るということなんでございまして、その場合にそれでは歳出の方としての福祉をどういう形でやるのか、どこら辺にウェイトを置くのか、これまた総合的にいろいろ考えようはあると思っております。

○横路委員 いま質問の途中で実はあれしたのでありますが、つまり間接税というのは一般的には所得の低いところに負担が多くなるということですね。けれどもそれについてはお答えがなかったわけですが、ですから問題は、公平をどうやって実現をするのかということと、この間の答弁を聞いておきますと、皆さんの方でいま付加価値税あるいは間接税の強化について勉強なさっておられるようなのでありますけれども、その勉強される中に前提があるんじゃないか。

その前提というのは、公平をどうやって実現するか、大蔵大臣がどういう意味でいままでの税体系を洗い直したのかかわりませんけれども、さまたまな、たとえば分離課税の問題、利子配当の問題、あるいは特別減税措置による税負担の回避の問題、そういうような点まで何回もこの大蔵委員会の問題になってきているような点と、それが前提になって初めてその間接税の問題も検討

課題になってくる。それを抜きにして間接税強化ということになると、これは国民も納得しないだろうと思ふんですね。だからその辺の基本的なところはどうなのか。個別の議論はいたしません。

そういう、従来からこの委員会が指摘のあったさまざまな点についてまずやはり基本的な、抜本的に洗い直すというところが税体系の洗い直しという中身でなければならぬと私は思ふんです。いかがでしょうか。

○中橋政府委員 大蔵大臣もあのときには、現行の租税体系で賄える部分は基本とするといふふうに申したのでございます。ただ、将来のたとえれば社会福祉というものの進行というものを通しました場合に、一体どういうことでそれが賄えるかという問題でございまして、そういうことは一朝一夕にはなかなか実現もできません。税制当局者とすれば、もちろんそういう事態も考えながらいろいろ勉強しなければならぬので、そういう勉強はしておるわけでございます。

○横路委員 その辺が一つまず前提だ。あともう一つは、社会福祉の充実と言っても、いまの状況で言うとインフレ後追いつきの状態で、充実と言えぬ中身にはなっていないと思うのでありますけれども、その辺のところも明確な政策目標みたいなものが設定されないと、やはり単なる財源論だけではこれまた国民は納得しない。つまり財源の議論をする前提としては、従来の税体系の不公平な点をどうやって是正していくのかということについての基本的な方針と、それから一方では、生活環境を含めて広い意味での社会福祉をどのように充実していくのかです。これの政策目標の設定という二つのことが前提になって初めて財源についての議論に進むんじゃないかと私は思ふのです。それを抜きにして、従来の財政の構造、支出構造もそのままだという点では、これはどうも最近政府の方も低成長、安定成長と言っているけれども、現実これがどうなるのか。これは私の個人の考えですが、成長自体が問題

というよりも、やはり中身が非常に大きな問題な
んで、従来のような産業中心の経済のあり方、大
企業中心のあり方自身が今日のいろいろな問題に
なってきたわけでありまして、そんな意味
では、そのいま言った二つの点の洗い直しという
ことが前提になっているんだという点を忘れない
でもらいたいと思うのでありますけれども、その
二つの点、いかがですか、くだいようですが。

○中橋政府委員 現行制度の中にありますところ
のいろいろな解決を要すべき点について努力をし
なければならぬことももちろんでございます。
それからいま御指摘になりましたような財政需要
の見直しというものについて、どういふふうな態
度をとるかということも重要でございます。私は
むしろその後の問題として、一体どの程度のこと
を社会保障と言ひ高福祉と言ふことで期待をされ
るのか、これはもちろん長期的な財政計画と申し
ますか、経済社会基本計画の新しい分野、新しい
ものとして恐らくそれが一番基本として討議され
る問題だと思っております。

そういう新しい基本計画的なものの中で社会保
障がどの程度に伸びていくのか、それに対する所
要財源というのは一体どの程度になるのか、それ
に現行の先ほど言われたような歳出構造から、そ
れにシフトし得る余地がどの程度あるのか、それ
を贈与税制として一体どの程度今後の成長を前提
にすれば収入が上がるのか、おっしゃるような不
公正の是正によりましてどの程度確保されるのか
ということももちろん詰めなければ、新規財源と
いうのはどういふ考えられもしませんし、また国
民も納得を得ないわけでございます。

ただ、私がここで申し上げたいのは、いわゆる
高福祉というほどのものを考えるならばかなりの
財源が必要ということでございます。オーダーと
しましては相当高いものであろうというふうに思
います。もちろんそれを一朝一夕に実現するとい
うことでございせんから、年次計画としてでき
るだけなだらかにそれを実現していくということ
でございましょうけれども、それが一体安定的な

経済成長で現行税体系のもとにどの程度財源的に
確保できるのか、そういう見直しをつけなければ
ならないということをお願いするのでござい
まして、結論的に申せば、おっしゃるようなこと
を前提としながら、それでもなお高福祉と言ふか
らには、かなりの税収というものを考えなければ
ならない問題が出てくるということでございます。

○横路委員 その福祉の中身ですが、ともかくま
だ下水道にしても公園にしてもヨーロッパに非常
におくれていて、しかも環境そのものはヨーロッ
パに比べて非常に悪化しているというふうな状況
なわけですから、まずよそ並みに、いわゆる先進
国並みになるというのが当面の目標になるかと思
うのでありますけれども、そういう観点をもとに
ぜい確立をしてから、財源の付加価値税なり間接
税強化の議論はそれからまだ先の議論だとい
うように私たちは思っているわけでありまして、
いまちょっと話がございましたその中期、長期の
財政計画というのは何かお考えになっているので
すか。

○中橋政府委員 これも私は担当でございせん
が、むしろ私が申し上げましたのは、経済社会基
本計画の新しい見直しということが経済企画庁を
中心に行われておるようでございます。するか
ら、そういうものが基本になりまして、それに
沿って一体財政をどういふふうな歳出面、歳入面
で考えていかなければならないか、たとえば税負
担率というものの、いまの経済社会基本計画にお
きましては、たとえば三ポイントくらいこの年度
までに上げておしやるべきであらうというふうな
ことがおそろしく新しい基本計画のもとにおきま
しても出てくるのだらうと思ひます。それはいわば
歳出との兼ね合いで出てくると思ひますから、歳
出が言われるように財政の中期、長期の計画を持
つということは、主計当局でそれをやるというこ
とよりは、むしろ新しい経済社会基本計画のよう
な中で考えられてくるのだらうという意味で申し
上げたのでございます。

経済成長で現行税体系のもとにどの程度財源的に
確保できるのか、そういう見直しをつけなければ
ならないということをお願いするのでござい
まして、結論的に申せば、おっしゃるようなこと
を前提としながら、それでもなお高福祉と言ふか
らには、かなりの税収というものを考えなければ
ならない問題が出てくるということでございます。

○横路委員 ちょっとその経済社会基本計画の中
の負担のところなんです、税及び税外負担とい
うのは大体どのくらいになっていきますか。

○中橋政府委員 たとえば経済社会基本計画で、
四十七年の実績見込みとしまして、税及び税外負
担として二・四〇という数字が出ております。
そのときにおきます地方税を含めました租税負担
率は二・〇二でございますから、一・二〇とい
うのが税外負担というふうになるわけございま
す。

○横路委員 それで、今日までどういふぐあいに
動いてきていますか。

○中橋政府委員 税及び税外負担率としまして
は、四十七年の先ほど二・四と申しましたのは、
当時の実績見込みでございまして、実績とし
ては二・一〇になっておるようでございます。四
十八年度は同じく実績で二・三三、四十九年度
の見込みは二・一九、五十年年度の予算ベースで
は二・一〇ということになっております。

○横路委員 ことしの所得税の減税について、需
要面から物価刺激の要因が生ずることのないよう
に抑制的にその経済を運営していくんだというこ
とでミニ減税ということになっておるようなんです
が、去年の場合、減税による可処分所得の増加
というのはいくどいふぐあいに、貯蓄、消費の
動向というのはどういうことになっていきますか。

○中橋政府委員 四十八年と四十九年で給与が三
〇％伸びたという計算をやってみまして、たとえ
ば昭和四十八年に二百六十万円の年収のあった人は四
十九年に二百六十万円の年収になったということ
で、それぞれの年におきますところの所得税引き
の可処分所得というのを双方比較をいたしてみま
すと、三〇％を超える伸びを示しております。と
いうことは、あのときの大減税のおかげで可処分
所得としましてはほぼ年収の増を確保できたとい
うことになるわけでございます。
それから、その可処分所得の中で貯蓄純増とし
ましては、四十九年の家計調査でございまして三

○七〇と大幅な増加を示したということになっ
ております。消費支出は二一・五％名目で伸びて
おります。

○横路委員 いまおっしゃったように、それは名
目なんです。つまり、やはり国民も心配だから
貯蓄の方に回っていったわけでしょう。そこで消
費そのものが伸びなかったということになるわけ
ですね。まあ需要面の話になりますと、これは貯
蓄だっている回り回って一つの大きな刺激に
もなるだらうと思うのですが、消費そのものは実
質から言ふと物価の上昇を考えれば余り伸びてい
ないということだらうと思うのです。そうする
と、今日の事態で、いわゆる需要面から考えて大
幅減税できないということは言えるのかどうか。
この辺のところは五十年年度の減税に当たってど
うなんでしょうか。まあそういうことを理由にされてミ
ニ減税になったようでありますか。

○中橋政府委員 まず、本年税制改正でお願い
いたしております所得税の改正は、私もミニ減
税であると思っております。再々申し上げて
おりますように、昨年度の改正の平年度化、これ
は確かに昨年約束をせられたことでございませ
けれども、納税者にとってみれば本年実現する部分
が四千五百億円あるわけでございます。したが
いまして、それと本年新たに追加的に減税をし
ますものと加えてみますれば、合計で六千五百五十億
円ということでございます。所得税の自然増収の
中で二七・五％というものがその減税に充てられて
いるものでございまして、決してミニ減税であ
ると思っております。

ただ、本年新たに追加的に減税をしていただく
ものはやはりそんなに大きいものは要らないであ
らう、しかもなるべく抑制的に経済を運営しなけ
ればなりません、そういう経済運営の態度、また
財政もそういう方向をとっておるということでご
ざいますので、いわば本年度の減税というのは
その程度にがまんしていただくということにし
たわけでございます。

○横路委員 「需要面から物価刺激要因が生ずる

ことのないよう」ということが今回の所得税減税に当たつての基本的態度になつていますね。大蔵省の主税局では「昭和五十年税制改正のあらまし」の中でそれを理由にしておられるわけですね。つまり物価の刺激要因という点から言つて、この減税規模とどういふ関連があるのか。いまこの状況の中で、先ほどお話がありました、四十九年度は貯蓄の方に回つて消費そのものは実質的にあまり伸びていないというようなことを考えますと、それが刺激要因と言へるのかどうか。この辺のところは何か数値的に、このくらいの減税でそれがどういふぐあいにはね返りがあるのかということをお説き願ひたいと思つておられるのか、そのことを皆さんの方はどうお考えになつておられるのですか。

○中橋政府委員 可処分所得の増加で、従来のような貯蓄傾向を前提としますれば幾ばく貯蓄に回り、消費がどれくらいふえるかということは計算ができるわけでございます。

〔山下(元)委員長代理退席、委員長着席〕

私どもは、去年の税制改正の平年度化とことしの改正でもって先ほど申しましたような程度の所得税減税でございますから、ぎりぎり一・八%の消費者物価の上昇というものを前提といたしますれば、余りこちらの方から消費を刺激するという要因はできるだけ避けた方がいいという基本的な態度でございます。

幸いにしまして、昨年は当初に非常に心配をいたしました狂乱物価のもとにおきまして、さらに一兆四千五百億円の所得減税がどういふふうな作用するかというところは、先ほど来の貯蓄の増加という点でその面の心配はなかつたわけでございますが、それでは五十年につめて一体どういふふうになるのかという点になりますれば、私どもとしてはこの一・八%の消費者物価の上昇あるいは年度間の上昇率をできるだけ一けたに抑えたいというふうなことから申しますれば、やはり所得税の減税というのは今回のものが大抵ぎりぎりぐらゐではないかという考えで御提案申し上げたわけ

でございます。

○横路委員 たとえば昨年の消費だつて、百貨店あたりのいろいろな消費の内容を調べると、消費の質が大分変わつてきていますよね。だから、適当じゃないかと感じておっしゃられるのじやなくて、もうちょっと説得力のある——少なくとも去年は貯蓄の方に行つて、消費内容というのは質も変わつていふし、伸びだつて実質的に物価の上昇を考えれば大した伸びじゃないということになると、ことしの減税は物価刺激要因が生ずることのないようにと言つたつて、こういうことでこういう数字になつていて、これだけしたらこういう心配がある、だからこの辺におさめましたという話をおっしゃられたのじや、どうもこの税収の見積もりだつて民間の調査から見ると少し低いようでありまして、いわば大分弾力のある財源といひますか、その点でこういうことになつたのじやないかという感じがしないわけでもないのですが、その辺どうですか。

○中橋政府委員 五十年あるいは五十年中におきますところの消費の動向を予測して今回の減税がどういふインパクトを与えるかという点については、われわれとしましてはなかなか的確な予測を持ち得ないのでございます。ただ、税収につきましては、もちろんいろいろな民間団体の経済見通しというのは政府の経済見通しと違つたものもございます。経済成長率あるいは雇用者所得の伸びというふうなものについてももちろんバラエティーはございますが、私どもとしましては、政府が作成しました経済成長あるいは雇用者所得というふうなものを前提としながら税収をはじいておられますので、それ以上になお財源があるのをごとさらに落としたというふうな考えは毛頭持っておりません。

○武藤(山)委員 ちょっといまの関連して。主計局がないのでわかるかどうかですが、自然増収がかなりあるという前提でなければ、公務員の人事院勧告に対して補正は組めないのか組めるのか。国家公務員は、いま賃上げをどのくらい予算上見積つておられるのですか。それと三公社五現業はどういう見積もりになっておられるのか。この春闘の見込みを予算上どのように見積つておられるのか。

○中橋政府委員 ちょっと主計局がおりませんが、私から答えますが、正確ではございませんが、例年どおり五%の財源を見込んでおると思ひます。三公社五現業の方は、それを上回つて組んでおるといふこともないと思ひますが、恐らく同じようなものと思ひます。

○武藤(山)委員 そうすると、仮に五、六%しか当初予算に見込んでいないとなれば、八月の人事院勧告が来れば、当然法律的な義務として政府はまた補正予算を組まなければならぬですね。いま財界が言つておられるのは、物価が仮に一五%に三月末現在でおさまつても、物価上昇プラス五%ぐらゐはやむを得ないだろうというのが財界の見方ですね。大体二〇%。それで見ても今度のベースアップが二〇%ぐらゐになる。そのうち五%しか仮に国家公務員分として見ていない。この前提でもし計算した場合、不足の一五%分は国家公務員だけで幾らぐらゐになりますか。

○中橋政府委員 いま仮に武藤委員がおっしゃいましたような事態になつたときに追加所得財源が幾らになるかということとは、ちょっと私のところではわからないわけでございます。

○武藤(山)委員 わからないけれども、例年米価と賃金の問題はいつも後追いでやつておられるわけ、いわゆる当初予算ではこれはもう税収はぎりぎりですとそこではいま答えておられるけれども、本当にぎりぎりなら政府は人事院勧告と米価問題の処理がつかぬわけだ。つかぬ場合には、むしろ主税局長の税収に対する判断が正しい数字になるわけ、もし人事院勧告と米価の問題で所要財源が必要場合には国債で全部やつてもいいと答えますか。それとも、税収はまあそのぐらゐは何とか出るかもしれぬという答えになりますか。

○中橋政府委員 恐らく人事院勧告はまた夏のころに出ると思ひますし、それを受けまして、政府としましては所要財源を賄ひ得るかどうかという判断をしなければならぬ時期が来ると思ひます。幸い昨年までは、それこそ先ほど来御指摘のように高度経済成長、自然増収ということでも何とか賄えたわけでございますけれども、もうすでに昨年にございまして、地方公共団体の財源を一体どうするかということ、御案内のとおり非常に苦慮があつたわけでございます。

果たして国の財政が本年以降もいままでと同じようにかんがひのベースアップを常に賄ひ得る財源を生み出すかどうかということも、またそのときになつてみなければわかりませんけれども、経済がだんだんこういう安定的な状態になつてくれば、それこそさまたけの事態になつておると思ひます。そういう場合に一体どうしなければならぬかということとは、ちょっと私としましては申し上げるわけにもまいりませんけれども、そういう事態も予想されるわけでございます。

○武藤(山)委員 だから、政務次官、いま横路委員がおっしゃる通りに、私もきのうちょっと触れたのですが、いまの収入見積もりは過小見積もりという感じがする。主税当局は、もともと賃金ベースは、人事院勧告は年々法律上行われるということはわかつておられることですから、米価の方はそのときの農業団体の圧力のいかんによつて、自民党がどうなるかによつて歳出がきまるのだけれども、人事院勧告だけは法律できまつておられるわけですから、そうすると、これがこう出てきたときは、いまの財源がこれでどう収入はふえぬかもしれぬということになると、どう思ひますか。あなたは高級政府要員としてどう思ひますか。

○森(美)政府委員 先ほど局長が答えましたように、事態はいままでと若干さま変わりしてゐるというのの事実でございます。そういう意味におきまして、今後そういうことのないようにやらなければならぬと思ひますが、ことしの場合につきましてはどういふ事態になりますか、いまここで予想はむづかしいと思ひますが、どう思ひます。

○横路委員 時間がなくなつてしまつたのです

が、ひとつ資料として、いままでの減税分がどういうぐあいに回ったのか、貯蓄に回ったのか、消費に回ったのかというのをはなかなかわずかしいと思うのでありますけれども、できれば過去五年ぐらゐのそういう数字と、それから、ともかく今回の減税は需要面からの物価刺激要因ということを考えてこういう減税にしたいというこの御説明でありますから、その物価との関係、その辺のところをどういうように皆さんの方では計算をされておるのか、ひとつ資料としていただきたいと思うのです。

最後に一点だけちょっと質問をします。

これは毎年行われている議論なんです、寒冷地支給についての議論なんです、実は、この寒冷地支給の中に、北海道の場合に石炭加算部分というのがあるわけです。この石炭加算部分というのは、八月の末に支給になるのでありますけれども、計算は甲乙丙として、石炭で甲地の場合三・六トン、乙地の場合三・三トン、丙地の場合三・一トンとしてカロリー計算をしてトン当たりの単価を出して、それに運搬費を計算して額を決める。今年もたしか改定になったはずであります、そうすると寒冷地支給全般は別にして、石炭加算の部分だけはいわば実費弁償なんです。本来ならば現物支給なんだけれども、その現物支給は大変だから、そのかわりにお金を払うという考え方なんです。そうすると、これはたとえ普通勤費と同じように考えていいんじゃないか。寒冷地支給全般じゃなくて、石炭加算部分についてどうですか。

○中樞府委員 いわゆる石炭手当、薪炭手当というふうなものにつきまして、かねて御議論があったわけでありまして、おっしゃいますように、積算はある種の石炭の量というふうなものを想定したおとすと思います。しかもまた、なお寒冷のところにおきましてそれだけの石炭が要る、薪炭が要るということも否定できないわけでございますが、何といひまして、そこには概算的な計算が行われておりまして、いわば生活費の

一部補てんをするという意味において支給をされておるわけでございます。物価が高いからということと勤務地手当、今日におきます調整手当というふうなものも支給をされておる例がございます。もちろん、石炭手当はかなりの金額になっておることもよく承知いたしておりますけれども、何しろ家計一般を補うものとしての支給でございますので、所得税から申しますと給与の問題として考えなければならぬわけでございます。確かに現物、実費弁償ということでございますれば、所得税としていろいろ考えるわけでございますが、現物であるから課税除外するという考え方はなかなかなじみがないのでございます。

通勤費につきまして確かに非課税にしておりますけれども、これは若干理屈がございまして、たとえば勤務をする人が一体自分の自宅におるのか勤務地におるのかというふうな、いろいろな議論もあつた末、通勤手当というものが支給されます場合には、ある限度のものでございまして、これも、これを非課税にするというのを規定いたしておりますが、いささか石炭手当等につきましてその理論をすぐさま当てはめるといふわけにはまいりません。したがしまして、長い間いろいろそういう御議論がございまして、われわれもまた同じようなお答えをしておりますけれども、税法上別個に扱ふというのをはなかなかわずかしい事情でございまして。

○横路委員 しかし、それは通勤費と同じなんです。北海道で生活するからそれはかかるのでありまして、ほかでなら石炭なんというものはかかりぬわけですよ。ですから、その考え方も自身も八月の末、これはその時点が安いからそのときにということなんです、運賃まで入っておるわけですね。運賃まで入れて見えておるわけですよ。積算の根拠は、さっき言ったように石炭何トンということ、甲乙丙と分けて、どのくらいかかるかということ、完全な実費弁償であるし、通勤費と同じだろうと私は思いますが、時間が来ましたので

でまたの機会に議論することにしたいと思ひます。

○伊藤委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

午後一時三十分より再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後一時三十分再開

○伊藤委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

午後一時三十分再開

○伊藤委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

午後一時三十分再開

○伊藤委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

午後一時三十分再開

○伊藤委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

午後一時三十分再開

○伊藤委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

午後一時三十分再開

○伊藤委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

午後一時三十分再開

○伊藤委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

午後一時三十分再開

果たして四十九年度の税制改正の際も、これは九・八％程度の物価上昇だ、こう思つていたところが、年率でも二・八％ぐらゐですか、そういうことになってきてゐる。これで当初皆さんが出した物価調整所要減税はのくらしいです、ということなれば、まるっきり数値が違つてはいないか。そういうふうなことで、昨年は一兆三千四百五十億というふうな所得減税をやつたと言ひますけれども、これが果たして物価調整という意味を正しく機能したものであるかどうか、こういう点について非常にわれわれ疑問を持つわけですよ。

そして、ことしも、去年の効果も及んでゐるのだからということで、物価が昭和五十年年度は一・八％だと見通しされておりますが、果たしてこれでおさまるかどうかわからないこともきわめて未知数で、まず政府の見通しが物価問題でそのあたつたこともない、大概大きく現実の方がかなり高い上昇率を示すというふうなこともなすけれども、この物価調整減税というものを昭和五十年年度についてどういふふうにお考えになつておられ、その額というのはいくらに見積もられておるのか、この辺のところを、納得のいくやうに、わかりやすく、物価が上がつた分はやはり減税の面で調整されるというふうな端的な答えを国民大衆は望んでゐると思うのです。この点非常にわからなかつたところですので、その辺のところをまずひとつお聞きしたいと思ひます。

○中樞府委員 物価の問題と所得税でございまして、消費者物価の上昇が五十年年度におきまして、四十九年度に對比して一・八％伸びるというところは、政府の経済見通しに明らかにされておるところでございます。もちろんその同じような数字が四十九年度におきましては、当初において九・六％でございました。それが実績としましては二・二・〇になったということも事実でございます。ただ、最近の物価の足取りを見まして、いまお示しのように一・三・何がしというふうになつておりまして、たとえば四十九年度年度間におき

ます上昇、昨年の三月とことしの三月とを比べてみまして、一五%を割るというふうな目標が一応立てられておりますけれども、それはほぼ実現するのではないかと見通しはございます。それを前提といたしまして、今後どういふような物価の足取りがあるかというところは、なかなか予断を許しませんけれども、最近の数カ月間の足取りというものを考えてみますれば、恐らく当初予定の一一・八%程度の上昇にとどまるのではないかと、いろいろな経済施策もまたその一点に集中をいたしておりますから、ことしの三月と来年の三月は一けた台になるということも、あながち実現不可能ではないというふうに思っております。

それで、一一・八%を前提といたしまして、それでは所得税の物価調整減税について一体幾らぐらゐの財源が要するのかわからない問題であります。一応、課税最低限を消費者物価の一一・八%上昇というところで、その場合の物価調整減税はどのくらい要するのかわからない計算をいたしますと、従来どおりの方式でございますが四千三百五十億円、物価調整のためにそれだけの金額を要するということになるわけでございます。そこで、昨年の減税の平年度化が本年一体どれくらいになるのかという金額を計算いたしますと、三千四百九十億円という金額が出るわけでございます。したがいまして、本年度、先ほどの四千三百五十億円という物価調整のための所要額のために新たに減税をします必要額は八百六十億円ということになるわけでございます。

過去におきまして、毎年同じような計算をやっております、物価調整のために一体どれくらいの減税額を要するかという計算をいたしました。そこで、もちろん前年度の所得税の減税がございまして、その平年度化という金額を差し引きまして、新たにその年に追加的な減税として要する金額は幾らであるかという金額を算出するわけでございます。四十九年度の所得税の減税が非常に大幅でありましたために、その平年度化の金額もきわめて大幅になりましたということから、

今年新たに追加する金額は八百六十億円にとどまるわけであります。

○広瀬(秀)委員 四十九年度は大体所得の伸びは二〇%程度であろう、こういうふうに予測をされておいたわけですね。ところが現実には、四十九年春闘において、労働者の調査結果を見ますと、これは賃金所得ですけれども、三二・九%程度上昇しているという数字が、もうすでにポイントという数字になっているわけですね。そういう点での見通しの違いというものが、この平年度化の物価調整減税所要額の計算にどういふ影響を及ぼしているのか、このあたりの理屈がどうもわからない。たとえば三二・九%も賃金所得がふえている、しかもかつてない大幅な減税を、確かに金額の面では一兆五千億近い減税をやっている。それにもかかわらず、総理府の全国勤労者世帯の実収入というものがあつたが、四十九年の一月から三月までは石油危機以来の物価上昇が激しくなっているのですから、実質実収入は六・二%、五・八%、八・五%というふうにマイナスになつてきておる。四月に、一部賃上げがすでに四月から実施されたところもある、マイナスの数字はやや減少して、マイナス二・九%、それから五月には、いわゆる春闘における賃上げがカバーをいたしまして六・五%、以下六月、七月、八月、九月、二・三%、一〇・六%、二・二%、〇・一%というぐあいに、九月までは実収入がやや上昇した。十月を迎えますと途端にマイナス六・九%、マイナス七・九%、十二月はボーナスのせいもあるわけかながら三・四%だけ実質実収入が上昇した、こういうことになつてゐるわけですね。

要するに、実質実収入が減つたということ、生活がそれだけ勤労大衆の中で苦しくなつてゐるということだと思つてゐる。こういう数字を見ても、これはやはり物価上昇が主犯であることに間違ひはないけれども、物価調整減税をやつたということが全く意味をなさないことなのではないのかということ、これは政府の統計数字ですから、かなり

厳密なものであろうし、しかも若干の操作ぐらゐは消費者物価というふうなものでもあるのではないかと、こういうことすら疑われている中で、それを前提にして議論をして、なおかつこういう実態が物価上昇の中で生まれてきておるというふうなことを考えますと、どうも政府の物価調整減税というものの計算の仕方というが中身というか、そういうものが大変信憑性のない数字ではないか、こういう疑問を出さざるを得ないわけですが、この辺のところは一体どうなんですか。

○中橋政府委員 先ほどお示しの家計調査におきましては確かに消費支出は名目でかなり伸びておりますが、実質は落ちておることも確かでございます。

一方また、そういう事態のもとにおきましても貯蓄は三〇・七%ふえておるわけでございますので、消費の態度というものが四十九年の家計調査から見ましてかなり変わったというふうにかがえるわけでございます。そのもとになつておりますいろいろな数字を見ても、いわゆる勤労所得税として家計調査の中にあつてきております数字は〇・五%の増でございますから、実は減税が非常に効いて、ほとんど変わらないという数字になつておるわけでございます。そういうものは一体消費に向つたのか貯蓄に向つたのかという問題は午前中も御指摘がございましたけれども、所得税におきましてはほとんどふえていないということ、やはり四十九年の家計調査からも言えるわけでございます。

それから、それでは今度、四十九年と五十年というところを見ても、一一・八%の平年度平均の消費者物価指数、物価の上昇ということもございまして、それに対応しましては、われわれの課税最低限というものは各家族構成で見ても、一・八%を上回る、たとえば夫婦子供二人の給与所得者でございますれば、二・四%というふうになつておるわけで、そういう物価調整的なものは、先ほどの総体の計算あるいは個

別に家族構成別に見ましても、十分果たしておるのではないかと、こういうふうな考えをもちます。

○広瀬(秀)委員 この物価調整減税というものの、ついで、どういふ数値をとつてどういふ算式で、なるほどそれならば物価上昇分は税制の面で正しく反映をされ、調整をされていくという説明が、私どももいふん長いこと議論をしてゐるんですけれども、どうも端的にわかるように与えられたためしがない。したがつて、去年あれだけ減税をやつても、しかも政府当局の予想せざる大幅な賃金上昇の中でも調整し切れなかつたのではないかと、ということがいま申し上げたような実質収入が下がる、生活水準が逆に下がるというふうな大衆の姿が出ると、私どもは、物価調整減税という言葉はあるけれども、中身というものはかなりまやかしの多い数字遊びに終わつてゐるのではないかと、こういうことを感ぜざるを得ないので、

やはりこのインフレ下においては、正しく確実に物価上昇に対する調整が税制面でも行われる、そして物価が上がり名目賃金が上がることによつても租税がそれほど国民生活に重圧を加えないで済むという、そういう関係がはつきりわかるようなものにならないければ、インフレ下における税制のあり方としても非常にぐあいが悪いのではないかと、思わざるを得ないわけですが、その辺のところは、数値と算式というものをここでひとつ示していただきたいと思います。

○中橋政府委員 やはり物価調整減税の考え方と申しますのは、課税最低限を物価の上昇に應じて引き上げるといふそのための所要減税額でございます。したがいまして、全体としていろいろな控除がございまして、それは個人々人に見れば課税最低限というものを構成しますから、その総体金額は一体幾らになるのか。それが、たとえば一一・八%物価上昇をしますならば、その分がふくれ上がらなければなりませんから、そのふくれ上がるのが一体幾らになるのかというふうなものから物価調整減税額というものは出てくるわけでございます。

したがいます、一一・八ということについて、これは一一・八でとまらないというお疑いがございませう、その算式での計算は御信頼をいただけないわけでございますが、一一・八の物価の上昇率ということを前提とされますれば、これは毎年同じような方式でやっております金額でございますので、そんなに私どもの方の計算が誤りであるとは思えないのでございます。

それで、しかも昨年度の大幅な所得税の減税のもとにおきましては、物価の上昇は確かに当初九・六と言っておりましたものが二二・〇になりました。しかし、そのときの課税最低限の上昇というのは、まあ夫婦子供二人でございすけれども、三四・四％上がるということでございますから、そのときの当初におきまして、実績におきまして、非常に大幅な課税最低限の引き上げがあったわけでございますので、物価の上昇というものも当初の予測を外れて大幅にありましたけれども、それを補って余りあるものが実は昨年は実現したわけでございます。

それが、たとえ仮に計算をいたしまして、四十九年の年収二百万円の人、三〇％収入がふえたということ二百六十万円になった場合の税引きの可処分所得というのを比較いたしましたも、先ほどお答えしましたように、三〇％を超える伸びを示しておるわけでございます。したがって、それは所得税の減税が非常に効いて、所得の上昇をそのまま可処分所得の上昇に反映したというところでございますので、その際の三〇％の税引き手取りの上昇ということに對比して、物価が二二％の上昇でございますから、その面から言いますと、やはり課税最低限の上昇の方がはるかに上回っておったということが、四十九年度の実績としては言えると思うわけでございます。

五十年度はそれでは一体どうなるのかということでございますけれども、これは私どもとしますれば先ほど申しましたような一一・八の消費者物価の上昇ということを前提にいたしますれば、全体的にも、それからまた家族構成別に見まして

も、それを上回る課税最低限の引き上げでございますので、物価上昇を上回って減税を行ったということとは言えると思ひます。

ただ、物価調整減税ということになりますれば、本来ならば、課税最低限を引き上げますとともに、税率の適用階層もそれに応じて広げなければならぬという問題がございます。しかし、私どもはそれはとらなかつたのでございまして、いわば課税最低限の近くにある人については非常に配慮をする、高額の所得者については、累進構造は昨年のままのものをとるといふことでございすから、所得がかなり伸びたという人につきましては、この累進税率の面から税負担が重くなるという点はございすけれども、課税最低限に關します限りは十分配慮をしたつもりでございす。

○広瀬(秀)委員 最も端的にわかりやすい物価調整減税というのをやるからには、たとえば、ことし二百万円の人、給与が二〇％上がれば二百四十万円になる。その場合には、物価が上がることに上ったがった名目賃金でありますから、その分の四十万円というのは、特別なインフレ抑制というやうな形で所得から控除をする、一般の人的控除やその他の特別控除というやうなものほかに、あるいは給与所得の所得控除というもののほかに、インフレ抑制というやうな形でやるか、あるいはまた、われわれがこの委員会、一律に一定限度までのところをにらんで、三万円の税額控除をやりたい、こういうやうなことをやれば国民には非常にわかりやすい。

いろいろな説明はされましたけれども、なかなかむずかしくて、国民全体に対してわかりやすい構造にはなっていない。そうしてまた現実には、先ほど申し上げたやうな、あれだけ大幅な賃上げがあつて、しかも大幅な減税があつて、しかもなおかつ実質収入というやうなものは減つてゐる、生活はより一層苦しくなつてゐる、こういうやうなことに對してはたえる道というのはいま申し上げたやうなことを思い切つてやる以外に、わかりやすいインフレ下における物価調整ということ

ではないのではないかと、こういう気がするわけですよ。いま私が二つ挙げたやうな方向でやれば、国民はなるほどとわかつて、税に對する信頼もかなり回復されるのではないかと思ふわけですが、これも、いかがですか。

○中橋政府委員 いまのお話は二つ問題を含んでおると思ひます。

一つは、給与収入が仮に二〇％伸びるということとは、全部それは物価の上昇に對照しておるのだからということでございますけれども、いまの物価上昇一一・八を前提といたしますれば、仮に二〇％給与が伸びたということになりますと、その差額はむしろ実質的な所得の増加といふふうに見ざるを得ないわけでございます。したがって、給与の伸びそのものについて所得税の増加がないやうにするということとは、所得税の累進構造をとつております以上、なかなかむずかしいわけでございます。物価の上昇を超える部分はやはり実質的な給与の増加部分として、累進構造を働かさないければならぬわけでございます。

それから、そういう数字を一致せよとしまして、所得控除で課税最低限を引き上げるのがよろしいか、税額控除でやういふものを引くのがよろしいかという問題でございます。それは一つの考え方として、税額で引くといふことも私は決して成り立ち得ない考え方ではないと思ひますけれども、今日までの経過が、所得税がかからない生活費といふものを中心にしたしましていわゆる課税最低限を表示してまいりましたから、百五十万円がやういふものであります、あるいは今回の百八十三万円がやういふものでありますといふことも、納税者としては非常にわかりやすい表示の方法であると思つておりますから、その場合には所得控除といふことで物価對照の課税最低限の引き上げといふことが実現するわけでございます。それは物の考え方でございます。税額控除でやるのがよろしいか、所得控除でやるのがよろしいか、私としますれば、今日までの経過から言つて、あながち税額控除の方がよりわかりやすいと

いうことはないと思ひます。

○広瀬(秀)委員 どうもなかなか論議が噛み合いませんから次の問題に移りますが、この物価調整減税の所要額をどう正しく算定するかという問題については、いずれまた改めて議論をしたいと思います。

次に、私の手元に「年間収入の五分位階級別実収入及び消費支出の対前年同月増加率」という資料があるのですが、これは総理府の統計局から一番新しいものといふことでとつたわけでございますが、実収入で四十九年の四月六月、第一階級は実質マイナスイ・一％、第二分位で一・七％、これはマイナスではない、第三分位が〇・四％、マイナス、第四分位が二・二％、第五分位が三・七％と、これは実質プラスになつてゐるわけなんです。消費支出は、第一から第四階級まではマイナス一・四・七、マイナス七・七、マイナス八・四、マイナス三・三と、こういうやうに第一分位が一番消費支出の実質がずっと下がつてゐるという数字になつてゐるわけですが、第五分位は一六・五％、こういうことになつております。

ちなみに、四十八年度の階級別の第一階級から第五階級までの所得の金額はどういうやうに分けられてゐるかと言つと、第一階級は大体百二十万六千円まで、第二は百八十七万四千円まで、第三は二百四十万七千円まで、それを越える者を第五分位と、こういうことです。

そうなりますと、やはり月収にしまして二十万、年収二百四十万以上のところ、よくよく実収入の実質価値が四一六万のところでは若干プラスになつてゐる。それから、消費支出の方はずっと第四分位までは全部マイナスを記録してゐる。消費支出の面では第五分位以上の者、こういう階級の者だけがマイナスにならないといふことになつてゐる。こういう数字は、これが七月九月になりますとさらにマイナスが多くなる、あるいは十月月一十二月期ということになるとさらにそれそれマイナスが増大をしていく、これは当然こういう

数字になると推計されるわけですね。

こういう現実の数字を見ますと、四十九年度の大幅減税というかつてない大減税をやったという中で、一つの問題点がこの辺で浮かび上がってくるのではないかと気がするのです。というのは、この給与所得控除というように、いままで定額分、定率分というように分けて、しかも頭打ちを所得ベース六百十六万、税額で七十六万という最高限度額を設けておいた。それを百五十万、三百万、六百万あるいは六百万以上とこのように分けて、四〇%、三〇%、二〇%、そして青天井でいかなる高所得者といえども一〇%の控除を受けられる、こういうようにすることに、極めて非常に高所得者優遇、いわゆる社長減税だ、というような批判を私もやたわけなんですけれども、そういう面がこういうところに端的に出ているのではない。低所得層、特に第四分位ぐらいまでの層はおしなべて減税の恩恵が薄かった、それ以上のところに減税の恩恵というものは集中をして、この実質消費支出の増というふうなことにつながっていく、そういう面で果たした役割割りというものは非常に大きいのではないかと、このことを推測するに足る資料だと私は考えているのですが、その辺のところを主税当局はどういうふうに見られておりますか。

○中橋政府委員 確かに、昨年度の所得税の大改正の中で、税率の緩和とございますと給与所得控除の拡張、特にいわゆる限度を撤廃しましたというところが、給与所得者の中で高所得の者について相当程度の減税をもたらしたというところは事実でございます。まあ全体としましての階層別の軽減割合を見ますれば、もちろん低所得の収入を持つておる人たちの方が高所得の収入者よりはるかにウエイトは高いわけでございますけれども、高所得の給与所得者が減税をかなり受けたということは事実でございます。

これは恐らく昨年も御議論になったと思いますが、私は、税率の緩和といたしましては、従来の累進構造というものではその後におきますいわゆる

物価調整というものがなかなか行いたいのでかなり思い切ったやられたということが一つと、それから給与所得控除というものの形をかりまして、勤労性の所得と資産性の所得という問題についてある程度の解決が与えられたものと思っております。そういう観点から言いますと、単に高所得者についての減税が例年よりも非常に大きかったというところは、事実上事実として認めますけれども、それはそれなりに一つの非常に大きな意義があったというふうには思っております。

いまお示しの第一分位から第五分位までの消費支出の状況等から言いますと、そういう高所得の収入階層と低所得の収入階層の消費態度というものはかなり差が出つつあるのではないかと、いうことは、これも恐らくそういうことは看取されます。

それからまた一方、低所得者につきましても、問題としましては、先ほど全体の家計調査から申しましたように、可処分所得としましては大体横滑りになっております。ということは、所得税の減税というものは非常に効いた、しかもその中で貯蓄が三割も伸びたというところでございしますから、消費の伸びは下回り、しかも実質は前年対比ではマイナスを示したということも、そういう結果であらうと思っております。

○広瀬(秀)委員 陳弁これ努められたと思うのですが、けれども、四十九年度の減税によって、たとえば一千万円のところで所得税は約九十万減税になっておりますね。それから二千万のところで、地方税まで含めると二百五十万になります。三千万のところで二百八十七万、五千万のところで約四百六十六万、一億のところで七百九十九万というように負担が軽減されたわけですね。

そこで、昨年高木主税局長に、なぜこれほど高所得者に、たとえば一億のところで七百九十九万減税でやらなければならぬのか、あるいは五千万のところで四百六十六万減税でやらなければならぬのか、その減税額だけの四百六十六万の年収がある人は幾らもないわけですね。恐らく非常に少ないパーセントでしかない。そういうところにそれ

だけかけてやるのはなぜかという質問をしたわけですが、そのときに高木局長は、多分地位が上がるに従って給与所得も上がってまいります、そうしますと、部下の監督、管理の立場に立つような人たちは、必要経費とは言いませんけれども、部下と一緒に飲食をするような機会というものも非常に多くなる、やはり高所得者だからこそ、あるいは地位の高い者だからこそ経費がかかるではないか、そういうものがある程度見てやらなければいけない。さらにまた、会社の交際というようにものをそういう立場の人たちがほとんど支出をするというふうなことにしても、交際費といううな不明朗なものは余り使ってはいかぬのだというけじめをきちんとつけるために、逆にそういう面の減税を一方において考えなければならぬ、こういうような説明を実はされたわけですね。

しかし、私も、今度の改正で、この給与所得控除の場合にはやはり適正な限度額というものを設けて頭打ちにすることがより一層公平の原則にかなうし、公正な処置ではないか、社会的公正の是正が叫ばれている今日の課題として、そういうことが当然必要ではないかということを主張をしておるわけですね。

私も本会議の代表質問において、大体百九十万ぐらいのところ、あるいは二百万ぐらいのところ、で頭打ちにしたらどうかと申しましたが、たとえば部下と一緒に飲んだときに全部ツケを自分が持つというふうなこともこれはあるでしょう、あるけれども、そういうふうなことが必要だとして、そういうものを減税対象にしていくなというならば、これはどうもやはり高給者という地位の高所得者層に對してはそういう点で必要経費といふようなものを認めることにつながっていくんじゃないですか、こういうふうに考えるわけですね。したがって、五十年度の改正について、私もはそういう形で限度を適正なところに設けたらどうかという提案をしておるわけですが、どうも、そういう点にこたえた改正案は少なくとも提案されてないわけですね。あなたは高木さんが説明

されたと同じ考えでおられるのか。この辺のところははっきりお考えをこの際聞いておかなければならないと思うのですがね。

○中橋政府委員 給与所得控除の率を非常に拡張いたしました、しかもそれについて限度を設けなかったというところにつきまして、私は当時もちろん主税局におりましたけれども、私は私なりに理解をいたしておりました、それはいまお話しのように、高木前局長が非常に即物的に、いろいろ給与所得者の収入が多くなれば部下その他の管理について諸掛かりの費用も多くなるといふように御説明になったようでございますけれども、私はそれは一つの例示であると思っております。

むしろ、基本的には、給与所得控除は一体なぜ与えるのかというところから考えてみまして、これは私は前から申し上げておりましたように、単に必要経費だけではないかと思っております。やはり勤労性の所得というもののについての担税力という問題を考えまして、それについての給与所得控除はいかとういふふうに思っています。

たとえば、アメリカにおきましては、所得税の最高税率は七〇%でございますけれども、勤労性の所得については五〇%でとめるというふうな配慮をいたしております。わが国においてもそういう観点で検討をなされてもしかるべき問題であつたかもしれないが、それを給与所得控除という形で一〇%いわずに課税所得を引くという形で算出するというのが昨年度の改正の一つの大きな眼目はなかったかと思ひます。確かに必要経費は収入がふえればそれにスライドして伸びる部分もございまして、けれども、それだけではございせん、やはりさきさき私が申しましたような勤労性所得についてのいろいろな配慮というものは、いかと私はいまでも考えております。

○広瀬(秀)委員 去年の、四十九年度の所得税改正で給与所得控除を青天井にした。いま数字を挙

げましたけれども、そういう税率の改正と給与所得控除の青天井ということによって、一億円のところで七百九十万円の減税になった。一億円も所得のある人に七百万円も減税をするというようなことがなぜ妥当性があるのかというところを低所得階層はわからぬわけですよ。どういうところに合理的な根拠があってそういうことをするのかということについて、もう一遍ひと国民大衆に向かつて説明をしてもらいたいですよ。

ことは、それがそのまま横滑りになっておりますから、五十年程度にもそれがそのまま効果が及んでおるわけですから、その点どうしても私もはもうすでに済んだことだからと言って見逃すわけにはまいりません。これはやはり先ほども提案をしたように、一定限界というものを設けて、給与所得控除は定率一本で最低五十万円の定額控除というところで行われておりますけれども、どれほど高額の所得者であっても一〇%の控除は受けられるのだという青天井、したがって一億円の所得者ならば一千万円近くそれで控除されるということにもなるわけですから、逆に言えば、一千万円に近いものが控除されるという理屈にもなるわけですよ。それだけ控除する理由というのは、やはり低所得の国民階層、そして三二%も給料を上げながらなおかつ生活を下げなければならぬ、実収入が先ほど申し上げたような数字で下がっている、そして消費支出も実質的に下がっている、そういう人たちにあっては、これはまさに納得でない数字だろうと思うのです。

なるほど、高額所得者だからということで、いままでの七十六万円でいいというようなやばなことは私も申すつもりはありません。そういうふうな地位が上がり高額所得者であるということになれば、部下とのつき合いで部下にみんない兵隊勘定でやらせることもなかなか現実問題としてできないという実情もわかります。わかるけれども、だからと言って、この一〇%という控除を無制限に青天井で許していくことはどうしても納得ができないのです。その辺のところを国民大衆に向かつて、どういうことでこれは必要なんですということを話してもらえないですか。

○中橋政府委員 それは、繰返しになりますけれども、給与所得控除を一体なぜ認めておるのかという問題に帰するわけでございます。昨年の方もそういうふうな天井を撤廃いたしましたけれども、下の方につきましても、従来の給与所得控除の考え方というのを基本的に改めまして、五十万円という最低限を設けたわけでございます。五十万円という金額も、これはおっしゃいますような必要経費ということだけではなかなか説明がつかない数字でございます。

結局、去年の給与所得控除の改正といえますのは、従来の必要経費というものの確かに見直しをいたしましたし、それからまた、源泉徴収に連なるいろいろな問題もこれでもってかなり解決をしたいという気持ちもありましたし、それからまた、私先ほど申し上げましたような勤労性の所得につきましても、控除力という点についてもこういう形でしんしゃくをする、また、それが最近の外国の例にも見られるところでございますから、こういうものをひくるめまして給与所得控除という形をかりてやっただけでございます。したがって、一昨年までの給与所得控除の考え方からすればなかなか説明しがたいものが各階層について実はあったと思います。

先ほど私が申しましたように、下のところの率、金額から申ししても、飛躍的にふやしたわけでございます。上もまた数量的にふやしましたし、質的には、御指摘のように、限度を設けなくしましたということでございますから、その点に關しまして申し上げれば、やはり私は、勤労性の所得の控除力の弱さというところをこの場合給与所得控除で考えるということが大きな要因であったと思っております。したがって、一億円前後の人については、お示しのように七百万円税金が変わってきておるということは確かでございますけれども、それはやはり、新しい給与所得控除のもとにおきましての所得税の負担ということから

考えれば、それもまた納得できる数字だと思っております。

○広瀬(秀)委員 租税力の弱さ、これは給与所得者全体に通ずることではあるけれども、しかし、所得の階層によって——先ほど申し上げたように、収入階級の五分位法による階級別で第四分位というのは比較的高い方ですが、これが二百四十二万円くらいまでのところだということです。月収大体二十万というところですよ、そういうところが四—六月のところで二・二%実収入もふえておったという程度でありますから、少なくともこの辺ぐらゐのところが何か線を引く一つの目安になるのではないかとというような感じがするわけですね。そういうことですから、せめてその辺のところで頭打ちをさせても、これは一向差し支えないことではないか。それだけで片方は一家全体を養って、しかもあれだけの物価高の中で消費支出もほぼ横ばいのところに来ているんだといううなことなんですか。それを、まるまる七百万とか一千万とかいうような給与所得控除というものが果たして必要なのかどうか。

これは必要経費論ばかりではないことは、もう私どもも百も承知をいたしておるわけです。給与所得控除の理論としては四つぐらゐの理由が考えられるといううなことは、もうずいぶんこども議論をしてきているわけですから、それはよくわかっておりますが、この青天井というものはやはり一定の限界を設けるべきだという考えには全然ありませんか。どうも先ほどの説明はやはり私ども納得のできる説明ではないと思うのですが。

これはきわめて私案でありますけれども、少なくとも二百万ぐらゐのところを線を引いても、そういう人々についての租税力の問題から見まして、あるいはまた高額所得者の納める税金に対する金利の問題とかあるいはその他の問題を考えても、一定の限界があっても何ら差し支えないことであるし、国民の合意として受け入れられる筋のものであろう、こういうように考えるわけ

すが、そういう考えはもうこれから一切とらぬ、こういうお考えですか、それとも再検討する気持ちがありますか、その辺のところはどうですか。

○中橋政府委員 確かに一昨年までの給与所得控除の考えを延長いたしますれば、恐らくいま広瀬委員がおっしゃいましたように、ある程度の給与収入のところで給与所得控除というのは限度を設けるといことは、十分成り立ち得る考えだと思っております。

ただ、昨年の改正というのは、先ほど来申し上げておりますように、従来の線以上に給与所得控除の各種の構成要素というのをそれぞれ強く見たような気がいたします。また、それはそれで給与所得控除といえますが、勤労性の所得というものを対する考え方として決して誤っていないと思うわけでございます。昨年はそういうことで従来の給与所得の考え方の線をかなり延ばしたところからスタートした改正でございます。その点は私も認めますけれども、それはそれで十分の理由があり、またやがてわが所得税制の中に定着していくものであると思っております。おっしゃいますように、改正前後におきますところの負担としては非常に激変をいたしておりますが、やがて勤労性の所得に対する物の見方としては、だんだんなじみやすくなってくるのではないかとこのうふうに考えております。

○広瀬(秀)委員 私は四十九年の改正というのは、ある意味においては高額所得者——去年の高木主税局長の説明の中に、高額所得者になればなるほど、先ほど具体例を申し上げたようなそういう経費というものがどうしてもかかるということとをちゃんと覚えておられるのです。そうだとすれば、これはやはり必要経費をある程度かなり理解ある態度で高額所得者には認めたという見解につながってくるんじゃないかと思うのです。もしそういうことならば、これは、いわゆる源泉徴収という問題の中の給与所得控除は必要経費の概算控除である、源泉徴収をされる勤労給与所得者は必要経費というものは全く認められな

い、概算控除だけであるというようなことで、真に必要経費というものがあつてもそれは認められないんだ、こういう問題とかかわり合ひの中で、高額所得者だけに必要経費に対してさらに、概算控除ということにくつた形ではあるけれども、非常に理解ある、前進した態度を示された、こういうふうに見えるです。

そうだとすれば、これはやはり源泉徴収者で、これはけしからぬという形の中で必要経費の申告をしていくというようなことについても当然これは認められてしかるべきじゃないか。源泉徴収制度というものが自分で意識であるということからは、もうすでに最高裁の判決も出ていることだから、私はこの際それは言うつもりはありません。しかし源泉徴収というものがあつて、これは違憲ではないということになつても、実際に申告をしなれば必要経費が引き切れないという特別な事情があつた人、特別な事情が出てくる場合があると思うんですよ。たとえば一定の研修を受けるというふうなことで、その研修を受けるためには非常に高価な書物を購入しなければならぬとか、あるいは居を移してやらなければならぬとか、あるいは特別な事情というふうなものがあるわけですね。そういう特殊な、これはやはり必要経費ではないかという場合に、申告をして必要経費控除を認めてもらいたいというのを拒否するということは、これはまさに憲法違反ではないかという気がするわけです。

したがって、この源泉徴収制度というものの自体に對しても、去年、四十九年度の税制改正の考え方というふうなものを押し及ぼしていけば、やはりその程度のことでは認める立場に立つ、したがってこの選択を国民の側に認める。申告をするが、源泉徴収のままでいくというところについては、やはり所得税納税者の選択に任ずという道を開く、こういうふうなことを論理的に矛盾をしないことになるのではないかとこのように考えるのですが、この問題はいかがですか。

○中橋政府委員 給与所得控除といふものは

一体何でもでき上がつておるかというところは、先ほど申しましたように、いろいろな要素ででき上がつておるわけでございます。したがって、それは現実には算定せられる必要経費というものをかなり上回つて設定せられておる今日の制度でございますから、仮に実額的に非常に高い必要経費というものを支出しておるという方がありましても、私は今日の給与所得控除の中でほとんど賄えるものだというふうには思つております。もちろん例外的に、それはそういう方があるかもしれないけれども、往々にしましてそこで言つておられますいわゆる必要経費といふものは、私どもの目から見れば、それは給与収入を得るための必要経費といふものでございまして、給与所得から払われる、いわば消費支出として処分せられるものを必要経費として言つておられる場合が多うございまして、したがって、そういうものは仮に実額必要経費控除という制度がございましたとしても、それはやはり幾ら個別に申告をなさつても見られないわけでございます。

そういうことでございまして、一体、今日の給与所得控除の程度が、言われますような現実に認められる必要経費といふ関係にあるのかというの、われわれも今後また勉強しなければならぬけれども、今日までのわれわれの考え方から言いますれば、そんなに多くの必要経費といふのは入っていない。したがって、実額として控除しなければならぬものといふのはほとんど予想されないという事象でございます。しかしなお、これはもうしばらく、現実には一体どういふふうなものがわれわれが言つております給与所得控除でカバーし切れないかどうか検討しなければならぬと思つております。

○広瀬(秀)委員 いま局長も、まあそういう経費の概算控除としての今日の給与所得控除というものが大概カバーできる、しかし特殊な例といふものはやはり認められたわけですね、そういう場合もあるでしょうと。そういう者があつた場合に、これはやはりそういう人は、それが必要経費として

認定されるかされないかは別として、少なくとも必要経費だと本人が考え、そしてそれを税務署に申告をする、実額必要経費といふものを経費として控除してもらいたいという申告をする、そういう権利といふものを否認するということになつたら、やはり憲法十四条違反ではないかということに当然なると思つております。

そういう特殊な例だつて絶無とは言えないわけですよ。五千二、三百万人の就業者の中で三千六百万の勤労所得者がいるわけですからね。そういう中に、これは非常にレアケースであり、少ない人数であるかもしれないけれども、給与を稼得するための必要経費として当然認められてしかるべきものが概算控除では賄ひ切れない、それを大きく飛び出すような支出を現にしなければならぬといふような例があつた場合には、少なくともその人たちは憲法十四条に照らして不平等な取り扱いをその面では税制上受けたということにならざるを得ないわけですね。そういう者があつたとするならば、そういう者の権利といふものはやはり認めてあげますという、そういう道だけはこれは当然やはり開いておかなければそれこそ違憲であらう。

源泉徴収をやることそのものが違憲だといふ議論を、いま私はいたしません。これは最高裁の判例もあるしするから、一歩後退した形ではあるけれども、そういう者が現にあるんだということが予想される、たとえわずかであつても、少数者であつてもそういう者があり得るとするならば、その人々にはその権利は、自主的に実額控除の申告をするという選択を本人がしてそれが認められるという制度、道はやはり開いておくべきだ。その道を開いておけば、違憲論争といふものはこの問題については出てこないだろうと思つております。先ほどそういう場合もあるでしょうという答弁もあつたわけけれども、大部分は賄つていふ、こういうことだけれども、レアケースとしてそういうことだつてあり得る。あり得るとするならば、その者に道を開いて一向差し支えないじゃないか、こういう立論なんです。いかがですか。

○中橋政府委員 私が今後検討しなければならぬと申し上げたのは、往々にしまして現在の給与所得控除で賄えない必要経費があると称せられておる人のその課目につきまして検討をし、量的にも判断をしてみなければならぬということをおし上げたわけですが、今日までわれわれがいろいろ申し上げたのは、先ほど申し上げておりましたように、御本人は必要経費と思つておられますけれども、われわれの目から見れば、消費支出によつて処分されるべきものであるといふのがかなりございまして、したがって、今日非常に高い、高過ぎると先ほど言われた給与所得控除でございますけれども、それで賄えない純粋必要経費といふようなものはほとんどないと私は思つております。

それからまた、仮にありますが、希有の例でもそれについて道を講じなければ違憲でないかといふ御批判でございますが、その点に關しましては、すでに例の大島裁判でむしろそういう主張がございました。大島教授が主張せられたいろいろな経費につきまして裁判所で綿密な分析をおやりになりました、なかなか、あの当時の給与所得控除においてすらそれに達するまでには相当のものを計上しなければならぬといふ御判定と、それからまた、ほとんどの給与所得者についてはそういう例がないといふようなことから、むしろ概括的な給与所得控除というのが今日の所得税制の中でも十分存立の意義があるのではないかとこのように判断があつたわけでございます。したがって、私は概括的な給与所得控除といふものも決して違憲ではないと思つておりますし、それから三千万人の給与所得税納税者がございまして、非常に希有の、仮にありましたとして希有の例があつたときに、そのために実額控除という制度を設けまして概括的な控除の例外措置をつくるのがよろしいのか、今日のような給与所

得控除というところで終わるのがよろしいのかという問題は、またその次の問題だと思います。

たとえば、ドイツにおきまして概算控除のほかに実額控除というのを設けておりますけれども、それは申し上げるまでもなく、非常に低い概算控除でございます。それを超える人というのは、税務署に対して特別の申請をして実額控除をするというところでございますから、仮に実額控除を取り入れるということにしますと、やはり今日の給与所得控除というものを洗い直してみなければならぬという問題もございします。そういうことより、私はやはり三千万人全体の把握から申しまして、非常に希有な例がありとするとともに、概算控除の方がいいのかわるいのか、そういう判断はそこでやってみなければならぬという気がいたします。

○広瀬(秀)委員　そういう例はほとんどあり得ない、こういうわけですが、あった場合にはやはりこれは問題だと思ふのです。依然として違憲論争というやつは続いて行われるだろうと思ふのです。

大体それでカバーできるんだ、そういう特殊な例に対してもはば大丈夫なんだ、こう言っておられるけれども、実際に実額控除をしてもらわなければこれは法の前の平等に反するという事例が絶無だとは言えないと思うのです。生きた社会です。そういうことならば、制度としてそういうものの場合には実額控除の申告をする権利があるんだということを認めても一向差し支えないわけなんです。逆にその論理を、あなたの言っておられる実情認識そのものを土台にして考えれば、そういう権利を認めておいても、それを利用する人はほとんど実額にもあるいは理論的にもそうはないだろうということにもなるわけで、決して全体的な納税秩序を乱すことにもならないし、少なくともそういう道だけは開いておくということがより一層憲法に忠実な道であろう、こういう考えを私どもは依然として持ち続けます、いまの答弁では、しかし、これ以上は平行線のようなことから、

きょうはこの問題はこの程度にとどめておきます。

国税庁が来ましたが、もう一つ主税局関係で、人的控除で基礎控除、配偶者控除、扶養控除と三つありますが、これはずっと歴史をたどってみればいろいろ差があったわけけれども、それを全部、去年あたりでしたか、その前あたりから、この三つを同じ額にそろえた。基礎控除も今度は二十四万円から二十六万円、配偶者控除も扶養控除もみな同じになった。これはこの三つについてどういう意味で同額でなければならぬのかという点について、納得のいくような説明をひとつ願いたい。

○中橋政府委員　基礎控除、配偶者控除、扶養控除につきましては、基本的にはそれぞれの世帯におきましての標準的な生計費がどういふふうに変わってまいるかということから、一人世帯、二人世帯、三人世帯ということで漸次増加の額は適減してまいるのが普通の状態だろうと思ひます。そういう観点だけに立ちますれば、わが所得税制におきましても、当初とっておりましたように、基礎控除、その次には第一一人目の扶養控除、それから以下扶養控除の人数がふえることにその金額を適減してもしかるべきものでございます。

ただそこで、配偶者控除というものを扶養控除の中でまず真っ先に取り出しまして基礎控除と同額にしましたのは、そういう生計費理論を一步超えまして、その当時いろいろ言われたいわゆる妻の座と申しますか、配偶者の貢献度合いというものもそこに加味してはいかかというふうな考え方から、二人世帯、特に夫婦世帯というものを頭に置きまして、それぞれの控除を同額にしたわけでございます。ただ、その場合におきましても、まだ定着いたしておりませんで、その後一回基礎控除と配偶者控除の金額に再び差をつけたとさかございしますけれども、もう今日はずっと定着してまいりまして、およそ基礎控除と配偶者控除というのは同額であるということになってきております。

それから、扶養控除につきましては、いろいろ経緯がございしましたけれども、お話しのように昨年の大改正のときに、これも従来の生計費理論だけからは完全には説明できないと思ひますけれども、ある程度のゆとりを持った課税最低限ということから基礎控除と同額にいたしましたわけでございます。

それで、今回第二二年目を迎えるわけでございますが、恐らくこれも配偶者控除の経過を振り返ってみますれば、ときに開差を生ずる心配もございしますけれども、できますれば、こういった事態でございしますから、同じ金額にするのが納税者にも理解を得るのがやさしいというふうな思っております。しかし、これは何しろそのときの課税最低限なり各種控除の上げ幅と財源の問題が関連したものでございしますから、ちょっとこの段階においてまだ、今後とも全部一律にしたいという願望を存しつつも、そういたしますということは申しかねるのでございしますけれども、やがてこの三種の控除も、私は今日のような形で定着する日が来るのではないかとこのように思っております。

○広瀬(秀)委員　基礎控除の意味、まあ一つ一つ聞けばこれも聞いておきたいわけけれども、扶養控除というのは、夫婦の間に生まれた子供なりあるいはお年寄りなりという人たちを養育者の収入で文字どおり扶養する、そのためのものなんですね。人間生活において、もう当然扶養をしなればならない義務があるわけですから扶養をする。こういうことで、扶養される者と妻の立場、配偶者の立場というものが一緒なのかどうなのかという点では、全くこれは違ふと思うのです。そのウエートというか貢献度、夫が一家の主人として給与を得る場合の貢献の度合いなり寄与の度合いなりは、全く扶養される者とは意味合いの違ふものだと思うのです。だから前には若干差がついていたはずですが、それを今度一緒にしてしまつた。それだけ妻の座というものは一体どういうことになったのだろうか。皆さんの認識はど

ういうように妻の座が変化してからそうなったのか。

むしろ最近ずっとこの委員会でも妻の座の税制における優遇という問題を取り上げ、相続税の問題なんかでは行き過ぎてしまふほどの貢献度合いをそこでは認める。所得税の段階では全く扶養家族並みである。こういうことはどうなのか。

それと同時に、私もこれはついぶん前から主張し、去年もおととしも連続して事業所得者、白色申告の場合の妻の座、優遇という問題を取り上げました。これは青色申告の場合には給与制になってる。片方は、そういう青色申告の妻と同じように働いておりながら、五、六年前までは配偶者控除よりも、妻が専従者である場合に、専従者控除は何万か低かった。そのときから論争をしまして、去年から大分その点認めていたでいて三十万になり、今度は四十万にした。これも給与所得控除ではないわけですよ。いわゆる給与制に近づけようという努力はあるけれども、そういうことが認められたわけではない。しかしながら、やはり事業所得者の妻というものはその事業の所得に対して、毎日店に出て働いているというふうなことから四十万にこそは引き上げられた。

こういうふうなものの関連において、それでは給与所得者の妻というものは全く扶養家族並みのことではないのか。サラリーマンの女房というのは怠け者で、本当の扶養家族、娘や子供と同じ立場ではないのかという問題。まさに妻の座というものがどういふように評価を税制上されるべきなのか、そして給与所得に対する妻の貢献というふうなものに対してどう考えていくか。これは二分二乗方式というふうな点については、ある一定の限界程度のところまでは、たとえば三百万なり五百万なりというところまでは少なくとも二分二乗方式を導入するといふようなところも、もうすでに世界でも見られているではないかというふうなことで、ある程度そういう点での評価をする方向に來ている。ずっとここ十数年にわたってこの委員会でも委員の質問に対する答弁の中で、議論の中

で、そういう方向に來ている。

その中で、人的控除としての配偶者控除というものが扶養家族と一緒になつてしまつたということについては、いま幾つかいろんな例を申し上げたけれども、そういうものとの関連において、まことにこれは不可思議であると言わざるを得ないのである。配偶者控除の意味というのは、したがってどういふものなのかというのを聞かざるを得ないと思ふのです。

○中橋政府委員 配偶者控除が基礎控除と同額で生まれて定着をしました。それから、今日におきましては扶養控除も基礎控除と同額になつてしまつて、恐らく定着をしましうということをして申し上げましたけれども、これは原則的にはやはり家計費というものを頭に置いて、一人世帯、二人世帯、三人世帯といふものは、厳密に申せば家計費の増加は通減をしてまいるわけですから、所得税の諸控除もそれに應じて通減をするのが理論的でございますけれども、そのところは理解を簡便にいたしますために、一人当たり幾らという家計費の増加ということで割り切つたわけでございます。

したがいまして、この三者の金額が定着をしてまいれば、もはや世帯控除というやうな形でもって、一人世帯、二人世帯、三人世帯は幾らということでは総計で示すのも可能なわけでございます。かつて私もそういうことを考えた時期もございましたけれども、それはまだ三種の控除額が違ひがある、またあり得るといふやうなことでございまして、なかなかそこまで踏み切れなかつたわけでございますけれども、扶養控除も今日の高さになりますれば、広瀬委員のおっしゃいますやうに、それは配偶者控除の地位を相対的に低めたことになつたかも知れませんけれども、別の見方で申せば、全部が基礎控除並みの高さになつたわけでございますので、そういうやうなことが続け得るといふやうな段階になれば、世帯人員掛ける何人というものが世帯控除でございますというところで割り切つていいのではないかと気が私は

たすわけでございます。

それから、基礎控除といひ、配偶者控除といひ、扶養控除と申しますのは、すべて一つの家計の中におきますところの課税をいかにするかといふときの配慮としての金高でございます。それから専従者控除と申しますのは、青色であれ白色であれ、いわば企業と家計との橋渡しを青色専従者控除とかあるいは白色者の専従者控除という形でつけるわけでございます。ですから、家計の中におきますところの配偶者控除と、それから企業から家計に橋渡しをしてまいります配偶者たる専従者控除といふものは、そもそも基本的に考え方が違つたわけでございます。

比較をしますとすれば、青色の専従者につきましては、同じやうな種類の企業におきますところの労働の報酬といふのはどの程度になつておるかといふこととの比較でございます。白色専従者につきましても、昨日いろいろ御質疑がございましたけれども、それをダイレクトに行つたのがよろしいのか、私がきのう申しましたやうに、いわばこれは擬制の擬制、二つの擬制を重ねておるわけでございますから、なかなか端的に同種の企業における労働の報酬そのまゝを持つてくるわけにはまいりませんが、そこにおいて、そういうものを頭に置きながら金額を決めていくということでございます。それから、純粋家計におきますところの基礎、配偶、扶養の三控除とは少し違つた考えがあつてしかるべきものと思つております。

○広瀬(秀)委員 私どもはそれは納得できないわけであつて、白色申告をしてる事業者の世帯の場合でも、なるほど奥さんが店に出て働いてる。給与所得者の世帯の場合には御主人が主として生計を支えるだけの収入を稼得するわけですが、それが可能になるのは妻の貢献があつてのことである。家事一切を見る、食事をつくる、掃除をする、家を守つておる、こういうやうなことは全部主婦に任されておるわけですから、洗たくもする、そういうことがあるわけですから、それを、せつかく三つの人的控除を合わせたのだから、家族

数何人掛ける何円というやうにしてしまつてもいいのだ、それはむしろわれわれの意図とは逆行するものであつて、私どもが言つておるところは、勤労者の世帯、給与所得者の世帯における妻の貢献の度合いといふものを、白色申告における家族専従控除といふものが四十万円になつたといふやうな方向に、むしろこれだけを抜き出して近づけていく、そういうことの方がより合理性がある税体系ではないのかといふことであつて、そういう点で、妻の座の優遇について給与所得者の世帯の場合に、あなたは考える余地はありませんか。

そういう方向はもう定着してしまつたのだといふ考えの中で、妻に対する配偶者控除といふものはいまのままで、人的控除としての三控除が同額になつたのだから何円掛ける何人といふことでいく考えなのか。それとも、白色申告者の場合もそういうことで妻の貢献の度合いといふものを認めていく方向といふものが一方においては出ておるのですから、サラリーマンといへども妻なしには所得を稼得できないのだ、そういう現実に着目して、その控除といふものを特別な扱いをしていくという方向に私は進むべきだと思つております。その点もう一遍お聞きしておきたいと思つております。

○中橋政府委員 現在の人的控除、特に基礎、配偶者、扶養の各種控除は、基本的には生計費といふものが考えの中に入つて、それをもとにして課税除外を一体どの程度行つたらいいかといふことでございます。それで、それ以上にさらに配偶者の地位について何らかの人的なしんしゃくが行えないかといふことでございませうけれども、そこにおきましては、もはや私どもの家庭のようしんしゃくを配偶者についてどういふやうなしんしゃくをするかといふことになつてしまつたわけでございます。

共働き夫婦でございませうれば、それぞれはもう独立の所得者としての課税を受けておりますから、それぞれ所得税法上のしんしゃくといふのがそれ相応に行われておりますし、青色であれ白色

であれ、専従者として働いておる配偶者につきましては、またいまお示しのようなしんしゃくがございませう。そういういたしますれば、もう残つておりますのは、外に出て働かない、所得を得ない配偶者についてこれ以上何かのしんしゃくは可能でないかといふことでございます。恐らく先ほどお示しのように、二分二乗といふやうな方式が可能ではないかといふお話かと思ひますけれども、これも前々から申し上げておりますやうに、二分二乗を必然的にもたらしめたものは、一つには夫婦の財産の共有制度といふやうな民法上の問題がありまして、一つには同一世帯にありまふ者の所得は全部合算して課税をするという制度があつたわけでございます。

それでは、わが国におきまして民法でそういう解決が行われるかといふのはちやんと見込みが立ちませう。同一世帯における所得を全部合算をするのがよろしいのかといふことになりまふれば、また非常な摩擦が生ずることは想像にかたくないわけでございます。そういういたしますと、そういう段階で二分二乗方式をやるといふことは、いわば私どものやうな主人が一人働きに出ておるといふ家庭につきましての減メリットが非常に大きくなる。相対的に申せば、共働きをしてる世帯はいわばいまよりは不利になるというやうな形でございます。

たとえば、スウェーデンにおきましては、従来夫婦の所得について二分二乗制度をとつておりましたけれども、両方ともが働きに出るといふ機会が非常に多くなつたためでございます。わが国のような所得税得者単位の課税に二、三年前に変えたわけでございます。そういうことになれば、今後のわが国におきまふ労働事情を考慮してみましても、ますます今日のやうな事態がそういう方向に進むことこそあれ、逆になるというやうなことではございませう。やはり現在のやうな所得者を中心とした、その単位ごとの課税といふのがよろしいのではないかと、いふやうに思つておりますから、そういう段階で、いわゆる妻の座といふ

観点から、二分二乗という方向でそれに対する配慮をこれ以上つけ加えるというのとはなかなかむずかしいものではないかというふうに考えております。

○広瀬(秀)委員 この問題も、どうもいままでの論争から、主税局長の答弁は非常に後退したような感じを免れないのであります。これはまたいずれ改めてやりたいと思います。

国税庁にせよ、来ていただいたものですから、ちょっとこの利子配当課税問題で、これは租税特別措置法の際にやってもいいのですけれども、実は資料要求を私がいたしましたけれども、わからぬというので、資料が届かないわけです。その一つは、利子所得、配当所得、これは法人、個人に分けて一体どのくらいあるのか、まずそういう基礎的な数字を知りたいということ、それから個人の利子配当についてどれだけ所得税を徴収しておるのか、この額はどのくらいになっているのか、そのうち源泉分離選択による徴収はどのくらいあるのか、それから確定申告不要分の利子額あるいは配当額というものはどういうような数字になりますか、こういうような数字を聞きたいと言ったのですが、これが資料として全然国税庁から出てこぬのです。

これは全然そういうことはわからないのです。わからぬでやっておったとすれば、租税特別措置は政策課税方式なんだけれども、そういう基礎的な数字すらわからぬでは、この租税特別措置の一定の政策目標を達成するためにということ、どんな数字的な効果があったのかもわからぬ、それから現状がどうあるのかということもわからない。そういうことでこの問題を議論しているというのとはまた妙な話だと思ふのです。その辺のところの数字はこれはもう全くわからないのですか、どうなんでしょうか。

○横井政府委員 おしかりいただきました。大変申しわけないのですが、実は先生から御質問いただきました。聞かなくてごさいますが、私もどこまでいいます限りにおきまして御報告申し上げる

資料を整備しまして、文書課を通じてお届けするように実は手配したのでごさいます。

ただ、御質問のうちで、法人、個人の区分ごと

にという点が実は資料がございせん。それからまた、確定申告不要額につきましては統計がございせん。しかしながら、利子所得の支払い金額の総額あるいは源泉徴収税額、そのうち源泉分離選択課税分の利子の支払い額、それから同源泉徴収税額、同様、配当所得の配当の総額、その源泉徴収税額、そのうち源泉分離選択課税分の配当、その源泉徴収税額、これはわかっているわけでごさいまして、先ほどお答え申し上げましたように、お届けするように手配をいたしましたのでごさいますが、手続が狂いまして大変申しわけございせん。早速お届けするようにいたします。

○広瀬(秀)委員 わかる限りの数字は、これは出し惜しみをしないでひとつ出していただきたいと思ふのです。さうはもう時間もありません、三時からの党の会議にどうしても出なければならぬことがあるのですから。

予算委員会でも同僚の阿部委員から、利子配当所得に対する課税の問題については、銀行局長と国税庁長官との間の、近藤さんと吉田さん時代のいわゆる秘密書というものが暴露されて大きく問題化しているわけだけれども、そういう問題もあって非常に歯切れの悪い答弁しか本会議あるいは予算委員会での答弁でも得てないわけなんですけれども、これは実際に国税庁でも、いまこれはだめ、あれはだめというようなこともあって、実態を総合的につかめない、だから総合課税にいけないのだ、簡単に言ってしまうばそういう答弁なんです。

しかしこれは、将来総合課税の方向に本則に戻していくという心構えがあって、その方向への努力を、たとえばそういう秘密協定のようなのがあるならばそんなものはないと断言をして、全部名寄せができるような体制というものがどうやったらできるのかというようにことを——これはもう永久にできないものなのか、やろうと思えばでき

ることなのか、そうして税の公正というものを確保するということが私は必要だと思うのですけれども、その方向だけ伺ってきょうはやめたいと思ひますが、いかがですか。

○中橋政府委員 いま御提案申し上げております租税特別措置法の改正で五年間新しい制度を続けたいだいてる間にも、私どもは利子配当につきましても総合課税の道を見出さなければならぬわけでごさいます。特に利子につきましてもお話をございしましたが、これはまだ私も確たる見通しがあるものでもございせん。やはり総合課税を実現いたしますための環境と手順というものをできるだけ整備しなければならぬわけでごさいます。

そのときに、一つには、これもきのう御質問がございしましたけれども、いわば制度としてございしますそれに障害となるものは、国でつくっておる制度でございしますれば、それを廃止することの是非というのを担当のところで検討してもらわなければならぬ。それから、架空名義というように実効的に出てまいっておりますものを、一体どういうような環境でこれを排除し得るかということとを研究しなければならぬわけでごさいます。これは長年の間のあしき慣行だと思ひますけれども、そういうものがありましたから、そういうものは預金の受け入れ側におきましても、預金をする側におきましても、そういうことをし得ないようなシステムをつくり上げなければならぬわけでごさいます。しかも、その上におきまして、さらにいまおっしゃいました名寄せというものをできるだけ簡便な方法で税務当局でやり得るようなシステムをこれまたつくらなければならぬわけでごさいます。

そういうことをあれやこれや考えてまいりますと、今日までのいろいろな金融機関をめぐるまじの慣行というものを一体どこまで打破することができるのかということ、それから新しい機械としましてのコンピュータというものを一体どういうような形で利用できるのかというのが、実

は私どもの今後の課題だと思っておりますが、今回御審議をお願いしております法案が幸いにも成立をいたしました場合には、できるだけ早い機会からそういう方面の勉強をいたしたいと思っております。

○広瀬(秀)委員 さうはこれで終わります。

○上村委員長 東中光雄君。

○東中委員 政務次官にお伺いしたいのですが、大蔵省、国税庁、国税局、税務署、それぞれの組織は、大蔵省設置法あるいは大蔵省組織令あるいは大蔵省組織規程、こういった法令、規則に基づいてやられておるものだと思うのです。当然のことでありましてけれども、確認をしておきたいと思うのですが、いかがでございましょう。

〔委員長退席、伊藤委員長代理着席〕

○森(美)政府委員 東中委員のおっしゃること、そのとおりでございします。

○東中委員 前回、予算委員会の分科会でお伺いしたのですが、大阪国税局、東京国税局、高松国税局及び広島国税局で、組織規程にない同和対策室という機構がつくられておるということの御答弁があったわけですが、組織規程に基づかないという機構をつくり、それに人員を配置するということは、国税局には特別に認められておるのかどうか、組織規程に基づいてやるべきだということに思ふのですが、いかがでございましょう。

○磯辺政府委員 ただいま御指摘のいわゆる同和対策室の問題でございします。これはただいま先生が御指摘のように、現在大阪国税局ほか三局に置かれておりますけれども、これは法令に基づいて設置された機構というものはありません。しかし、こういった機構というものはほかにも例がございまして、これはたとえて申し上げるのはいかがかと思ひますけれども、たとえば各国税局に診療所の設備があるとか、あるいは合同庁舎に入っております場合に、合同庁舎の管理室といったようなものをつくっております。ですから、そういう意味で正式の機構ではありませんけれども、実情に応じて便宜置かれておるという例がほかにも

あるということでございます。

○東中委員 建物の管理の問題は、これはその建物に就いて管理の体制というものが要るだろうと思うのです。それから診療所というのは、それ自体は行政行為ではないわけですから、行政行為について担当官を特別の組織規程に基づかないで配置して、そして一つの機構をつくるという例は、いま言われた例とは全く違うわけですね。

いま同和对策室と言われているのは、明らかに行政行為、行政機構としての問題であります。必要な、大蔵省は組織規程を変えなければいけません。組織規程は変えない。そういう必要はないということであるのだと思うのです。省内在る組織規程で決められることあります。省内でやれることです。大蔵省は組織規程の中にはそれは入っていない。税務相談室というのはわざわざつくってある。それなのに、それとよく似たような機構をわざわざ別につくるというのは、設置法なり組織規程の精神から言って、あるいは法令の性格から言って、私は逸脱しているのじゃないか、こう思うのですが、国税庁の考えではなくて、大蔵省として、ちゃんとそういうものをつくるというのとは別なものをわざわざつくっているというのとは組織機構として正しくないのではないかと、こう思うのですが、政務次官の御見解をお聞かせください。

○森(美)政府委員 ちょっと事務的に説明させます。

○磯辺政府委員 正式の機構ではありませんけれども、私たちが仕事をいたします場合に、たとえばある一つの問題を取り上げてプロジェクトチームをつくったりすることがございます。そういう場合には便宜何々班という言葉を使っております。その主宰する職員を連絡班長といったような場合、これは正式の任命ではありませんけれども、その職務を授けらるる例というのは、同和の問題につきましても、特にこれが重要な問題であり、非常に困難な問題であるというふう

な認識から、特別に同和对策室といういわば通称の総合調整をするチームを編成してある、そのチームを室長としておられるというのが実情でございます。これは必ずしも組織規程あるいは法令に基づかないからそういった機構をつくってはいけないといった問題というわけにもいかなないと考えております。

○東中委員 つまらぬへ理屈の議論をここでやろうと思いませんけれども、チームをつくって班をつくるというのは、その一つの機構の中でそれを実際に運用していく場合に、大きな脱税事件があったという場合、それを追及するのに班をつくるということもあるでしょう。それは全く運用の問題であります。ばくが言っているのは、機構の問題を言っているのです。同和对策室という部、課、室という形で機構は成っているわけですね。税務相談室というのは国税局の総務部の中にある。しかし、その総務部の中に同和对策室というのとは機構上ない。しかし、実際にはそれが設けられている。そして窓口がつけられて、プレートも張って、私、昨日でしたか行ってみたら、特別のソファを置いてある。ほかのところは、それぞれの課へ行っても、課長の席の横にちょっとと応接セットが置いてあるだけ。ところが、この同和对策室だけは特別のソファが置いてある。いぶん広い場所をとって置いてあるという形で、明確に入り口のところにプレートを置き、そういう機構をつくっているということになっておられるからには、それは組織機構の法令に基づいてやっていると。法治国家ですから当然のことですね。そういう点からいって、いま言われたような調査についてのチームをつくって班長をつくるというふうなものとは、これは明確に違わなければならないというものは正すべきではないかと言っているわけですね。

国税庁の考えはいま言われたようなことかもしれないけれども、それは、性質の違うことを言っていることはもう明白です。一つのチームをつくらせてその班長をつくる、それは機構じゃなくて便宜

的なものでしょう。あるいは臨時的な、あるいはまさにその問題に対応する行政行為をやるためのチームなんであって、対策室、相談室あるいは何々課という機構とは別のものである。

〔伊藤委員長代理退席、委員長着席〕

だから、そういう点では明らかにおかしいと思うのですが、大蔵省の組織規程にない、いわばもぐりの機構を対外的に発表し、プレートを置くという形でやるというのはいかがかと思うわけですね。そういう点で、大蔵省としてこれは本場に検討してもらわなければいかぬのじゃないかと思ひますが、大臣がおられますから、政務次官、いかがでございますか。

○森(美)政府委員 ほかにも実例がありますので、次長から一言言わせてみます。

○磯辺政府委員 私たちは、同和問題は非常に重要な問題である、また同和問題についての職員の研修と深い理解が必要だというふうな根拠で、これを重点項目の一つとしてつくっておるわけでございます。これを設置しているということがいままでの税務行政にマイナスになるとは考えられないわけでありまして。そういった意味におきまして、大阪国税局で同和对策室をつくっておる、しかもこれは、いわゆる同和对策室ですけれども、総務課の中でそういった同和問題を取り扱い、研修とか相互調整をやる一つのグループでありますから、これをいままう廃止するというふうな考えは持っておりません。

○東中委員 そうすると、それは総務課の中の一つのグループしかすぎないんですね。対外的に麗々しく同和对策室というプレートを掲げて、これの十二階へ上がってエレベーターをおりたら、同和对策室はこちらという案内のプレートまで出しているのですよ、総務課の中の一つのグループで。そういう非常に奇妙な扱いをしているということだけははっきりと指摘しておきたいと思ひます。国税局は何たることだというふうに思ひます。グループならグループとして扱えばいいんであって、チームについて一々何々チーム

といつてプレートを出しますか。出しはせぬでしよう。総務課の中に三人のグループがいるから、そのグループをわざわざ室と呼んでプレートを出す。同和事業、そして未解放部落の解放あるいは差別をなくしていくことが重要だということとそういう組織的な問題とは全く別のことであります。すべての職員が差別をなくしていく、すべての職員が憲法を守らなければいけなうというのと同じような意味で非常に重要なことなんです。

ところが、特別のグループをつくって、特別の部屋をつくって、特別のソファを置いて、特別のプレートを立ててということが重視していることになるか、そういうものじゃないかと思ひます。しかもこれについては、次長は、この間の私の質問に対して、所掌事務とは何かということ、所掌事務を三項目挙げましたね。グループについての所掌事務なんというのはいないわけですね、本来総務課の所掌事務というのは決まっていますから。ところが、その総務課の所掌事務に書いてないほかの所掌事務というのを三項目挙げておる。これはあなたがいかにかその場逃れの答弁をされようとして所掌事務はこういふもので、総務課の所掌事務の中には挙がっていない所掌事務を国会で答弁しているわけですね。そうしておいてそういう室をつくっているということでありまして、国税庁は納税者に対して公平の原則で、そして租税法律主義に基づいて適正に課税措置をしなければいけないという立場から言って、こういう扱いは明らかに機構の面でも特別に扱っておるということで、当然検討されなければならぬ問題だと思ひますが、この点をまず指摘しておきたい。

ここで一体何をやっているんだという問題があります。この間も言われましたが、ここへ、大阪府同和地区企業連合会会員の証という判を押した申告書が出される。しかも約三千通とおっしゃいました。ところが、これは大阪府同和地区企業連合会の第六回の議事録かと思ひますが、大企業連が公式に発表しているパンフレットがあります。

にむずかしい問題であるといふうなことから
国税局あるいは税務署、そういった第一線にお
いては、その同対審の精神にのっとって、そ
いったむずかしい問題を適切に処理しなければ
ならないという考えからやっておるわけでありま

て、むしろそういったふうな細かい配慮をした取り扱いというのは、やはりここ当分の間必要ではないかというふうに考えております。

○東中委員 大企業という特定の団体、その団体に入っている人が、あなたの方の言う同和地区関係者であるのかないのか、これについても、あなたの方としては調べようがないし調べていない、こういう答弁をされている。だから、概念として持っておられる同和地区関係者でない人も入っている可能性というの十分ある。少なくともそうではない人が入っていないということは国税庁としては言えない段階である。そして、そういう一つの団体があって、それが国税局へ一括して判を押しして持ってくる。署長あての文書を、署へ出すものを、そこへ持ってくる。それをそのまま受けるということになる。これは大企業という団体に對して特別の扱いをしていることになるわけですね。

では、ほかの団体が持ってきたら受け付けますか。納税者の団体というのはたくさんありますね。それが国税局へ持ってきたら、なぜ持ってくるのかわからぬけれども、持ってきたものを突っ返すわけにもいかぬから受け付けるのだということになりますか。その点どうでしょう。

○磯辺政府委員 理屈から言いますと、申告書は、国税通則法の規定によりまして、その所轄の税務署長の方に提出するということになっております。したがって、国税局に提出された申告書は、持ってきたら、違うからといってそれをそのまま突っ返すというふうなことは、やはり私たちがとるべき態度じゃないと考えますので、それを分類いたしまして、所轄税務署の方に回付しているというのが実情であります。

それでは、すべての納税者の方が、税務署に行くのがめんどくさいから国税局に一括して持っていく、あるいは国税局が近いから、持っていく、全部受け取ってくれというふうなこともあろうかと思えますけれども、それは同和問題の特殊性というものがあつただけに、国税局の方として

は、それだけのきめの細かいサービスといういろいろと実情に即した取り扱いをするわけでありまして、全部の納税者が国税局に一括して持ってくるというのはいかかと思ひます。ただ、持ってきたらからと言って、私たちはそれが無効であるとか、あるいはそれを突っ返すということはする考えはございません。

○東中委員 そうすると、ほかの納税者の自主的な団体というのは、たとえば納税協会もあるし、自主申告会もあるし、いわゆる民商と言われている団体もあるし、そういう団体が国税局へ一括して持ってきたら、それは突っ返すようなことはしないと、国税庁次長は責任をもってここで答弁されたということではないのですか。

○磯辺政府委員 それはやはり納税者の良識なり納税団体の良識に期待したいと思ひます。

○東中委員 いや、良識に期待するのはいいですよ。しかし、現実には大企業、東企業は持ってきているわけでしょう。この人たちは、良識に期待したいけれども、その期待に背いて持ってきているわけですね。ほかの団体も同じようにした場合に、実際上の扱いとして同じように扱うことになるのかどうかというのを聞いています。

○磯辺政府委員 同じことを繰り返すようでは恐縮でございますけれども、同和問題は非常にむずかしい問題がありますので、私たちとしては、特にむずかしい国税局におきましては、わざわざ同和対策室をつくり、それからそれに関する職員も配置いたしました。そういうやり方をとっているわけでありまして、そればといて、大企業の方が持ってきたら一括受け取っておるから、それじゃすべての納税団体あるいは業種団体の人が一括して持ってきたら一括受け取るかと言われても、それは考え方として、納税者の方がせっかく持ってきたことですから、それを突っ返すことは、われわれ公務員の立場としてやるべきではないと思ひますけれども、円滑な税務行政の執行のためには、そういったことのないようにお願

いしておるということでございます。

○東中委員 円滑な税務行政の執行のためには、そういうことはしないように良識に期待している。ところが、同和関係者じゃないのです。同和関係者で組織しているということになっている、それだけであるかどうかはわからないけれども、そういうことになっている大企業あるいは東企業という組織が持ってきたら、それを受け付けることが、同和審の審判なり同和法なりあるいは憲法なり、そういう趣旨から見て、社会的、経済的差別をなくしていく、こういう点から見て、一体まともにプラスになると思うのですか。むしろ特別に扱っているということ、ほかとは別に特別に差別的な扱いをしていることになりませんか。

ほかならそんなものは持っていないのだ、持ってくる理由もわからないのだ、良識に期待して持っていないだろうと思う。ところが持ってきている。それをそのまま受け付けておいたのでは、むしろ良識に期待して税務行政を円滑にやっていると、全部そうやって大企業だ、あなたはいまそう言っているのですから、それならそういう指導をするのがあたりまえじゃないか。法のものとの平等という点からいって当然のことじゃないか、こう思うのです。同和審答申あるいは同和法、こういう法律の趣旨からいって、いわゆる部落差別をなくしていくことは非常に重要ですよ。

私も共産党は、五十年前から部落解放のためにいざいざ迫害を受けても、一緒にやってきたという経験と歴史を持っています。そういう点から見て、あなた自身が、良識に期待して、ほかの団体が持ってきたことはないだろうと思うんですが、特別にその団体だけが同和地区の関係者で、そこへ入らない人はいざいざさんというわけですから、その人たちが言えは迷惑な話ですよ。それをやってきている。それについて何かはれものにさわるみたいそれに応じているというのじゃなくて、それを適正に、公平に、平等

に、差別なしに扱うということがむしろ行政としては必要なんじゃないか。何のためにわざわざ国税局まで持ってくるのか、理解できぬことでしよう。しかも居住地から言えば税務署の方が近い、国税局の方が遠い。それなのに一括してそこに持ってくるということは、それこそ良識で考えてみて理解できないことだ。その指導をなぜやらないのか。

普通の場合、間違つてほかのところに行ったら、ほんと突っ返されますよ。窓口で受け付けななかしらないじゃないですか。そういう点について、抽象的に同和審答申とか同和法とかいうことでなくて、特別の扱いをするということはやめなさい、それが部落差別をなくしていくという点からいってもむしろ重要なんだ、私たちはそう思うのです。その点いかがでしょう。

○磯辺政府委員 同和問題については、何度も繰り返しますけれども、歴史的な非常に深いいろいろな問題、それからまた複雑な問題をばらばらというところは御承知かと思ひます。そういう観点から見ますと、私たちが税務行政につきましても、そういう税務のやり方なりあるいは申告書の受け付け一つとりまして、一挙にこれを改正するといひますか、いままでのやり方と違ふようなやり方をとるのめいかかと思ひます。非常にむずかしい問題をばらばらしておりますだけに、私たちとしては、第一線がこの同和関係者に対する課税というものを、それを通じて税務行政を円滑にするためにいろいろと考へながらやってきておるわけでありまして、一挙にそういうやり方をいまこの際変えるということについては、私はいかかと思ひます。やはり第一線の現場においていろいろと考へ、長い間培われてきたと言つて変えていくけれども、それとてきたまの税務行政のやり方ののちとてこの問題を運用していくのが一番いい方法じゃないかというふうに考へております。

○東中委員 次長はいま一挙に変えるのはいろいろ問題が起こる、こう言われたわけですが、変えなければいかぬことだということが前提になつて

いる。一挙にやるかやらぬかというのは時期の問題ですね。まさに不平常な状態であるということを確認しておられるわけですね。だって、法律から言って、国税通則法、所得税法あるいは法人税法、全部税務署長に提出せよとなっているんだから。それと違ふところへ持ってきているということになっている。いま、一挙に変えることができない、そういう正常な状態でない、一挙に変えるという問題は問題が起こるんだという趣旨のことを言われたけれども、これは「解同近畿ブロック」とこの文書には書いてあるんですが、部落解放同盟、私たちが朝田派と言っている部落解放同盟近畿ブロックと大阪国税局長とが、昭和四十四年一月二十三日以降の確認事項として、「同和対策を進めるために、税務署長級の専門担当者一名と職員二名、所得、徴収、資産、法人、間税各課長補佐を兼務職員とする同和対策室を設置する」という確認事項ができたんだというふうに、先ほど言ったパンフレットに公然と書いてある。

このことは国税庁もよく知っていらつしやると思うのです。国税局も知っておられると思うのです。こういう確認事項があつて、そういう約束はしていないとこの前答弁されましたけれども、約束していないんだらすぐ正せるわけですからね。そつちには持っているさかい、わざわざこへ持つてくることはないじゃないですか。あたりまえのことですからね。それだけのことが言えないというのは、こういう確認事項をしておられるからではないのか。どうでしょう。

○磯辺政府委員 大阪地区の解放同盟の方々、それから大企業連の方、そういう方と大阪国税局長との間でいろいろ話し合いが行われたということ、これは否定できないと思います。その確認事項というふうにはそのパンフレットにあるようでありまして、これはいつも御答弁申し上げますように、それは解同の方たちがそのときに要望した事項をまとめられて、それを整理されたというふうになつて、それが理解しておりまして、大阪の国税局長が、それに対して文書を交換したとか、あるいは

は確認事項として双方で署名捺印したといったようなことをやったとはわれわれは承知しておりません。

○東中委員 この文書によりまして、「昭和四十四年一月二十三日以降大阪国税局長と解同近畿ブロックとの確認事項」と書いてあるんです。署名捺印したとか何とか、そんなことは書いてないんです。そんなことを私は言っているわけじゃないんです。国税局長が当事者になつて、解同近畿ブロックとの間に確認事項をつくつたかどうか。それが口頭であつたか文書であつたか、そんなことは後へ残す方法の問題であつて、確認事項というものがこの両者の間で確認されているのかどうかということを知りたいんです。いかがですか。

○磯辺政府委員 先方の方から、同和問題についての詳しい実情の説明と、それから各種の御要望があつた。それに対して国税当局の方で、十分に時間をかけてその実情と御要望を承つたということとは事実であります。

○東中委員 要望があつて、要望を聞いた。聞いたというものは、テークノートしたという意味の聞いたというのもあるし、物理的に聞いたという意味の聞いたものもあるし、それから実際にそれを聞き入れて合意ができたというのを、聞きましてというふうには言う場合もあるから、そのどれなのかというのを聞いています。ここに書いてあるのは、少なくとも大阪国税局長と解同近畿ブロックとの確認事項ということになれば、両者が確認した事項であるというふうには書いてあるけれども、その点はどうなのか、こう聞いています。ですから、正確に答えてください。

○磯辺政府委員 東中先生は法律の専門家でいらっしゃるから、確認ということについて法的にお聞きになるんですけれども、私たち実務の立場としましては、先方からの深刻な御要望、それからいろいろと実情の開陳がございまして、それを税務当局の方で深く認識して、そうして理解したということだろつと思ひます。

○東中委員 認識して理解した。そのとおりにや

りますという約束をしたわけではない、こう聞いていいですか。

○磯辺政府委員 そういふふうには了解しておりません。

○東中委員 ところが、この文書ではそれは書いてない。国税局長と解同近畿ブロックとの確認事項だ、両者が確認した事項だといふふうには書いてあるんだから、あなたの言われているのと違ふことを書いてあるということになりますね。どうですか。

○磯辺政府委員 それは先方の方の書かれた文書でありますから、違ふとか正しいとか、私たちの立場では申せないわけです。

○東中委員 交渉の当事者が、先方はこういう確認事項ができたと言っている。あなたの方は、確認事項はできたと言っているのか、あるいは確認事項になつていない、聞いて理解したただけだ——相手の言うことを聞いて理解したということと、そういうふうにはやりましようという確認をしたということとは明らかに違ひますね。国税局側は、十分聞いて認識して理解した、先ほどそう言われた。だから、そういうふうにはやりましようという意味の確認をしたわけではないということですか。直税部長、首を振っていますけれども、どうですか。

○横井政府委員 東中議員の言われるとおりでございます。その一年前におきまして、四十三年一月末でございますが、当時の大阪国税局長と大企業連との間におきまして、いわゆる七項目というふうなことが確認されたといふふうには言われておりますけれども、これも同様でございます。先方の御要望を伺つた。私どもの方でそのようなことを実行すると約束したことではない、こういうこととでございます。したがしまして、この四十三年一月のいわゆる七項目につきましては、私も私どもがお約束したものでなくて、先方が先方の御要望を取りまとめたものでございます。

○東中委員 そうすると、確認事項ではない、承つてその要望の趣旨を理解したただけだといふこ

とで、この内容について国税庁はあるいは国税局は、何ら拘束されるものではないといふふうには聞いていいわけですか。

○磯辺政府委員 法律的な意味においては拘束されるという義務は発生してないかと思ひますけれども、しかしその実情を深く理解したということ、やはり心情的にはできるだけ御要望の線に沿つてやりたいという気持ちが出ておると思ひます。

○東中委員 国税局という国家組織が、心情的に理解するといふようなことはあり得ぬじゃないですか。国家機構でしようが。国家機構が心情的にとは何ですか。心情的にというのは、個人的な、生物としての人間の心情的問題でしようが。国税局というのは、国税庁というのは、そういう感情で——心情というのは感情ですね。感情で行政をやるのですか。

第一、いま言われた「昭和四十三年一月三十日以降大阪国税局長と解同中央本部及び大企業連との確認事項」の中にたとへばこういうのがあります。「企業連が指導し、企業連を窓口として提出される白、青色を問わず自主申告については全面的にこれを認める。」このことを心情的に認めるか認めないかということであつて、ここでは認めるという確認事項があつた、こう言つておるのに対して、あなたは心情的に理解をして、心情的にそれを尊重していくといふようなことが国税庁としてあり得るんですか。全面的に認めるということ、部分的に認めるかといふ問題じゃないですか。個々にやらなければいかぬ性質のものでしょう。全面的に認めるといふようなことを心情的に理解するというのは、国家組織としてそういうことはあり得るのかどうかです。担当官個人の問題は別ですよ。担当官個人が個人的な心情で行政を左右するといふことになつたら、これはまたそれ自体大変ゆゆしい問題です。次長のいま言われたことは取り消して、そして、趣旨はわかつたといふだけであつて、そういうことについては約束はできないという立場を、国税局としてはとつてき

たんじやないですか。その点をひとつはつきりしておいてください。

○横井政府委員 話題に出ました四十三年なり四十四年なりの大阪国税局長と大企業との会合等におきまして、先方から東中先生御指摘のような御要望がございまして、私どもはそれを承った。それに對しまして局長側からは、同和問題の社会的、経済的な諸問題、それから特殊な事情、そういう問題につきまして、課税関係において実情に即した課税をいたすというようなことは申し上げてあるわけでございますが、七項目等につきましてお約束はいたしていないわけでございます。

いま御指摘になりました、企業連を窓口として提出される申告書につきましても、国税局へまともて持つてくるから受け取ってくれるか、こういう御要望がございまして、私どもは、税法のたてまえから申しますと、それぞれ所轄の税務署へ提出すべきものであるということを申し上げてございます。ただ、その後毎年のように局へ御提出になるわけでございますが、私ども前回の分科会、それからきょう次長から御答弁申しましたように、そのように所轄税務署以外に見えませんでした場合におきましても、これを無効のものにする、あるいは期限を徒過させるというふうなわけにはまいりませんので、事実上受け取りまして署へ移送しているということでございます。そのことによりまして特別なフーバーを与えているということではないというふうに理解をしているわけでございます。

いずれにしても、同対審査等に基づきまして特殊な問題があるわけでございますから、その実情をよく把握いたしまして、課税に反映させるようにしておるということでございます。

○東中委員 同意しているものではない、約束しているものではない、ということはいま言われましたが、当事者の一方が、約束があった、確認事項になつておるということを宣伝している。そういう立場で行動をしている。国税庁あるいは国税局側として、当事者の一方ですから、事実と違

ものについて何かの処置をされる意思があるかどうか。

確認してないものについて、確認されたんだということでもどんどん宣伝している。そして、こういう文書にも出している。これは大阪、東企連の場合には東企連でまた文書を出して、ここにありませうけれども、やっているとということについて、そういう確認はありません、話は聞きました。いまここで言われたようなことを、交渉の相手方である側へ、税務行政の円滑な実施という点から見ると、約束してないのに約束したということでは向うは動いておたら、そのたびにトラブルが起るわけですから、約束していませんということも当然言ふべきだと思ふのですけれども、そういう意思がどうかどうか。ないということだったから、なぜ違うことを言われても——税務行政に明白に違つたことになっているわけですね。違つたことになっているのに、そのことによって税務行政が円滑にいかないということになっておるのに、なぜそれをやらないのかということをお聞きしたいです。

○磯辺政府委員 まず最初に、国税庁なり国税局の方から、それは違つたということを言うかどうかということでございますけれども、私たちは、いまそれを言う考えはございません。それはなぜかというふうに御質問でございますが、たびたび繰り返しますけれども、やはり同和問題というのは非常にむずかしい問題をばらんでおります。しかもこの問題については、かつての同対審査でも議論されたことがございまして、私たちはやはりいかにしてこの同和問題というものを税務行政の中で円滑に遂行していくかというのを考えておるからであります。したがって、これは永久にそういつた現在のような方策をとるといふ問題ではなくて、同和問題というものがすっかり解消になる、そして、あえて同和問題について特別な議論をしなくても済むようになるまでは、やはり経過的にやむを得ない措置ではないかというふうに考えておるからであります。

○東中委員 同和問題をなくしていく、正確に言えば未解放部落の差別というものをなくしていくということをやするために、確認してないものを確認したと言つてもそのままだうっておく、そういう普通ならあり得ぬことをそのままだうておらん、それが差別なんですよ。歴史的に考えてごらん下さいよ。それこそ差別ですよ。特別な扱いをしていふじゃないですか。しかも、その相手は部落解放同盟朝田派、この人たちがつくつておる大企業連に對して特別の差別をしているのです。未解放部落の同和地域関係者とあなた方が言われるそういう人たちのうちの一部分の人たちに対して特別な扱いをしていふのです、ほかの人に対してはしてないのですから。

逆に言うならば、ほかの同和関係者から言え、そんな約束もしてないのに約束があったんだというふうな宣伝をされて、それでまかり通つていくのが同和関係者なんだというふうに思われることは、まことに心外だ、そんなごり押しをやるものではないのだという人たちがすいぶんたくさんいるわけですよ。その人たちも同じに扱つてしまふということになるわけでしょう。国家行政が公平で、憲法十四条の趣旨から言つて、身分によつて、あるいは性別やその他によつて、社会的、経済的、政治的に差別をしないということを、まさにいまあなた方は差別をやっているわけですよ。普通ならこれは通らぬでしょう。そういう問題だ。これは歴史の審判を受けるようなそういう性質のもので、これは正すべきだということを強く申し上げておきたい。

それから、国税局へ確定申告をやるのは申すまでもなく三月十五日が期限です。国税局へ出されるのだけを見ても、日が徒過しているのがすいぶんあります。ここに私が持つておるのを見ますと、これは国税局の受け付けが四月八日、所轄税務署の受け付けは四月十日になっております。これは昭和四十八年分の所轄確定申告書、青色申告であります。それから昭和四十八年度分所得の所

得税の確定申告書、この場合は大阪国税局総務課受け付け四十九年五月十五日となっております。そして、ある税務署の受け付けが四十九年五月十二日、こうなっております。同じ日付の別の人やつ、やはり四十九年五月十五日国税局の受け付け、前の方のやつです。下の方は五月二十二日所轄税務署の受け付け。ここに大企業連という判を押してある。こういう扱いがされているわけですね。これは、全部そのままだうておるわけですね。これは、一般の人は、三月十五日、忙しいのに期限までにやらなければいかぬということをやっています。しかし、国税局へ持つていって、これでこういう判のままでまかり通つていける。当然期限徒過の場合の加算という問題があるわけです。しかし、そういう処置は一切とられていない。現実にはこういう扱いに實際になつていけるわけですね。

こういうものについて、これは法の厳正な執行あるいは租税の公平の原則あるいは租税法主義のたてまえからいって、こういうことが特別に、組織的にやられているということになったら、これはゆゆしい問題だと思ふのですよ。税務行政そのものにとつて大変な問題ですよ。たまたま私の手に入つていふのがそうなんです、多くの、三千通ぐらいのことを言われたそれは同じような扱いをされている。特別の金ラベルを張つて、統括官以上だけが扱うということ、現実にはそういう扱いがやれているわけですから、そういう問題について調査し、是正するという処置を当然とられるべきだと思ふのですけれども、どうですか。そういうことをやられる意思はないのですか。

○磯辺政府委員 期限後申告の問題は、それはよろしくないと申します。ですから、期限後申告でありますたら、それは期限後申告に応じた措置をとるといふのが当然だろつと思ひます。

それから、二番目に御指摘になりました金ラベルの問題でございますけれども、この前分科会で御指摘がございまして、私たち大阪国税局の方で調査をしたわけでありまして、税務署によ

りまして、そういった調査カードに金ラベルを張っているという税務署もございます。これは必ずしも大企連の方だけに金ラベルを張っておるといわけじゃなくて、いろいろと、業種とかそういった問題に応じて、内部の整理のためにやっておる。そういったことは、裏を返して言いますと、同和関係者に対する課税というものに対して細心の注意を払って、きめ細かい、実情に即した配慮をしておる、それが間違いないようにという意味の内部の整理だろうと思えますので、これはやはり現地の税務署におきまして、そういった整理のやり方が同和問題に対してベターであるというふうな考え方であれば、特にそれに対して廃止するということを、こちらの国税局の方なり国税庁の方で指示する必要もないかと思えます。

○東中委員 金ラベルを張って分類、整理するという程度なら、われわれそういうことは何も言いませんよ。問題は、それが統括官だけにどまってる、一般職員にはタッチさせないという扱いになっている。しかも、それが申告は認に、さっき確認事項に挙げられているいわゆる青色、白色を問わず、全面的にこれを認めるという形の処理になっておるといふところが問題だと言っているのです。

とにかく、重税を課せと言っておるのではないのです。適正にやらなければいかぬと言っておる。いま大企連に対しての調査はやるなということになっておる。それがいま一般にずっと伝わっていますよ。一般職員がそういう注意を受けて事後の調査に行く。そうしたら、あるところで、私は大企連だと言ふに言うた人がおる。それで、それはどうも失礼しましたと言つて帰つてこいということになっておるから、失礼しましたと言つて帰つてきたが、どうもおかしいというので調べてみたら、何でもありません。それで憤慨してある署員は、現地へまた行っていきますね。だから本場に特別扱いされておるわけですね。そういう扱いになっていることを、私たちは税の公平という点

から言つて、こういうことではだめだということ

を言っているわけです。しかも、それは部落関係者ということではなくて、部落関係者でない人もそういうことを聞いてもう知っているのですから、だから部落関係者でなく大企連に入っている人もいるでしょう。しかし、部落関係者でなく大企連に入っていない人が、税務署が来たから税務署を追い返すのに、私は大企連だ、おまえそんなもの調べにきていいのかと言つたこととさえ起こつておるのですよ。これは私はゆゆしい問題だと思つたのです。国家機構が、しかも税務行政が、そういうことで左右されておつたらいかぬじゃないかということ

を言っているわけでありませう。この事例をたくさん挙げるのは時間もありませんからやしませんけれども、こゝでもたとえ「課税所得資料ちょう付書」というのが、これは区役所なり登記所なり他の官庁から来ますね。来たのがここにあるわけですね。それによると、ある人の土地売買であります、その価格は千三百二十九万というふうな、いわゆる資料せんの中に書いてあるということと調査が始まるわけですね。そこには申告書がある。この書類の中に修正申告書を書いてある。これは役所が勝手に書くわけがないので、本人を呼んで書いたのだからと思つたのです。

ところが、申告書までついてあるのに、「要調査対象事案審査表」というのを見ますと、「見込時価額」の欄があつて、そこは一千万円以上、五百万円以上、三百万円以上、三百万円未満、この四つの段階があつて、一千万円以上のところに丸を打っている。それは資料せんがそうですから丸を打つたのだと思つたのです。その次の「選定理由」というのがあつた。ここには「見込時価額との開差大」とかあるいは「取得費・譲渡費過大」とかという項目がずつと載っている。その七番目に「無申告」と書いてある。そこに丸が打つてある。そしてその横の「無申告理由等」というところに「大企連」と書いてある。だから、途中で調

べてみたら大企連ということに結局なつた。ほ

から回つてきたやつですから申告者がわからぬ。大企連ということがあとでわかつたということになって、その処理は、局からの交渉で、四十九年二月二十七日、署長同行で資産税課〇〇に説明し、少額事案として処理相当と認め、こう書いてあるのです。私はこういうのを見ますと、修正申告書までつ

くつたということは、ある程度進んだ、それで処理されるようになった。ところが、国税局の方から、同和対策室だと思つたのです。そこから言うてきたので、今度は署長同行で局へ行つて、そして結局所得ゼロに落としてしまつておるわけですね。こういうふうな扱いが、金ラベルになるとや

られていくわけですね。しかもここに載つてゐる担当官は、課長補佐の印と担当者の印が同じ人の、これは名前はいませんけれども、同じ人の印が押してあるわけですね。これはいわゆる統括官ですね。こんな扱いをして、そしていわば脱税を、局の中で同和対策事業だということをやつて

いるということになるじゃないですか。それがたまたま一つじゃないわけですね。これはそういう詳しいことが書いてありますけれども、あと課税で、この前もちょっと言いましたけれども、全部ゼロと書いて、明細別紙と書いてあるだけでそのまゝ通つておるわけですね。課税所得でゼロ、何もかも全部ゼロと書いておいて、それが国税局へ出されてそのまゝ通つてしまつたということになったら、これは全く徴税機構が麻痺されておるといふことになるじゃないですか。それも同和関係者かどうかかわからぬわけですね。ただわかつておることは、大企連ということだけがわかつておるのです。こういう扱いは、これは国税局は責任を持つて——何遍も繰り返すようですよけれども、私は苛

業は重要だということ、こういうことで差別をすることによってできるものじゃないんだ。ちゃんと課税をし、そういう中で今度は別にしかるべき処置をとらなければいかぬのだつたら、そういうものとして見るべきなんであつて、やみからやみへ罪のような形でやられておるということになつたら大変なことだと思つたのです。そういう点に於いての税務署側と、国税当局側と、それから大蔵省としての基本的な考え方というものをはつきりしておいていただきたい、こう思つたわけですね。

○磯辺政府委員 ただいま先生御指摘になりました事案、私はあえてそういった事案がないということとはここで否定する考えはございません、事実先生がそういった事実を把握しておられるということでございます。しかし同時に、全部そういったかっこうで処理されておるといふものではなくて、またかなりの部分につきましては、やはり事後調査によつて修正申告の徴税をして課税処理をしたケースもかなりございます。

ただ、これは先ほど申しましたように、私の立場でそういったことを申し上げるのは、また非常におしかりを受けるかもしれませんけれども、同和問題というものが非常に歴史的な背景を持った根の深い問題であるだけに、やはりそういった問題というものがなくなつてしまふのが一番理想でありますけれども、一挙にそれを変えていくといふのも、いろいろとトラブルがあつて、かえつてこの問題を円滑になくしていく、こういった問題の解消をしていくというのに必ずしもプラスじゃない。そこにはやはり同和の人たちの置かれた歴史的な背景なり、それからまた特殊な事情というものを加味した、いわゆる実情に即した課税というものがあつては行われるのもこれまでやむを得ないんじゃないか、私はそういうふうな考えでおります。

ですから、先生のおっしゃいましたことを私はあえて否定するつもりはありませんし、それからまた同時に、現在そういった事例を御指摘になり

ましたら、そういう事例が全然ないということ
を申し上げる考えは毛頭ないわけでありませう
けれども、それほどこの問題というのは国税当局
としても非常に苦勞し、またいろいろ頭を使い
ながら処理しておるといふことも御理解願いた
いと思ひます。

○東中委員 あなたは、そういう事実がないとは言わない、しかしそれはそのまま置いておくのだから、これはもう公務員としては許されがたい憲法違反をやっていることになりますよ。憲法は、差別をしない、ちやいかぬ、公務員は憲法を守らなければいかぬ、というのが大原則でしょう。そういう原則の上から見て同和問題というのも問題になっているわけでしょう。だから、少なくともそういう問題があるという時点では、これは調査をしてそういうことのないように努力をすべきだ。

だって、いま私が挙げた例なんというのは、局から税務署への交渉で、税務署側が署長同行の上で行って特別な扱いをする、こんなことは実際考察えられぬことでしょう。そういうことがあっても、それはいいんだ、何となればそれは同和問題だから、というふうなことは、法治国家では許されません。行政官として許されないのです。それでもあなたは、同和問題はうるさいからそのままほうっておくのだという姿勢をとるのですか。国税庁の方針としてそういうのをとるのですか。そこをはっきりしなさい。

○磯辺政府委員 許されると言っておるわけでありませんで、私は決してそれがいいという考えはないわけでありますけれども、ただ、一挙にそれを変えろということもまた摩擦が多いだろうということとを、第一線の税務の執行に当たって心配しておるわけであります。ですから、私は、決してこういったふうに全く課税を行わずに済んでおる、放置されておる、そういった例が間々あるようにございますけれども、そういったのがいいと申言っておるわけではございません。ですから、それはやはり是正すべきものは是正していくという

考えをこで申し上げておるわけでありませう。ただ、それが余りにも第一線の税務行政を混乱させるようなところで短兵急に行われると、またそれに対する問題も多いかというふうに心配しているわけでございます。

○東中委員 短兵急にやれとばかりは言っているわけじゃないのですよ。是正するについては、是正する方法があるだろうし、最も摩擦の少ないように効果的にやることを考えるのは、これはあたりまえのことなんです。あした行けと言っているわけじゃないし、短兵急にということはあるが、あなたが勝手に言っているのであって、私は短兵急にやれとは一つも言っていない。是正さるべきものは是正さるべきだ。そのために国税庁としては考える。そういう措置を摩擦の余り起こらないような方法

で考えるというならわかりますよ。しかし、摩擦が起こったらかぬから、だからいいとは言わぬけれどもほうっておくのだ、というニュアンスの発言をされるから、私は声を大にしてこういうことを言っているのである。

それから、この前お聞きした同和控除の問題、事業所得の三〇%を一律に天引きするというやり方、これは申告書の中でそれが出ておって、しかもそれが是認されておる。これは時効になってしまふようなケースでありますけれども、しかし最近のケースで言っても、今度は法人の申告の中で、同和控除という言葉は使わないけれども、事實上それを引いている。計算をすれば明白に三分の一になっているというふうな事例がある。国税庁としては、そういうものは認められない、適法ではないという答弁をされた。ところが、実際にそれがやられておるということになれば、それだけ正すべきは正さなければいかぬではないか。同和控除をするというのだったら、必要で合理的で、そして納得のいくことなら、それは法制度を交えてやればいいわけだ。

ところが、法制度上は許されないというのに、実際にはやっているというふうなことになるたら、これはいかぬじゃないか。事実、そういうものは

一時はあったけれども、いまはないとおっしゃるけれども、去年もあったんだから。そうなれば、そういう問題についての調査をやり、そして正していくという事でないと、特別扱いをしていることになるわけですね。法に反して特別扱いをしているということになったら、これは差別なんでは

すよ。必要ならば、ちゃんと立法措置をとって、国民が納得できることならば、そういう措置をとってこそ、差別をなくしていくことになるのじゃないですか。法の前の平等ということが差別をなくしていく大原則であるだけに、いまやっておる国税庁のやり方は、逆に差別を助長するようなやり方になっておる。差別的態度で接しているということになるんだということを私は指摘しているのだから、その点についての姿勢を正してほしい。

大企業という特別の団体に入っているから特別の利益を与える、それは同和関係者という名前で言っていますけれども、同和関係者であるかどうかともわからない、同和関係者の中でも、そこに入っていない人がたくさんいるということもわかって

ている。その人たちにはどういう扱いをしないということになったら、まさに特定団体に対する差別でしょう。差別優遇です。また一方では、ほかの業者の団体については、今度は逆に差別をするということになったら、これは裏返しの関係です。

から、どちらも許されないことだというふうに私は思うのです。そういう点で国税庁としての姿勢を、また大蔵省としての姿勢を、はっきりと示していただきたいということを言っているわけです。

○森(美政府委員 東中先生の、差別をなくするために逆に差別をつけてしまうというお話、よくわかります。その点につきまして、やはり何としても法治国家でございますし、正しい行政をしていきたい、私どもはこう考えております。

○磯辺政府委員 私たちも、法の前平等という憲法の大原則の例外とか、あるいはそれを否定するということ気は毫もございません。それは御理解い

ただきたいと思います。当然のことと思いますが、ただ、この同和問題というのが非常に複雑な問題であるだけに、私たちは先生がおっしゃいましたように、摩擦の少ない方法で課税上の公平あるいは法の前の平等というものについての実現を図っていききたいと考えております。

○東中委員　質問を終わりますが、摩擦をなくするということ、なるべく摩擦のないようにするということ、それ自体はいいことでありますけれども、摩擦をなくするという名前でもしいわゆる融和政策になっておたら、これは差別をつくっていくことになるわけですから、法に反して、法の前の平等の原則を踏みじって、事実上の扱いで特別扱い、たとえば受付を特別につくる、ほかの団体やらぬことだけれども、良識をもってほかの団体はそんなことはないだろうと期待しています。

というふうに国税庁次長が言われたということは、ここへ持ってきておるのは、これは良識によってやってきておるのではないんだということを書いておられるわけです。裏返して言えば、そういうことであることは明白なんです。しか

し、それをそのまま認めるということになれば、この団体はどうせ良識がないんだからそれをそのまま承認するということになって、ここで一つの差別が出てきておるのですよ。そういうことを改むべきだということをおっしゃるわけでありま

す。
それに対して、是正する、やり方についてトラブルを起こさぬようにということを言われておるので、そういう配慮をされることは、私たちは一つも配慮しなさんなというようなことは言っていない。

ないわけであって、是正の方向を一日も早く進めたいということを強く要望しておきたいと思ひます。

○磯辺政府委員　先生の御趣旨はよく理解いたすところであります。ただ、いま先生おっしゃいます。

したように、良識がないから一括して持つてこれると認識しておるというふうにおとりになられても困るのです。ですから、その点は御理解いた

できます。

○東中委員 困るのはあなたの勝手ですけれども、あなたが言われたのは、ほかの団体が持ってきたらどうなんだと言うたら、国民の良識に期待して、そういうことではないと思う、こう言うから、そう言われたことは速記に残っておくことで、そうすると、そういうふうには持ってくることは、良識に期待しておいたら普通はないわけなんですよ。ところが現実にあるわけでしょう。しかもその理由がわからないという立場でしよう。しかもそれを受け入れておけるということになれば、良識のない行為に同調しているということになりますから、論理的にそうなるという指摘を私はしたのであって、あなたの言葉でそう言ったとは一つも言っておりません。

以上で終わります。

○上村委員長 田中昭二君。
○田中(昭)委員 私多しうりの大蔵委員会でありましたが、当委員会の各委員の先生方が、税法の改正というところについていろいろ熱心に御討議なさっておることを聞きまして、私も心強く思っています。

いま東中委員からお話があったおりましたように、税務行政の中には大変むずかしい問題が存在していることは私もわかるのですが、いろいろな議論をいたしまして、この委員会における税法改正についての野党の立場での意見というものが、その年の税法改正に反映したというものはほとんど見たことがない。そういうことも、ほかの国会審議と並べてみて、どうも私は納得がいけない。大蔵省にはきつい言葉ですけれども、大蔵省が決めたことは何でもそのとおり。特に税制は、国の歳入確保のためにという立場はわかりますけれども、ちょっとその辺がいつも私は気にかかるわけでありまして。

そこで、将来のことと同時に、過去にさかのぼって見ますと、その税法改正、そして国民に減税をするという約束、それが現実の税収の面、また国民所得の面、給与所得者の所得の伸びにどう

反映したか、こういう観点からもう少し議論すべきではなからうか。そこで私は、そういう面でも、税法改正の具体的な問題よりも、そういう過去にさかのぼっての税収の実績というものを踏まえて議論することが税法改正に寄与する面があるので、はなからうか、こういう立場に立ってまず質問を始めてみたいと思います。

税収の見積もりについてはいろいろ議論をしてまいりましたが、きょうは具体的に示しながら、政務次官も、私の発言は大変聞いて勉強もしてありますから心強く思いますが、主税局には大変な指摘になりますけれども、一応事実を確認しながら述べてみたいと思います。

私が、ちょうど昨年の、三月に入ってからだと思えます。四十八年度の補正後の税収の見積もりを尋ねました。御存じのとおり四十八年度の税収は、補正後では、端数は切りませんが、十二兆五千億であります。当時、昨年の三月ですから、ちょうど一年前ですが、その十二兆五千億の税収は、四十八年度ははるかに超えるのではないかと、毎月のいろいろな税収の収納状況を見ても、それで具体的に、私も十二兆五千億が十三兆円をはるかに超えるのではないかと、こういう指摘をしたわけでございますが、当時の主税局長は、いまの事務次官ですが、それを頭から否定されたのは御存じのとおりです。政務次官も御記憶があると思えます。十二兆五千億を上回ることもないだろう、上回ってもちょっとだろう、そういう御発言、また専門家の長年の経験と大蔵省の優秀な頭を使っている当時の主税局長の判断であったわけでございますが、残念ながら、三月が一月月間過ぎましたところが、十二兆五千億からはるかに超えてしまった。八千億弱超えて、十三兆三千億になったわけですね。

だから、この国会におきましても、四十八年度の決算剰余金については御審議があったように聞いておりますけれども、こういう莫大な剰余金を出したということは——税の専門家である優秀な頭脳を使って、一年前の現時点において見積もり

が十二兆五千億というのは低い数字を言ったんだ。そういうことで四十九年度の予算もつくられたわけですが、十三兆三千億という頭で四十九年度予算をつくるのでなくて、十二兆五千億は超えない、超えてもちょっとだろうというような感覚で予算をつくって出された。結果から見れば十二兆五千億が誤りで、十三兆三千億以上収入があったんです。こういう過ち——過ちと言えど誤解がありますけれども、税の専門家の主税局長さんが、大蔵省の頭脳を駆使して見たものが、昨年の三月だった一カ月でその差額でいけば八千億も税収の見積もりを少なく言わなければならなかったというのはどういふことなのか。当時の主税局長でないけれども、大蔵省におかれて一緒に働いた方ですから、主税局長さんと政務次官からひとつそのことに対するお考えをまず聞いておきたいと思う。

○中橋政府委員 昭和四十八年度の税収につきまして、補正予算額を、いまおっしゃったように約八千億円も超えて収入があったということはまさに事実でございます。それをちょうど一年前の時差におきまして予測できなかったということにつきましては、私も主税局に関係いたしておりました者の一人として、非常に遺憾に思う次第でございます。

ただ、税金について詳しい御経験があまりにないならば、この時点について、繰り言になりまされども、非常にむずかしい段階であるということとは十分御理解をいただけたらと思います。と申しますのは、確かにもう年度末近くになって、収入がほとんど見通せるではないかというような時期ではございますけれども、ちょうどこの三月、四月に入りますと金額といえますのは、昨年で申しました約二兆円を超える税収が入ってくるわけでございます。それは、一つには所得税の確定申告という一兆を超える金額が入ってくるわけでございますし、それから他のいろいろな税目もございまして、特に十二月決算の申告をいたしましてくる法人税が、やはり二月末から三月、四

月と入ってくるわけでございます。そのほかに、それまでの申告時期の法人税の延納分が入ってくるわけでございます。

そこで、ちょうどこの時期、昨年も恐らくそんな時期だったと思いますけれども、あと二月でありますから、本当に見通さなければならぬのでございまして、何しろ確定申告というものが、一体どういふ納税者の反応でもって入ってくるかというのが一番むずかしいわけでございます。特に昨年は、譲渡所得につきまして、後から振り返って見ますれば、予想に反しましてかなりの税収が入ってきたというところ、それから十二月決算の、一年事業年度の法人税がかなり入ってきたということから、いま御指摘のように八千億円足らずの税収が入ってきたわけでございます。

われわれとしましては、もちろんその職員にありましても、的確に税収を見積もらなければならぬと思いますが、どうしましてもそういう経済のふれが反映してまいり。しかも土台が、何しろいまもおっしゃいましたように、当時は十二兆五千億でございます。そういうような大きな土台になっておりますから、残念でございますがそういう事態を招いた次第でございます。

ところで、それでは四十九年度の税収を見積もるときには、確におっしゃいますように、いわばより低い段階の税収が四十八年度に実現をされるであろうということも土台に税収を見込んだことも事実でございます。しかし、その後四十八年度の実績がわかりまして、そういう実績をもとにしまして、その後の経済情勢を反映させまして四十九年度の補正というものを組んだわけでございますから、その見込み足らずの部分というのは、補正ではそれだけ修正を加えたという事態になつておるわけでありまして。

○森(美)政府委員 田中先生は税の専門家でございますから、あるいは釈迦に説法かと思えますが、私は高度成長下においてよく取り過ぎたということは間々あることだと思えます。しかし、今後安定成長下になりまして、いろいろな面であ

るいは予想より違つてマイナスになったというようなこともあると思います。そういう意味におきまして、今後の安定成長下のこういう見通しについては、より慎重にやらねばならないと考えております。

○田中(昭)委員 主税局長から答弁をいただいたわけですが、その中に、ちょうど一年前の時点においては、一月末の税収を私たちは知らしてもらつておたわけですね。皆さんは大体、二月末ぐらいのやつが予想できておつたと思うのですが、仮に一月末にしても、十二兆五千億を超えておつたんじゃないですかね。それは一遍数字を出してみませんか。そういうことが、いまあなたが答弁なさつた中で大変矛盾してくるということをお、いま私は言わなきゃならない。

なぜかならば、見誤つておつたから四十九年度予算では途中で補正をしたと言つけれども、そういうことでは——私も税の専門家と言つても、私の頭はこれだけのものです。しかし、皆さんには相当の専門家がたくさんいらつちやつて、大きな目で見た数字が、私の言うことよりも当たらないというのはいずれにしろ私は納得いかないのです。私は、十三兆円は超えるだろう。あなたたちは、あくまでも三月の時点では、一月末の税収がわかつておりながら、十二兆五千億に近づきながら、十二兆五千億を超えないと言つて言う。私の乏しい頭で十三兆円を超えるのが、あなたたちがそれ以上のものを持つておりながら、十二兆五千億しか取れないと言つたものが、半年、一年もたつてわかるのじゃないですよ、たつたそこに二十日か一月です、その時点においても崩れるというところは、もう何遍言つても議論にならぬかもしれないが、そういうことでは、現実には四十九年度の税収がまた見誤りだつたという現実が、いままた起こつてきておるのじゃないですか。

四十九年度の補正をして、四十九年度の補正後の歳入額に今月末で到達するかどうかどうだろうか、歳入欠陥を生ずるんじゃないだろうかという新聞報道等もされておる。これは現実ですよ。そう

いう心配でも出てこなければ、あなたたちの言うことが——私がそのとき指摘して、まあいづれにしろ見誤りがあつたことはあなたも認められますけれども、現実には四十九年度は歳入欠陥が出てくるんじゃないかという現実がまたある。報道もされておる。

それでもう一つ、政務次官、事務当局はいろいろな数字を扱つてつづいた以上は、それに固執すると思ひますけれども、そういう点に早く気づかれる政務次官もりっぱな政務次官なんですよ。何かそういうところにはばつと早く気づくようなのが政治家の資質でなければいかぬと思ひます。政治家の資質でなければいかぬと思ひます。そういう政治家の資質になっておられると思ひつても、まあ少し大蔵省当局をよく見てやつていかれるのかどうか、決意をお伺いします。

○森(美)政府委員 一番重要なことでございますから、一生懸命勉強したいと思ひます。

○田中(昭)委員 私は一般会計の税収の見積もりと決算額との問題をいまから問題にしたいと思ひます。

一般会計の中の税収の見積もりと決算額を——見積もりということとは当初予算というような考え方と比較してみますと、相当な差が出てきておるわけですが、それが、先ほど政務次官も言われたけれども、ある年は当初予算よりも少なく入つて減額するときもありますから、こういう特別な場合は除きました。主税局長はこの前から見せてあるからもうよく知つておるのですよ。あなたが覚えてもらふと……

ちよつと数字が見にくいけれども、四十年から四十五年の数字を並べておられますね。ここで見てみますと、その右に書いてありますように、当初予算と決算との割合は五・六割という数字が出ておるのです。その上は、当初予算と補正予算の割合は、当初予算に対して補正は四・八割のふくらみがあつたということですね。ところが、実際の決算額で見ると、それよりなお〇・八割ふえて五・六割だつた、こういうことです。

ところが、田中内閣になりましてから、もちろ

ん経済の高度成長というのが一遍に出てきたという形かもしれません。いつも主税局長は、譲渡所得がふえたとか何とか言ひますけれども、譲渡所得がふえたのはもちろん、物価の値上がりとかいろいろなものも関係しているのですから、それは数字はふえるにしても、根本的には、四十七年から四十九年の三年の比較がまたその右に出ておるわけですね。これで当初予算と補正と見てみますと、平均一〇割です。ですから、四十年と四十五年よりも倍近くやはり補正は多く見なければならなかつた。いわゆる経済の変動が激しかつた、高度成長がぐつと影響したということでしょう。

それは、補正をそういうふうに見たのですからいいのですが、その次に予算と決算額で見てみると、そこに訂正しておりますが、一四・三割、前の四十年、四十五年よりも約三倍弱。補正と見た場合でも四・三割、前は〇・八割だつた。それが今度はたつた三年ですけれども、一けた違つて四・三割という数字が出てきた。

大体おわかりいただいたようですが、こういう差が出てくるということとは、この差額というものは、四十五、六年度まで、田中内閣になって特にそういう差が出てきたということもまあこじつければ——こじつけるといふより、現実そうですからそうなるのですが、その差は大体どう見ればいいのか、どう理解すればいいのかわかりません。か、主税局長の方から先にお答えになつて結構です。

○中橋政府委員 その差といふのは、やはり経済見通しが実績に比べて低かつたということによります。

その一つは、給与の伸びとありますが、経済見通しによりましての雇用者所得において、当初と実績との間に乖離があつたということでありまして、それからもう一つは、法人企業の利益とありますが、当初の見積もり以上に非常に伸びたということが原因になつておると思ひます。

大体この二つが、当初予算において経済見通しによつて税収をはじましたのと実績において非

常に乖離が出た。しかも、それがおっしゃいますように、昭和の四十年代からずっと見てみまして、大体四、五割ずつ伸びておりますが、さらにそれが四十七年において一割、四十八年は、その上に加えて、譲渡所得の見込みよりもはるかに多い実績があつたということから二割になつておりますから、後半を通算して平均をいたしますと、おっしゃるような伸びになると思ひます。

○森(美)政府委員 局長と同じであります。私はもう一つ、やはり産業界の伸びというものの計算が、常に高度成長下では見誤られたところ考へております。

○田中(昭)委員 少し足らぬけれども、この問題はこれで終わつておきましょう。

それであと、私はいつも大蔵委員会でも、源泉所得税の中の給与所得者が大変税金が過酷になつておる、いつも予定よりも多く取られておるというやうな問題をずっと指摘してきておるわけですが、けれども、なかなかその辺の——まあ税法の改正で、当初予算を組むときには、減税しましたというやうなやつで、実際は税収が上がつてくるというやうな形が多々あるかどこかに飛んでしまつたというやうな形が多いわけですから……

この前分科会で、主税局長さんと数字のことで大分あれしましたから、今度はある程度頭に入つておると思ひますが、四十八、四十九、五十年、この三年で、税収を見積もる場合の当初の給与所得者の所得の総額と給与所得者の税収見積もりですね。そして、その所得に対して税収は何割になつておるのか、実績分は実績分として、見積もりは見積もりとして、それをもう一回教えていただきたい。

○中橋政府委員 四十八年度について申し上げますと、当初の見込みにおきましては、給与総額は四十三兆五百六十八億円でございます。それに対応いたしまして、税収としましては、二兆二千六百四十三億円を見込んでおりました。

それに対して四十九年度でございますが、納税者の給与総額が四十九兆五千四百八十七億円

ございまして、それに対して二兆一千八百八十億
円税収があるというふうに見込んでおります。

さらに、昭和五十年年度について言いますと、納
税者の給与総額は六十八兆七千三百億円で、それ
に達しまして、それに対して三兆四千三百九十
億円の税収があるというふうに見込んでおりま
す。

○田中昭委員 また一つ落とされました。四十
八年は実績でまずわかつているんじゃないかとい
うことが一つ。それから、給与総額に対する税収
のパーセント。

それでは政務次官、これはお互いに頭は大して
よくないのですから、いま主税局長が答弁なさ
たものからいきますと、四十八年は、見積もりで
すが、四十三兆円に対して二兆二千億。ちょっと
そこに書いてください。それから四十九年は四十
九兆円に対して二兆一千億。これは専門家に聞か
すとも、またいろいろくだらぬあれをしますけれ
ども、くだらぬというか、失礼しました、くだらぬ
じゃない、いろいろ議論されるけれども、常識的
にちょっとこれはまた問題があるのですよ。そし
て今度は、五十年が六十八兆円で三兆四千億、ま
あ端数を切ります。

だからもう一遍、主税局長さん、四十八年は実
績がわかつておもうから四十八年は実績で、それ
から四十九年も、補正を組んでいるんだから、大
体実績に近い見込みで言ってもらって、そして給
与総額に対する税収のパーセントを言ってみてく
ださい。

○中橋政府委員 実績としまして私どもは税収を
持っておりますが、税収の中で今度は実際に納
税者の給与総額が幾らであったかというのは、
ちょっとたまたま持っておりませんので、申しわ
けございません。

○田中(昭)委員 ちょっとそこをよく教えておか
なければ、もう何遍も同じ質問をしなければいか
ぬですから。四十九年の補正を組んでいるんだか
ら、四十九年の給与の総額の見込みと税収とパー
セントがまた抜けた。

○中橋政府委員 四十九年度の補正を組みまし
たときの基礎になりました納税者の給与総額は五十
八兆二千三百二十二億円で、見込みまして、それ
に対応する所得税は二兆七千七百九十四億円で、見込
んでおります。

○田中(昭)委員 また四十八年が抜けた。そして
また、割合も言われないから、せっかく私は、森
政務次官によくわかつてもらおうと思いましたが、
けれども、もうこれじゃ質問ができませんね。時間
がかかります。残念ですけれども、この際、政
務次官に勉強してもらおうと思いましたが、これ
も、できませんから、後でそれなりにひとつ当局
にあれしておいてください。

そこで、問題を変えます。今度は、いまお渡し
しました数字の裏に、こういう表がついておりま
す。

その前に、もう少しあれしておきましょう。い
ま主税局長はわからぬとおっしゃったけれども、
おたくの参考資料によりますと、これは新しいの
はもってないんだけれども、雇用者所得とい
うのは四十七年、四十八年、四十九年は――まあ
私は四十七年は言っていないから、四十八、四
十九年は大体数字が出ておりますよ。違います
か。――それじゃ言ってください。

○中橋政府委員 雇用者所得と申しますのは全体
の雇用者でございまして、税金に関係があります
のは納税者の給与総額でございまして、私が先
ほどいろいろ申し上げましたのは、納税者の給与
総額の見込みを申し上げたわけでございまして、し
たがいまして、それがなかなかつかまりがたいと
いうことでございまして。

○田中(昭)委員 雇用者所得と納税者の給与所得
との違いということばかり申すけれども、それ
じゃその差というのをはきちつと申すところ
か。いまあなたは四十九年は五十八兆円とお
っしゃったけれども、五十八兆円とここに申す
六十三兆円の差額が税金のかわらない人の所得で
すか。

○中橋政府委員 所得税の失格者の雇用者の所得

分でございます。

○田中(昭)委員 そうじゃないんです。前の数
字がはきりしませんから、これはやめておきま
す。

それで、さっき言いましたこの表を見てください
い。この表は、四十四年から四十九年までの給与
所得の源泉所得税を見積もる場合の伸び率と、そ
れから雇用者所得の伸び率を書いてあるわけだ
が、この伸び率というのは、私は大体そう変わ
ってはいないものだという判断を持っているので
す。それは、税金のかかる者もかわらない者も、
全体の給与所得者というのは、一人当たりで見
ればそんなに差はないはずですから。どっちかとい
いますと、ここに出ておりますように、税金の伸び
率の方がちょっと低いといいますが、そういう程
度になるのが常識だと思えます。

そうしますと、政務次官、ここに出ておる四十
九年の雇用者所得伸び率というのは、大体見込み
ですけれども、実績に近い伸び率が出ておるの
です。これはなぜかと言いますと、ここに
経企庁が予算委員会に提出しました資料の実績を
もとにした数字が出ておるわけです。これから
拾ったわけですから大体間違いのないわけです。そ
うしますと、四十八年は給与の総額は二四〇億
ね。それに対して一人当たりが二二・二億、四十
九年は二九〇億、それに対して一人当たりが二七
億、こういうことになっておりますが、こうなり
ますと、五十年度は、この雇用者所得というのは
これは見込みですから、いままでの各年のずっと
伸びから見ても、余り高く言わないで、悪かろ
うから低目に見積もったところで、主税局長はど
う思われますか。

○中橋政府委員 現在の政府の経済見通しは、一
人当たりの雇用者所得は一七・一でございまして
で、今日の段階としますれば一七・一、それに雇
用の増が二でございまして、一八〇程度伸
びるということを見込んでおります。

○森(美)政府委員 私もう思っています。
○田中(昭)委員 それは違いますよ。税収の伸び

はそういう見方でいいでしょうけれども、雇用者
の所得の伸びは全然違うじゃないですか。ずっと
各年見てくださいよ、あなたも。あげたから持
てるでしよう。もう一度あげましょうか。税収
の伸びはそれでいいんですよ。見てくださいよ。
左側が雇用者所得の伸びでしよう。右側がいまあ
なたが言った税収の見積もりの場合の伸びです
よ。

国税庁次長、次長はどう思われますか。実際税
金を取って結果を見ておるのだから。四十九年
が給体が三〇〇近く伸びた。一人当たりが二七
億。四十八年が給体が二四〇億伸びた。一人当
りが二二億伸びた。四十七年も申し上げましょ
う。四十七年が給体が二七億伸びた。一人当
りが一五億伸びた。これが雇用者全体の伸びの
前年対比です。これは実績値です。そうすると、こ
としの税収は去年の源泉所得税の税収よりも一兆
円以上多いのですよ。一兆円以上多く取るの
です。そういう見積もりです。そういうことも勘案
して、税収の伸びにかかわらず、この経済の動き
から見て、一人当たりの伸びだけで結構ですが、
国税庁次長はどのくらいに思われますか。

○磯辺政府委員 詳細な計算をすれば出ると思
いますけれども、ちょっと私……(田中(昭)委員
「低目でいいから大体の見当として」と呼ぶ)
ちょっと計算……

○田中(昭)委員 三年間、私がうそを言ったの
じゃない、実績を言ったのだから。それから計算
すれば、ことしは一兆円もよけい見ておるのだか
ら、大体その近似値がそのくらい言ってもらっ
ていいでしょう。わからなければ主税局長。

○中橋政府委員 実績と予算の当時の見積もりの
乖離をおっしゃっているわけでございます。実
績で申せば、給与は、おっしゃいますように、四
十八年は二四、四十九年は二九億伸びたわけでござ
います。それに対して、当初の政府経済見通
しによりますれば、四十八年は一七の伸びであり
ましたし、四十九年は一八の伸びでありました。
したがって、当初の見積もりが四十八年度、

四十九年度は実績に比べて少ないのじゃないかという御指摘はまさに当たると言います。

しかしながら、それだからと言いつて、本年の給与が総額で一八兆伸びるという政府見通しが、四十八年、四十九年と同じように非常に低過ぎるかということになりますれば、私どもは、四十八年、四十九年のようなことにはなかなかないがたいのじゃないかというふうに思うわけでございます。

○田中(昭)委員 あなたはそう言うけれども、あなたがこの前の分科会で私に答弁したのでは、あなたが言っておるとおり読みますと、「四十九年度当初で一八兆伸びを見込んでおったのに、実績として二七兆になるであろう」ということは確かでございます。」「こうあなたは言っておるのじゃないですか。それでいいんです。」「しかし、五十年度は一七兆見込んでおるのに」「こう言っておる。だから政務次官、もう一遍数字を見てください。右側の一七とか一八。四十八年が一七で、そのときに一人当たりは二二兆伸びたわけでしょう。四十九年は、一八のときに二七兆伸びたわけでしょう。そして五十年はまた一八と見ているわけです。それじゃこの二七に近いところになるんじゃないですか。

主税局長、これは四十九年度けれども、税収は一八兆見込んだ。これはいいのですよ。実質の雇用者の一人当たりの伸びは、あなたも、実績として二七兆になる、これは確かだ、こう言っておるのですよ。これを区分けて読まなければ。税収の見積り伸びとそれから雇用者の実際の伸びは別でしょう。あなたは税収の伸びを見ると、税金のかかるものだけを見たとおるのだから、この雇用者所得というのは、税金がかかろうとかがかまい、全体が入っておるのだから。それでいい。あなたが言ったとおりなんです。これはこれでいいのです。いまあなたは違った発言をするから、また私、念を押しておる。

だから政務次官、四十八、四十九、五十、この税収の伸びが、仮に五十年を除いて四十八、四十

九は、税収を見積もるときは伸びとその前を通して見てみませんか。大体同じで、雇用者所得は伸びていないのですよ。四十七年は一五で一五しか伸びていませんけれども、その前は一七のときに一四しか伸びていない。見てください。だけれども、四十八年は一七で二二兆伸びたんだから、四十九年は一八で二七に伸びるんだから、五十年は一八ならば幾らに伸びますか、政務次官、勘でいいから、何も重大問題になるんじゃないんだから。

○森(美)政府委員 これは初めて見たデータでよくわからないのですが、おっしゃるとおり、一七が二十幾つになるだろうということも成り立つかも知れませんが、たとえば四十六年で、いま御指摘のように一七が一六になる場合もございまして、これは一応いま局長が答えた姿で私はいいと思っております。

○田中(昭)委員 早くやれ、もう時間が無いというのですから、またこれもはしらはなければいかぬけれども、どうもおかしいな。それじゃ、国税庁も来ておられますから聞きま

すが、全然大きく変わりますけれども、何か国税庁は、昨年の金脈問題以来緊張されて、五十年度は、政治家の実態調査といいますが、政治家の調査は厳格にやるといふようなことで、昨年の年末からいろいろ会議をなさったようですね。その模様をひとつでできる範囲で教えてください。

○横井政府委員 田中議員御承知のように、政治家の方々の御申告につきましても、一般の方の申告と同じように申告指導いたしまして、必要があれば調査をするということまでこれまでやってま

私どもといたしましては、これまででもかなり種々やっておったと思えますけれども、全体的に見まして、若干調査が少なかったというふうな点はあるかと思ひますので、全国の所得税課長会議あるいは直税部長会議におきまして、問題の一つといたしまして政治家課税についてどう対処すべきかということ議論いたしたわけでござい

ます。その結論といたしましては、現在、具体的な調査は国税局、税務署で行っておるわけでござい

ますが、その体制を変える必要はないであろう、しかしながら、従来若干調査等のための投入事務量が少なかったようであるから、幾らかふやしてはどうかということ、それから、国税庁で各局間の調査上の諸問題の調整とか取り扱い方針の統一等を図つてはどうか、こういう御意見等が出ておるわけであり

ます。そこで、これらにつきましまして、私も問題点を整理いたしまして、近く国税庁の通達を出そうかということと現在部内で検討中でございます。

○田中(昭)委員 それでは余り私にわかるような答弁じゃないのですよ。これは委員長、できまして、私たちが政治家でございまして、そういうことを聞いて私もことしの申告はきちっと自分でやったつもりでございまして、いま直税部長のお話の中で、政治家の調査が少なかったというふうなことを言われましたが、政治家といつても国会議員から町会議員までおるわけですから、それが実態どういふふうな調査になってお

ますか。こういうことを言う人がおるのです。池にコイがおって、コイをつかまえておいて、おと音と音と音が、コイが沈んでしまつて、濁つてしまつてわからなくなつた。それと同じだ、今度の金脈調査のあれは。こんなものがある

ますよ、抜けていますよと言つて、いまの税務行政の体制の中で配当所得の名寄せもできないような状態で、それは調査にならないと言ふんだ、現実にや

つたものから言へば、大臣は、いや調査をやつておられますと言われるけれども、それは大臣は税務調査に行つたことがないからわからぬ、あなたたちでもわからぬだろうと思ふ。実際、調査といふのはそんなものじゃないですよ。国税庁次長さんはそういうことをやられたことがあると思

う。いま私が言った、働いてしまふような状態で、調査といふのはある程度限界があると思ふのです。感じを言えば、そういう感じはしませんか。それとも何か別にあなたの言ひ分があつたら言つてくだ

さい。○磯辺政府委員 調査の方法でござい

かの場合には、先生御承知のように、事前にそれが漏れると大変なことになりますけれども、一般の調査においては、できるだけそういった公開したところで調査を進めていきたい、かように考えております。

○田中(昭)委員 それに見習って、ひとつ政治家を調査する場合は、全部、おたくはこういうことがあるでしょうというようなことを、前もって言うて調査をしなければならぬということになる。そういうことは実際、問題ですよ。先ほどから話があるように、税法に決められたものでも、特定の人たちがそれを理由に税金はゼロでも申告は認めて通っていくということが実際あつているとすれば、ここでどんな税法改正を議論しても、かえって不公正でしょう。

だから、最後に政務次官にもう一つ聞いておきますけれども、今国会が始まって三木内閣は、不公正正をやらなければならぬということ、弱者救済、強者をたたく、こういう原理で、不公正正という問題が問題になりましたが、現在の所得税法の中で不公正があろうと思われるものがないまま議論されましてね。项目的に、時間がありまけんから私から申し上げましょう。利子配当の分離課税、それから医者の特別措置による控除、それから資産所得者の優遇、譲渡所得なんか税金が安いじゃないかということ。ほかにもありますけれども、代表的なものを三つ挙げれば、その中でどれが一番不公正を生んでいると思えますか、政務次官は。

○森(美)政府委員 私の判断でございますが、利子配当だと思えます。

○田中(昭)委員 主税局長、それから次長、それぞれ御見解を。

○中樞政府委員 三つの点をお挙げになりましたが、私もその三つについて、ここの改正問題として取り組んだつもりでございます。そのうち、土地についてはかなりの改善措置を御提案申し上げておると思えますが、医者につきましては、一つの改正案を提示いたしておりますので、

残りしました利子配当については、なお今後の課題として残っておると思っております。

○磯辺政府委員 税務の第一線で受ける直観というのは、たとえば田舎に行きますと、多額納税者といいますが、それには必ずしも医者さんといふのは出てきていない。にもかかわらず、非常に優雅な生活をしておられるじゃないか、だからやはりお医者さんの課税というのは甘いんじゃないかというのが第一線の職員の声と思えます。しかし、それも逐次税制の改正等によって、だんだんこういう問題は解消される、かように考えております。

○田中(昭)委員 主税局長も次長も、私の言うた問いに答えてください。その三つなら三つのうちで、あなたたちはどれが一番不公正になっているかというのを私聞いたのです。それぞれの所得がどうだこうだということ聞いてるのじゃないのです。配当、譲渡所得、医者の特別控除、この三つのうちでどれが一番不公正ですか。もう一遍答えてください。

○中樞政府委員 現行法のもとにおきましては、土地が一番問題であると思っております。

○磯辺政府委員 現行法のもとにおいては、医師課税といいますが、医療診療報酬が問題だと思えます。

○田中(昭)委員 期せずして三人ともそれぞれ違う考え方でございますね。これでは不公正の是正なんかというのはおぼつかない。主税局長は頭を振っているけれども、あなたたちが、主税局長になり大蔵省の幹部として、そういう現時点において、それはそれでいいかもしれせんけれども、それでは国民は納得しませんよ。そのことぐらいいは衝に当たる現場の国税庁、主税局——まあ政務次官はお詳しいのだから、高次元で御発言なさっておりますが、私は利子配当が一番不公平だと思えます。政務次官と同じですよ。

それで、こどもう一つ言っておきましょね。私はいろいろな言い方があると思えますけれども、配当所得と給与所得の課税最低限、四人家族の場合の課税最低限の問題がいつも出ますね。この場合に、四人家族の場合に、給与所得は幾らで、配当所得は幾らになりますか。これは主税局長が専門だ。

○中樞政府委員 給与におきます課税最低限は、おっしゃいます家族構成におきましては、改正後百八十三万円でございますし、配当だけの場合におきましては四百五十万円になる予定でございます。

○田中(昭)委員 国税庁次長、それでいいですか。私はいかないと思うのです。まず第一点、これは政務次官、勉強のために、いまおっしゃった数字は、片方は給与は収入なんです。配当は所得なんです。課税総所得なんです。所得と収入と比較するといふことが、これは第一の問題です。そう思いませんか。ではその点に立って、私がいま言うのが間違ひならば、主税局長は同じことしか言わないのだから、次長の方から、その意見を交えて、本当の所得対所得を比較するにどれが正当なのか言ってください。簡単にしよう。所得と所得を比較すればいいのですよ。

○磯辺政府委員 配当所得の場合には、まあほとんど配当収入というものが所得になるということが大体原則でありますけれども、中にはやはり株式を取得するために要した借入金金の負債に対する利子を控除するといふようなことがありまして、配当収入が即配当所得であるといふふうにならない場合もあるかと思えますけれども、おおむね普通の場合には配当収入即配当所得のケースが多いかと思えます。

○田中(昭)委員 それはそれのとおりですよ。あなたはいいことを言ってくれました。配当所得は収入金から借金の利子は引きます。仮に四百万あったら、株を買った場合に借金をして買ってあげれば、その四百万から借金の利子を引きますからぐっとまた低くなる。実際の配当収入は、五百万でも六百万でも一千万でも、借金で株を買ってあげればその利子は引きますから、その利子を引いたのが四

百五十万円です。そういうことになると、またちょっと感覚が間違ひますから、先ほど私が言った給与所得が、給与収入から給与所得控除を引きますと大体百十三万円ぐらになるんじゃないですか。百十三万対四百五十万を比較しなければいけないのです。それをいままで予算委員会等でも、知らない者から見れば、あくまでもあたりまえみたいにおきましては四百五十万円、こういう比較が議論されておる。本当はこれは間違ひなんです。

片方を所得で比較するのだったら、片方も所得で比較しなければいかぬ、課税の所得で。基礎控除と扶養控除、一切の控除を引いたその引く限界が百十三万しかないのです。給与所得の場合には、そうすると四倍なんだ。予算委員会等でもそういうふうを——うそと言うとおかしいけれども、みんなが知らないからそういうことを言い張ってきた。そういうことがあるから、私は配当所得が一番悪い、こう言っているのです。いままでの税法上の沿革はいろいろあるでしょう。それは本当に比較するといふことを要求した場合に、所得と収入と比較するといふようなことが正当ですか。違うでしょう。だから政務次官、百十三万——この数字はちょっと計算すれば百十三万になると思えますが、百十三万と四百五十万、約四倍近い。こういう配当所得は不公正の第一番なんです。どうですか。

○森(美)政府委員 その比較ということよりも、私は率直に申し上げまして、どうしたらこの名寄せ等の問題とかいろいろな問題が解決できるかというところがいま頭がいっているわけでございまして。

○田中(昭)委員 もう時間がないと言っておるから、ここの委員会で大変教育費の控除とか家賃の控除というふうな話が出たと思うのです。これはまた主税局長、答えてください。いま家賃というのは、大体最低幾らぐらいいの家賃から最高幾らぐらいいまで、平均幾らぐらいいの家賃を払っているか。サラリーマンに限定しなす。それから教育費は大体最高どのくらい払っておる

人があるか、私に教えてください。それを聞いて、またもう一回大蔵委員会へ来させてもらって議論しようと思うから。

○中橋政府委員 家賃はいまお尋ねのように非常にピンからキリまでございます。ただ、家計調査によりますれば年額約五万円ぐらい払っておるといふ数字が出ております。教育費になりますと、これはまたピンからキリまでございますし、子供ならば子供がどういふ学校に行っておるかというところでかなり違いがございますけれども、年額約四万円ぐらいの金額を支出しておるようでございます。

○田中(昭)委員 ピンからキリまであるようでございますから、最低の家賃を払っている人が幾らくらい払って、その人は幾らくらいの収入がある人か。それから、最高四万円と言われましたが、そういう人たちはサラリーマンの収入が幾らくらいある人か。同じく教育費もそういうことでわかつておると思ひますから、これはあとでひとつ委員長、資料で出してもらって検討させていただきますというところでお願いしたいと思ひますが、いかがでございますか。できればこれで質問を終わります。

○中橋政府委員 最低ということ申されますと、一体どこをとっていいのかということでございますし、やはり家計調査によりますところの、先ほど私が数字として申し上げましたのが月額で出ておりますけれども、その数字をお出ししていただくことならばできますけれども、低いものは幾らかということになると、もう幾らでも低いものが出てくると思ひますし、あるいは教育費におきまして、たとえば公立に行っておるところと私立に行っておるところと差がございますから、やはり家計調査による数字ならばお出しできると思ひます。

○田中(昭)委員 それでは私は満足しません。公務員で千円以下千円ぐらいの家賃を払って入っておる人もおるのです。それだけでもいいから調べてください、そのくらいは。それと最高、公務

員で、だれでもいいのですけれども、サラリーマンで、まあ四万円か五万円家賃を払っている人はどういふ人があるか。それは国税庁で調べればすぐわかりますよ、毎年調べておるのですから。それから、教育費もひとつそういう意味であつて調べてもらふということでは委員長にお願いしておきますから、よろしく取り計らってください。

以上で終わります。

○上村委員長 次回は、明十三日木曜日午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時三十八分散会